

令和 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後 藤	忍	7 番	品 田	好 博
2 番	三 條	幸 夫	8 番	齋 藤	宏 司
3 番	上 地	史 隆	9 番	松 岡	克 美
4 番	田 中	裕 之	10 番	深 川	昇
5 番	原 本	哲 己	11 番	松 田	信 行
6 番	沢 出	好 雄	12 番	近 藤	哲 雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	住 民 課 長
総 合 支 所 長	福 祉 課 長
会 計 管 理 者	福 祉 課 参 事
総 務 課 長	産 業 課 長
総 務 課 参 事	産 業 課 参 事
総 務 課 参 事	建 設 課 長
移 住 ・ 定 住 支 援 室 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 長
生 涯 学 習 課 参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第1回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和3年3月8日（月） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和3年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）
- 日程第6 令和3年度大空町教育行政執行方針
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 同意第1号 大空町教育委員会教育長の任命について
- 日程第9 同意第2号 大空町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第5号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第6号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第1号 大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第2号 北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定について
- 日程第16 議案第3号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第4号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第18 議案第5号 令和2年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第6号 令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第7号 令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第8号 令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第9号 令和2年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第10号 令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第11号 令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第12号 第2次大空町総合計画基本計画の変更について

日程第26	議案第13号	大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
日程第27	議案第14号	大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
日程第28	議案第15号	大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第29	議案第16号	大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第30	議案第17号	北海道大空高等学校寄宿舎条例制定について
日程第31	議案第18号	大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定について
日程第32	議案第19号	大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第33	議案第20号	大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第34	議案第21号	大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第35	議案第22号	大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第36	議案第23号	大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第37	議案第24号	大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第38	議案第25号	大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第39	議案第26号	大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第40	議案第27号	大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について
日程第41	議案第28号	令和3年度大空町一般会計予算
日程第42	議案第29号	令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
日程第43	議案第30号	令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
日程第44	議案第31号	令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算
日程第45	議案第32号	令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第46	議案第33号	令和3年度大空町簡易水道事業特別会計予算
日程第47	議案第34号	令和3年度大空町下水道事業特別会計予算
日程第48	議案第35号	令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	住民課長	星加政志
総合支所長	田中信裕	福祉課長	鈴木章夫
会計管理者	平田義和	福祉課参事	阿部雅浩
総務課長	林敏美	産業課長	作田勝弥
総務課参事	松川一正	産業課参事	中村直樹
総務課参事	塚原章裕	建設課長	高島清和
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田 勉	事務局主幹	田中 学
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

令和3年3月8日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

諸 般 の 報 告

《令和2年12月16日～令和3年3月8日》

- | | |
|--------|---|
| 12月16日 | 第16回総務厚生・第16回産業建設文教合同常任委員会
第16回総務厚生常任委員会
第16回産業建設文教常任委員会
第16回議会広報常任委員会 |
| 22日 | オホーツク町村議会議長会役員会（網走市） |
| 1月18日 | 第13回議会運営委員会
第17回総務厚生・第17回産業建設文教合同常任委員会
第17回総務厚生常任委員会
第17回産業建設文教常任委員会 |
| 27日 | 斜里町議会総務文教常任委員会視察来町
第17回議会広報常任委員会 |
| 2月 5日 | 第18回議会広報常任委員会 |
| 16日 | 第19回議会広報常任委員会 |
| 19日 | 第14回議会運営委員会
第18回総務厚生・第18回産業建設文教合同常任委員会
第18回総務厚生常任委員会
第18回産業建設文教常任委員会 |
| 25日 | オホーツク町村議会議長会役員会・定期総会（清里町） |
| 3月 2日 | 第15回議会運営委員会 |
| 8日 | 令和3年第1回定例会 |

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会、開議宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 3 年第 1 回大空町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番、田中裕之議員及び 5 番、原本哲己議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 3 月 2 日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 4 人、町長から提出されております案件が 42 件であります。その内容は、承認が 1 件、同意が 6 件、条例制定等の議案が 19 件、令和 2 年度の補正予算が 8 件、新年度予算が 8 件であります。このほか、議会提出案件も予定されております。

したがって、一般質問及び提出案件の内容、件数から判断いたしまして、本定例会の会期は本日 3 月 8 日に開会し、3 月 15 日までの 8 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 3 月 15 日までの 8 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 15 日ま

での８日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は１２名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

◇議 長 日程第４、行政報告を行います。山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。令和３年第１回大空町議会定例会にあたり行政報告を行います。

昨年１２月２１日、商工振興協議会を開催いたしました。本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、商工業、観光で大きな打撃を受けております。町の対策等について意見をちょうだいしたところでございます。

１２月２５日、女満別空港の運営に関する協議会が開催され、出席いたしました。空港の民間委託化に伴い、７つの空港ごとに協議会が設置されました。運営会社が主体となる協議会でありまして、今後の取り組み方針などが説明されたところであります。

年が明けまして、１月１４日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、２３回目を開催いたしました。国の緊急事態宣言を受け、さらに、北海道の集中対策期間の取り扱いを受けまして、感染予防、経済対策の対応を協議したところでございます。

同日、総合計画策定審議会を開催いたしました。新型コロナウイルスによる影響、通信環境等の状況変化、こういった社会情勢の変化もありますことから、第２次総合計画の実施計画の見直しについて諮問をしたところでございます。

１月１８日は、オホーツク町村会役員会が網走市で開催されました。定期総会に諮る議案について協議を行いました。併せて、職員採用における課題

でありますとか、ワクチン接種についての意見交換を行ったところでございます。

1月25日は、総合教育会議を開催いたしました。第2次総合計画実施計画における投資的経費、教育分野におけるハード事業などについて説明を申し上げますとともに、大空高校開校への準備作業の状況について説明を行いました。委員からは、高校寄宿舍の整備要望が出されたところであります。

1月29日は、網走刑務所住吉作業所利活用事業に関する町民説明会を開催いたしました。17名の参加をいただいたところでございます。再犯防止活動に賛同するご意見、林業の振興に力を入れてほしいという要望、企業力を活かし活性化に繋げるべきであるなどの意見が出されたところであります。

2月1日は、網走市において、網走地方教育研修センター組合議会定例会が開催され、出席いたしました。令和元年度の決算の認定、令和2年度の執行見込み、令和3年度の予算などについて決定をしたところでございます。この際、議会から研修内容の近年の傾向についての質疑があったところでございます。

同日、網走市におきまして、オホーツク町村会の定期総会が開催され、併せて出席いたしました。令和元年度の決算の認定、各種団体役員の推薦、令和3年度事業計画や予算の決定のほか、新型コロナウイルスのワクチンの接種にかかり、それぞれの町村ごとに情報交換を行ったところでございます。

2月5日は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、24回目を開催いたしました。国の3次補正、地方創生臨時交付金の額が示されましたことから、補正予算また、当初予算への反映について私から担当に指示をしたところでございます。

2月12日は、ごみ処理広域化等に関する会議が網走市で開催されました。網走市、斜里町、小清水町、清里町と廃棄物の広域処理について、市長、町長レベルで協議をいたしました。今回集まりました、市町のほかに美幌町も加えた6市町で今後検討していくことを確認したところでございます。

2月13日は、青少年顕彰式に参加いたしました。子どもたちの活躍に対する顕彰式でございますが、本年度はコロナの影響により大会でありますとか発表会の多くが中止となり、例年と比べ顕彰者が少なかった印象でございます。ただ、内容が簡略化されたとはいえ、この顕彰式が継続されたことに敬意を表したいと存じます。

2月16日は、北海道町村会農林水産常任委員会が札幌市で開催され、出席いたしました。4月開催の総会に諮る活動方針について協議し、決定したところでございます。

併せまして、同日、北海道町村会の理事会にも出席いたしました。令和3年度の事業計画、各会計予算を決定したところでございます。この際、厚生労働省垂水事務次官から新型コロナウイルス対策の概要説明が行われたところであります。このほか、JR北海道への支援について北海道と意見交換を行ったところでもございます。

翌2月17日には、同じく札幌で北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会にも出席をいたしました。令和元年度の決算の認定、2年度決算の見込

みの報告、3年度事業計画予算の決定のほか、今回は役員改選が行われまして、引き続き会長職をお引き受けしたところでございます。

2月22日は、総合計画策定審議会を開催いたしました。1月14日の諮問に対しまして答申書を賜ったところでございます。今後、町民の皆様への説明と具体的な執行に努めてまいりたいと存じます。

2ページ目になります。2月24日、廃棄物減量等推進審議会を開催いたしました。審議会に対しまして、ごみ処理手数料、ごみ収集運搬手数料の見直しについて諮問をしたところでございます。

2月25日は、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。美幌町の平野町長においでいただき開催したところでございます。令和2年度の補正予算と3年度予算について決定をさせていただきました。この折、新しい年度に古梅ダムの現地視察を両町長で行うことを確認したところでございます。

以上、行政報告といたします。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 令和3年第1回大空町議会定例会にあたって（町政執行方針）

◇議 長 日程第5、令和3年第1回大空町議会定例会にあたって、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。山下町長。

◇町 長 令和3年第1回大空町議会定例会にあたり、町議会議員並びに町民皆様に私の町政に対する基本的な考え方と事業の概要、予算について説明を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

大空町長として4度目の任期をいただき、最終年度を迎えることとなり、新しい年度の予算は結果が求められます。女満別町長から通算いたしますと19年目を迎えようとしています。任期の3年間、さらに大空町長としての15年間、女満別町長からの18年間を振り返り、自身が何を求め、何を成してきたかを総括しなければならないものと感じています。あわせて、未熟な私をここまで導いてくださいました、町民の皆様や議員各位に深く感謝を申し上げます。

激動の2020年、令和2年があつという間に過ぎ去りました。新型コロナウイルスに世界中が席卷され、感染確認者が億の単位を、亡くなられた方も200万人を超えました。後遺症にお悩みの方もいらっしゃいます。心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。しかし、これらは決して他人事ではなく、いつ私自身が感染するかもわかりません。誰もが同じ危険性を持っている状況にあります。国内では一部ワクチンの接種が始まったとはいえ、効果的な治療薬の完成は聞こえてきません。不安の日々が続いています。

影響は感染による健康被害、外出自粛など生活の変化による精神的不安定、

さらには医療現場のひっ迫にも繋がっています。生産活動は鈍化し、交通・観光・飲食産業は大きなダメージを受けています。

大空町においても同様の傾向にあり、不安を抱えている方、医療現場で疲労されている方、経済的影響から生活に困窮されている方がいらっしゃいます。このような方々の明日に希望の灯りをともすため、最大限の取り組みに傾注する所存です。

大空町の様々な行事やイベントが開催できず、失意の日々が続いています。課題解決のための取り組みも頓挫している状況にあります。しかし、一方で新しい生活や仕事の様式が求められ、提案される状況下にあって、地方というものが見直されてきているようにも思います。都会での密を避け、地方での仕事や生活を求める、ふるさと回帰の発想をチャンスと捉え、大空町として積極的に取り込んでいかなければなりません。トップセールスマンとして精力的に提案してまいりたいと存じます。

財政状況は厳しさを増しています。予算編成が難しくなってきました。将来も大空町として運営が継続されるために、今先行きを示しておかなくてはならない課題が山ほどあります。公共施設の量的見直し、広域行政による事務事業の効率化、負担とサービスのバランスの在り方、費用対効果から見た事業の取捨選択など、臆することなく提案してまいりたいと存じます。皆様のご議論とご理解をお願い申し上げます。

近年取り組んできた施策として、高等学校の再編、幼児教育の充実、情報通信環境の整備、移住定住の推進体制、防災拠点の確立など、一定の方向性を示すことができたものもあります。確実なものとするため、今後の取り組みを加速させていかななくてはなりません。

具体的な予算につきましては、まちづくり宣言、総合計画、総合戦略のほか、各分野の計画を基に編成をいたしました。また、私自身が町民の皆様との共通目標に掲げた、子どもたちの夢の実現、働く人たちの元気の創出、生活者の安心の確立を意識して取り組みました。

令和2年度、国においては数次にわたる新型コロナウイルス関連対策の補正予算を編成しました。大空町においても地方創生臨時交付金などを活用した補正予算を編成し、対策を行ってまいりました。

感染の収束がいまだ見えない段階においては、新しい年度に向かっても、令和2年度補正予算と一体となった予算として編成し、万全な対策を講じてまいりたいと存じます。ご理解をお願い申し上げます。

提案いたしました事業の概要については、以下において分野ごとに記述いたしました。ご覧をいただきたいと思います。

続いて35ページまでお進みいただきたいと思います。

事業の概要については記載のとおりでございますが、その結果、令和3年度の当初予算は、一般会計、89億4,576万5,000円。国民健康保険事業特別会計、11億5,916万7,000円。後期高齢者医療特別会計、1億2,257万5,000円。介護保険事業勘定特別会計、8億2,654万5,000円。介護サービス事業勘定特別会計、614万2,000円。簡易水道事業特別会計、3億2,229万1,000円。下水道事業

特別会計、3億8,845万7,000円。個別排水処理事業特別会計、3,260万8,000円。合計、118億355万円といたしました。

私の町政に臨む基本的な考え方、事業の概要と各会計の予算についてお示しをさせていただきました。

最近若い職員を見ると、昭和53年、当時の女満別町役場に就職した頃を思い出します。私は随分と生意気なことを言い、至らぬ行いばかりだったと今になって反省しきりです。現在の職員の優秀さが伝わってきます。

町長として、町の舵取りを担うこととなった頃も同様です。今、思い起こせば稚拙な行動や言動、考え方も極めて単純、浅はかだったように思います。恥ずかしい限りです。その頃と比較すると少しは成長できたでしょうか。

一方で職員になりたての私や町長就任当時の私が、現在の私を見ることができたら、どのように言うでしょう。どのような感想を持つでしょう。魅力ある、頼りがいのあるリーダーと映るでしょうか。自信が持てません。

町を代表するリーダーには、ビジョンと熱意と具体案が政策の要素として必要です。健康と気力や体力も実行力になくはなりません。どれか一つでも欠けることがあれば適任とは言えません。現在の私自身はどうか。思い悩む日々が続いています。

限りある任期、そして人生を全うするため、日々の選択をしっかりと考え、悔いのないように過ごしてまいりたいと存じます。皆様のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

なお、提案いたしております予算につきましては、担当者から細部を説明させていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第6 令和3年度大空町教育行政執行方針

◇議 長 日程第6、令和3年度大空町教育行政執行方針の説明を行います。
渡邊教育長から、教育行政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。渡邊教育長。

◇教育長 令和3年第1回大空町議会定例会の開会にあたり、令和3年度教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的感染拡大は、教育の分野においても大きな影響を及ぼしています。

子どもたちの心のケアや感染防止対策に引き続き万全を期すとともに、新しい生活様式の中での工夫ある質の高い教育活動を通じ、多様な学びの充実を図ってまいりたいと考えております。

我が国を取り巻く環境は、「人生100年時代」や「Society 5.0時代」の到来など、社会の激しい変革の中にあります。

グローバル化や人工知能をはじめとする急速な技術革新の進展など、先を見通すことの難しい時代において、多様で複雑化する課題と向き合いながら、町民一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるに

は、全ての人が生涯にわたって主体的に学び続けることができる環境が一層重要となります。

大空町教育委員会といたしましては、「第2次大空町教育推進計画」に基づいた各種教育施策に取り組むとともに、町長が主宰する総合教育会議との連携のもと、社会の変化を先取りした改革を進め、子どもたちが自らの感性や創造性を磨き、無限の可能性を発揮できるよう、本町教育の充実に取り組んでまいります。

学校教育関係について申し上げます。

新学習指導要領が、昨年度の小学校に続き、本年度、中学校で全面実施となります。新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるようにすることなどが位置付けられています。

また、令和3年1月26日には、文部科学省の中央教育審議会による答申がなされ、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、全ての子供たちの可能性を引き出すための個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、新学習指導要領の着実な実施やICTの学校教育への効果的な活用について、示されたところです。

このように、学校教育に対する環境は、絶え間なく変わり続けており、大空町教育委員会としても、適時適切な対応に努めていかなければならないと考えております。

昨年度、国のGIGAスクール構想に基づき、児童生徒一人に1台の端末を配置するとともに、必要なネットワーク整備を併せて行ってまいりました。また、町内の小・中・高等学校の教職員で構成する「学校ICT活用推進委員会」において、ICTを活用した授業等の調査・研究及び情報共有を進めております。

学校のICT化の推進につきましては、本年度新たにGIGAスクールサポーターを配置し、小・中学校の教職員に対する定期的研修や授業への活用方法等の指導・支援を行うとともに、実物投影機、コンピューター、タブレット端末等の効果的活用を一層推進してまいります。

国が本年度はじめて試行的に実施する、デジタル教科書等の活用に関する調査・研究事業に、町内の小・中学校において取り組んでまいります。

小学校のプログラミング教材の工夫・改善を行い、プログラミング教育の質の向上を図ります。

児童生徒がインターネットを適切に活用する能力を習得するための指導や取組の充実を関係機関と連携しながら推進してまいります。

また、インターネット上のトラブルから児童生徒を守り、被害者や加害者とならないよう、保護者への情報提供や危険性を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、小・中学校では、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力テスト」の結果を分析し、それをもとに指導方法等の工夫改善を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ってまいり

ます。新学習指導要領により、中学校では新しい教科書での授業が始まります。新学習指導要領の目指す方向に沿った授業改善に努めてまいります。

児童生徒一人一人の習熟の程度に応じたきめ細やかな指導や学びの連続性の確保が求められています。習熟度別指導やチーム・ティーチング、小・中学校の連携などにより、確かな学力の定着を図ってまいります。

国際理解教育の充実につきましては、外国語指導助手2名体制を継続し、児童生徒が生きた英語に触れる機会を確保するとともに、英語教育を通して語学力や国際感覚を身に付ける機会の充実を図ります。国際交流につきましても引き続き検討してまいります。

特別支援教育につきましては、教育相談員を引き続き配置、学校及び関係機関との連携により、児童生徒の成長に応じた適切な対応に努めてまいります。また、補助教諭を引き続き町内小学校に配置するとともに、新たに女満別中学校にも配置し、きめ細かな教育指導の充実を図ってまいります。

通級による指導が必要な児童への対応につきましては、学校と教育委員会が連携した相談体制を構築してまいります。

キャリア教育につきましては、全ての学校種において、地域で働く人たちや地域の資源を学ぶ機会の確保に取り組んでまいります。

職場体験やインターシップの充実に向けて、関係機関との連携の強化に努めてまいります。

道徳教育の充実につきましては、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」への質的転換をはかるため、引き続き授業改善の取組を進めてまいります。

読書活動の推進につきましては、図書館との連携による児童・生徒の読書活動の充実をはかるため、引き続き学校図書館司書を配置します。また、「朝読」「家読」を推進し、望ましい読書習慣を形成してまいります。

体力・運動能力の向上につきましては、「全国体力・運動習慣等調査」の結果を分析し、体力・運動能力の向上に向けた体育・保健授業の改善に取り組んでまいります。幼児期からの積極的な運動習慣づくりや学校における縄跳び運動の推奨などにより、体力増進に努めます。また、北海道教育委員会が実施している、短縄跳び90秒チャレンジにも取り組んでまいります。

いじめへの対応につきましては、「大空町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止の取組を推進するとともに、各学校でいつでも相談できる体制を構築するほか、定期的な全校調査を実施するなど、早期発見・早期解決に向けて組織的な対応に努めてまいります。

不登校等につきましては、各学校において保健室登校や時間差登校、戸別訪問など、児童生徒の状況や家庭状況に応じた親身な対応を行ってまいります。

また、学校、家庭、教育委員会、その他関係機関の連携を一層強化してまいります。

健康教育・家庭教育支援の充実につきましては、学校・家庭・地域と連携し、「早寝・早起き・朝ごはん」や、「ノーゲームデー」などの取組を継続して行い、児童生徒の健康課題の解消に努めてまいります。生活リズムチェ

ックシートなどを活用し、家庭における生活習慣づくりと家庭学習の定着に向けた取組を進めてまいります。

子育てに関わる相談が寄せられる機会が増えています。幼稚園や認定こども園、学校での相談支援や情報提供を行ってまいります。

学校と地域の連携・協働の推進につきましては、地域の豊かな資源を活用した特色ある学習を推進するため、地域コーディネーターを引き続き配置し、地域と学校の連携をはかるとともに、ファームスクールや社会見学など本物体験学習の提供に努めてまいります。

昨年度、地域とともにある学校づくりを実現するため女満別地区、東藻琴地区に設置したコミュニティ・スクールの充実をはかるため、学校と地域コーディネーターが連携し、地域の教育力を生かした学校づくりを推進してまいります。

学校間の連携・接続の推進につきましては、幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校へと、校種間で児童生徒が進学する際の引き継ぎや学校間の連携を深めるため、情報交流、授業公開、乗り入れ授業、研究協議などの取組の充実を図ります。

児童生徒一人一人が、毎年、自分自身の目標を立て、年度末に振り返りを行うキャリア・パスポートを活用し、校種間で途切れることのない、つながる教育を目指してまいります。

学校運営の改善につきましては、教職員の長時間勤務が問題となり、働き方改革への取組が求められていることから、教職員の時間外勤務縮減に向け、勤務時間の的確な把握や部活動時間の制限のほか、学校閉庁日の設定やメール等による保護者への連絡手段の活用など、働き方改革を推進してまいります。

学校現場への人的支援と子どもたちの学びの保障のため、北海道教育委員会が主体となり配置を進めている「学習指導員」と「スクール・サポート・スタッフ」を町内の小・中学校に配置し、教職員の負担軽減と学校教育活動の支援を行ってまいります。

教職員のストレスチェックにつきましても、継続して取り組んでまいります。

教職員の資質・能力の向上につきましては、「主体的・対話的で深い学び」の実現やＩＣＴ教育を推進するため、校内研修を強化してまいります。教職員の研修機会の拡充や学校教育研究会活動の充実を図るとともに、講習会・研究会への参加促進と授業交流、教職員間の交流を推進してまいります。

学校教育環境につきましては、新型コロナウイルスの感染症対策事業として、小学校・中学校の保健室にエアコンを設置し、保健衛生環境の向上に努めます。

スクールバスにつきましては、大空高等学校の開校に伴い、北見市、美幌町方面からＪＲを利用して通学する生徒が安心して通学できるよう、ＪＲ女満別駅と大空高等学校間の路線を新たに運行します。あわせて藻琴間を網走市駒場まで延伸し、通学環境の充実を図ってまいります。

高等教育を受ける方への支援につきましては、引き続き、無利子の奨学金

貸付けや利子助成を行うとともに、奨学金返済額の一部を支援し、高等教育を受ける機会の確保につなげてまいります。

また、大空町の奨学金を借りている方に対し、就学継続のために必要な経費の一部を支援してまいります。

新年度、いよいよ大空高等学校が開校となります。

新設の大空高等学校は、全日制の総合学科として、「文理探究系列」と「スマートアグリ探究系列」により、進路にあわせて教科を選択することを可能としています。生徒全員にタブレット端末を配置し、A I 教材を導入するなど、I C T を駆使した教育を推進するほか、基礎学力の向上とキャリア形成のサポートを行うため、公設塾を設置します。

また、寄宿舎にハウスマスターを配置し、生徒が卒業まで安心して生活が送れるようサポート体制を整えます。寄宿舎の老朽化による建て替えを推進するため、基本設計及び実施設計を行ってまいります。

学校づくりと地域づくりを融合させ、未来を創る人を育てることを目標とし、引き続き多くの生徒に入学してもらえる魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

学校給食につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、施設内における衛生管理の徹底に努めるとともに、安心して安全な食材を使用し、児童生徒の心身の成長と健康を支える上で必要なバランスのとれた給食の提供に一層努めてまいります。

子育て世代の負担軽減と食育を推進するため、引き続き給食費の無償化に取り組んでまいります。また、地元で採れた新鮮な食材を子どもたちに提供する取り組みとして、ふるさと給食を実施してまいります。

社会教育関係について申し上げます。

平成30年度の中央教育審議会答申において、これからの社会教育は、人生100年時代の到来によるSDGsなど多様化し複雑化する課題と社会の変化に対応するために、町民自らが担い手として地域運営に主体的に関わり、持続可能な社会づくりを進めることや生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を活かすことのできる生涯学習社会の実現が重要であることが示されました。

そのため教育委員会では、計画初年度となる「大空町社会教育中期計画」の基本目標「自らまなび つながる ひろがる」を基軸として、生涯各期における的確なニーズを踏まえた学習機会の提供や学びへの参加を促すきっかけづくり、さらには多様な主体との連携・協働の推進など、本町ならではの生涯学習社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

また、各種施策の実施運営に当たっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じるとともに、I C T を活用した講座の開設など新しい生活スタイルを意識した学びの環境づくりに、創意工夫をもって取り組んでまいります。

家庭教育支援につきましては、乳幼児を持つ親を対象に「家庭教育支援講座」を開催するなど、子どもとともに成長するための学び機会を提供してまいります。

また、「家庭教育ナビゲーター養成講座」を引き続き実施し、子育てに悩

む親などに対し、気軽に相談や学習に応じることができる人材の育成に努めてまいります。

少年教育につきましては、積極性や社会性を育み、地域のリーダーとして活躍するためのスキルを養う研修として、「科学の祭典 i n 大空」を子ども会育成連絡協議会と協働して取り組んでまいります。

地域の自然環境や産業の問題について学び、流域の持つ素晴らしい魅力を体感するため、網走川流域の会と協働し「網走川流域の会事業」に取り組んでまいります。

望ましい生活習慣の定着や多様な学習機会の提供をはかるため、長期休業中にサマースクール及びウィンタースクールを開設し、学習サポートをはじめ創作・体験・運動活動等に取り組んでまいります。

姉妹都市稲城市との児童交流事業及び友好町氷川町との生徒交流事業は、関係市町や実行委員会と連携をはかりながら取り組んでまいります。

放課後の子どもたちの居場所づくりのほか、地域の伝統・文化体験、異世代との交流やスポーツ活動などを目的として、引き続き福祉部局と連携し「放課後子どもプラン推進事業」を実施してまいります。

青年教育につきましては、本年5月に延期となった令和3年成人式と通常の令和4年成人式の開催のほか、各青年団体が気軽に集える活動場所としての「青年館」の利用促進や青年活動への支援を行ってまいります。

また、様々な業種や違った立場にある町内の各青年団体が、相互に交流し、連携を深め、活性化するための取組を支援してまいります。

成人教育につきましては、生涯学習奨励員を中心として学習活動の状況や学習ニーズの把握を行い、興味関心の高い成人向け講座を実施してまいります。

また、町の歴史・文化・観光などに関する知識をより深めてもらうため、引き続き、「大空町検定」及び「大空町探索ツアー」事業に取り組んでまいります。

高齢者教育につきましては、知識・教養の習得や仲間づくり、積極的な社会参加を促すことなどを目的として、「ことぶき大学」を開校し、高齢者の学びの場の充実を図ってまいります。

読書活動につきましては、「第3次大空町子ども読書推進計画」及び「大空町第3期図書館計画」に基づき、引き続き読書活動を推進してまいります。

また、親子での読書活動を通して、子どもたちの豊かな感性を広げるため、「ブックスタート事業」や「うちどく事業」を実施してまいります。

移動図書館車による巡回サービスの実施のほか、定期的に学校等への配本を行い、読書習慣を育成するための環境づくりに努めてまいります。

芸術・文化活動につきましては、大空町文化団体協議会をはじめ、各種文化団体・サークル等への活動支援を行うとともに、大空町青少年育成協会と連携し、優れた芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。

国の天然記念物に指定されている女満別湿生植物群落につきましては、本年度、専門家で組織する検討委員会を新たに設置し、保全事業を進めてまいります。

文化財保護活動につきましては、女満別地区の「元町遺跡」復元住居の屋根が、前回の葺き替えから１３年経過していることから、保全のため、葺き替え工事を実施してまいります。

スポーツ活動につきましては、昨年度、コロナ禍により中止とした事業が多くありましたが、状況を見極めながら実施に向け取り組んでまいります。

スポーツ協会やスポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブやウインタースポーツ実行委員会などの自主的な活動に対して、引き続き支援してまいります。また、全道大会や全国大会へ出場する際の費用の負担軽減や指導者の資格取得経費の一部について、継続して支援してまいります。

合宿誘致事業につきましては、各実行委員会と誘致団体との連携をはかり、誘致に向けた検討を進めてまいります。

生涯学習環境の整備につきましては、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設利用者へのサービス向上に努めてまいります。

また、「学校施設等長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の維持管理や設備、備品などの整備に努めてまいります。

女満別B＆G海洋センターにつきましては、これまでスポーツ施設としての活用が中心でしたが、スポーツ活動に加え、子どもから高齢者まで幅広い世代が多目的に利用できる地域コミュニティ施設としての機能を拡充するため、改修工事を実施してまいります。

以上、令和３年度の教育行政執行にあたっての主要な方針について申し上げます。

大空町教育委員会といたしましては、本町の将来を担う子どもたちが、郷土に誇りを持ち、未来に向かってたくましく成長していくことができるよう、また、町民一人ひとりが生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体との連携をはかりながら、本町教育の一層の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、町議会議員並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これにて教育行政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第７ 承認第１号

◇議 長 日程第７、承認第１号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書１ページをお開き願います。

承認第１号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第１７９条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

３ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和２年１２月２５日、大空町

長、山下英二。

5 ページになります。今回の補正予算の専決処分は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にあたり、北海道の集中対策期間延長、さらに昨年12月24日には北海道、札幌市、北海道市長会、北海道町村会の連名により、年末年始に向けた共同メッセージを発信したところでございます。人の動きが活発となる年末年始における飲食など、感染リスクを回避する行動のお願いによりまして影響を受ける飲食店を支援することとして専決処分させていただいたものでございます。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度大空町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億6,732万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年12月25日、大空町長、山下英二。

7 ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に401万8,000円を追加、歳入合計は401万8,000円を追加し、114億6,732万8,000円とするものです。

8 ページをお開き願います。歳出です。

7款、商工費に401万8,000円を追加。歳出合計は401万8,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、14、15 ページをお開き願います。

7款1項1目、商工業振興費の18節。大空町飲食店緊急支援事業補助金401万8,000円の追加は、先ほどご説明させていただきましたとおり、飲食店を緊急的に支援するため、1店舗につき10万円を交付するものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、12、13 ページをお開き願います。

15款6項1目1節、地方創生臨時交付金に401万8,000円の追加は、今回の財源とする国から交付金です。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第１号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第１号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。
ここで１０分間休憩します。

（休憩 午前１０時４９分）

（再開 午前１０時５９分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで暫時休憩します。

（休憩 午前１０時５９分）

（再開 午前１０時５９分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第８ 同意第１号

◇議 長 日程第８、同意第１号、大空町教育委員会教育長の任命について
を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の１７ページでございます。同意第１号、大空町教育委員
会教育長の任命について。

大空町教育委員会教育長、渡邊國夫が令和３年６月１１日をもって任期が
満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規
定により、次の者を大空町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意
を求める。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別夕陽台３丁目６２番地の３５。

氏名、渡邊國夫。

生年月日、昭和３３年１月１８日生まれの６３歳であります。

私が初めて渡邊教育長にお会いをしましたのは、今から４６年前、昭和５
０年の夏、網走市桂町の私の下宿先であったと覚えております。その下宿に
は、当時３年生の先輩がおりまして、その友人として下宿を訪問され、その
機会にお引き合わせをいただいた記憶がございます。

私が役場に入りました昭和５３年、渡邊教育長は、女満別町初めての北海道研修生といたしまして、１年間の道庁勤務から戻られたばかりでございました。以来、職場の先輩として公私共にご指導をいただきてまいりました。仕事は堅実な方でございます。

平成２２年６月から１１年間、教育長として職責を果たしてこられたところでございます。私の任期もまだございますので、ここはもう一度、教育長として私を支えていただきたいと思いますと思ひまして、議会の同意を求めるものでございます。

本人の経歴につきましては、参考資料の１ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと思います。

提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第１号、大空町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。暫時休憩し、投票の準備を行います。

（休憩 午前１１時０２分）

（再開 午前１１時０３分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

◇議 長 ただいまの出席議員数は、議長を除き１１人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に１１番、松田信行議員及び１番、後藤忍議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件は、これに同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と枠内に記載願います。

（投票用紙の配付）

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票願います。

◇議会事務局長 議席番号、議員名を読み上げます。1番、後藤忍議員。2番、三條幸夫議員。3番、上地史隆議員。4番、田中裕之議員。5番、原本哲己議員。6番、沢出好雄議員。7番、品田好博議員。8番、齋藤宏司議員。9番、松岡克美議員。10番、深川昇議員。11番、松田信行議員。

◇議 長 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。松田信行議員及び後藤忍議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

◇議 長 投票の結果を報告します。総投票数11票。有効投票11票。無効投票0票です。有効投票のうち賛成10票、反対1票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第1号、大空町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第9 同意第2号

◇議 長 日程第9、同意第2号、大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の19ページでございます。同意第2号、大空町教育委員会委員の任命について。

大空町教育委員会委員、三浦裕幸が令和3年6月11日をもって任期が満

了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、次の者を後任委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別跳湖台2丁目4番17号。

氏名、三浦裕幸。

生年月日、昭和26年9月15日生まれの69歳でございます。

私は三浦氏を先生と呼ばせていただいております。女満別運動公園のテニスコートが完成した折、テニス教室が開催され、指導の先生のお1人として三浦氏が招聘されておりました。縁がありまして、私の母校、豊住小学校の校長もされております。その後、町の教育委員会に籍を置き、教育コーディネーター、女満別幼稚園長を歴任されております。

そして、平成29年6月から教育委員会委員として活動をされてこられました。

引き続き、同氏を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

本人の経歴につきましては、参考資料の3ページ、4ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号、大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号、大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第3号から日程第12 同意第5号

◇議 長 日程第10、同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第12、同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの3件は、いずれも委員選任同意の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の21ページでございます。

同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

大空町固定資産評価審査委員会委員、菅野宏治が令和3年6月11日をもって任期が満了するので、地方税法第423条第3項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道網走郡大空町東藻琴353番地。

氏名、菅野宏治。

生年月日、昭和44年12月29日生まれの51歳でございます。

菅野氏は、平成30年6月から固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。このたびの任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、菅野氏の経歴につきましては、参考資料の5ページ、6ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

続きまして、議案書の23ページでございます。同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

同意第3号と同様に、川井政昭が令和3年6月11日をもって任期が満了するので、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別湖南109番地の3。

氏名、川井政昭。

生年月日、昭和31年6月1日生まれの64歳でございます。

川井氏は、平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員を務められております。任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

川井氏の経歴につきましては、参考資料の7ページ、8ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

続きまして、議案書の25ページでございます。同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

同意第3号、4号と同様に、斉藤恒一が令和3年6月11日をもって任期が満了するので、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、北海道網走郡大空町女満別西1条3丁目1番18号。

氏名、斉藤恒一。

生年月日、昭和32年1月18日生まれの64歳でございます。

斉藤氏は、平成27年6月から固定資産評価審査委員会委員を務められております。任期満了に伴い、改めて同氏の選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

斉藤氏の経歴につきましては、参考資料の9ページ、10ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

以上、3件の提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

これから、同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第5号、大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第13 同意第6号

◇議 長 日程第13、同意第6号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の27ページでございます。同意第6号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について。

オホーツク町村公平委員会委員、田村昌文が令和3年3月31日をもって任期が満了するので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、次の者を後任委員に選任したいので、議会の同意を求める。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

記、住所、北海道常呂郡訓子府町東幸町48番地。

氏名、佐藤明美。

生年月日、昭和30年3月18日生まれの65歳であります。

佐藤氏は、訓子府町の前副町長でございます。近年の公平委員会の案件は複雑、多岐にわたり、行政上の手腕や経験が必要不可欠と思われます。佐藤氏は明朗快活、物事の判断に際し、バランス感覚に優れている方だと感じておりました。公平委員に適任であると考えましたことから、同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

本人の経歴につきましては、参考資料の 11 ページに掲載してございます。ご覧をいただきたいと存じます。

提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第 6 号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第 6 号、オホーツク町村公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第 14 議案第 1 号

◇議 長 日程第 14、議案第 1 号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇住民課長 議案書の 29 ページでございます。議案第 1 号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

議案書 31 ページ、32 ページにつきましては、改正条文でございます。

改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の 13 ページをご覧ください。

改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や事業に影響を受けた方々に対し、経済支援対策の一環として、昨年度より使用料等の履行延期の特約及び減免特例措置を実施してきましたが、依然として回復基調が見られず、厳しい状況が続いているところでございます。こうした状況から、令和 3 年 3 月 1 日までとしていました特例期間を 1 年間、令和 4 年 3 月 31 日まで延長し、収入が減少した方を引き続き支援するもの

でございます。また、新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の指定感染症から、感染症法による新型コロナウイルス感染症及び進行型コロナウイルス感染症として追加され、法的な位置づけがなされました。根拠となります法令が変更となることから、大空町債権管理条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですけれども、附則第6項については、根拠となります法令の改正に伴い文言を修正。また、履行期限を令和2年2月1日以後にから令和2年2月1日から令和3年3月11日までにするものでございます。

また、附則第6項の次に第7項として、令和3年度における履行延期の特約の特例を追加するものでございます。

第7項、町長は新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間の個人の経済的な収入または法人の事業等の収入につき1月以上の期間の収入と平成31年2月1日から令和2年1月31日までの対象期間と同期間の収入が概ね100分の20以上減少等の事実があった場合において、これらの者が履行期限までに導入すべき非強制徴収債権でその履行期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までに到来するものの全部又は一部を一時に履行することが困難であると認められるときは、その債権の履行期限内にされたこれらの者の申請に基づき、その履行期限から1年以内の期限に限り、その債務の全部又は一部を延長する特約又は処分をすることができる。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、大空町債権管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第1号、大空町債権管理

条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 2 号

◇議 長 日程第 15、議案第 2 号、北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定の提案内容について、ご説明をさせていただきます。議案書 33 ページでございます。

議案第 2 号、北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

次のページの 35 ページに条例の本文を記載しております。

本条例の制定の趣旨といたしましては、来月開校いたします大空高校の新設によりまして東藻琴高校が閉校となるため、東藻琴高校の教育振興のために設置しておりました北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止するというものでございます。

この基金につきましては、昭和 51 年、東藻琴高校の教育振興に要する経費に充てることを目的に設置いたしまして、これまで基金には生徒が実習等で作りました生産物を販売した売払代を積み立ててまいりました。活用方法といたしましては、農業実習も併せて行う研修見学旅行の経費の一部として生徒に補助したり、生徒の農業実習のために必要となる原材料の経費などに活用してまいりました。最後に、この条例の施行年月日につきましては、令和 3 年 3 月 31 日から施行するものといたします。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 号、北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２号、北海道東藻琴高等学校教育振興基金条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第３号

◇議 長 日程第１６、議案第３号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書３７ページでございます。議案第３号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

議案書３９ページが改正条文でございます。

定例会参考資料１５ページに大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、参考資料１５ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２において、指定感染症に指定されており、指定期限を定めて対策が講じられてきましたが、政令指定の期間が経過した後も必要な対策が講じられるよう法的に位置づける改正がなされたことから、新旧対照表のとおり、必要な文言の改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第４号

◇議 長 日程第１７、議案第４号、令和２年度大空町一般会計補正予算（第１２号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書４１ページをお開き願います。議案第４号、令和２年度大空町一般会計補正予算（第１２号）。

令和２年度大空町一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８，０１９万５，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１３億８，７１３万３，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第２条、繰越明許費の追加及び変更は、第２表、繰越明許費補正による。

債務負担行為の補正。第３条、債務負担行為の変更は、第３表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第４条、地方債の追加、廃止及び変更は、第４表、地方債補正による。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

４３ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

１款、町税から７３８万５，０００円減額。２款、地方譲与税から２，５５５万６，０００円減額。３款、利子割交付金に９万４，０００円追加。６款、法人事業税交付金から９６万９，０００円減額。７款、地方消費税交付金に３８８万５，０００円追加。８款、ゴルフ場利用税交付金から４６万６，０００円減額。９款、環境性能割交付金に３９０万９，０００円追加。１０款、地方特例交付金に５９６万８，０００円追加。１３款、分担金及び負担金から２，３１６万３，０００円減額。１４款、使用料及び手数料から１，４７７万円減額。１５款、国庫支出金に６，０２１万６，０００円追加。４４ページをお開き願います。１６款、道支出金に１，１５５万９，０００円追加。１７款、財産収入に６７１万円追加、１８款、寄附金に１，４５０万円追加。１９款、繰入金から４１７万円減額。２１款、諸収入から１，０６２万２，０００円減額。２２款、町債から９，９９３万５，０００円を減額。歳入合計は、８，０１９万５，０００円減額し、１１３億８，７１３万３，

０００円とするものです。

４５ページをご覧ください。歳出です。１款、議会費から６８万円減額。２款、総務費に１，７８０万６，０００円追加。３款、民生費から７，１２１万３，０００円減額。４款、衛生費から１，６１６万７，０００円減額。５款、労働費から５５万９，０００円減額。６款、農林水産業費から１，６７２万６，０００円減額。７款、商工費に８８６万９，０００円追加。８款、土木費に３，５６４万３，０００円追加。４６ページをお開き願います。９款、消防費から１，６９３万２，０００円減額。１０款、教育費に１０１万円追加。１１款、公債費から２３万４，０００円減額。１２款、職員給与費から２，１０１万２，０００円減額。歳出合計は、８，０１９万５，０００円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

４７ページをご覧ください。第２表、繰越明許費補正です。

１、追加。２款１項、移住・定住促進事業２７５万円は、移住・定住を支援するホームページの作成につきまして、年度内に完了しないもの。次の安心生活支援事業４，５００万円は、新たな情報発信システムを構築するものですが、年度内の事業完了が困難であるもの。３項、戸籍住民基本台帳管理事業６３８万円は、戸籍住民基本台帳のシステム改修委託につきまして、新型コロナウイルスの影響により、ソフトウェアの開発などに遅延が生じているもの。６款１項、農業用施設維持補修事業６８万円は、農業用排水路整備に係る事務処理手続に時間を要し、年度内の事業完了が見込めないもの。次の農業水路等長寿命化・防災減災事業１５２万５，０００円は、用水路の附帯設備更新などにつきまして、新型コロナウイルスの影響により年度内の執行ができないもの。７款１項、新型コロナウイルス感染症経済対策事業１，１９０万７，０００円は、事業者の経営安定、消費拡大を図るためのプレミアム商品券事業、テイクアウト支援事業について、年度内に完了しないもの。その下、藻琴山温泉芝桜公園誘客促進事業１，３３０万円は、来園者向けのクーポン券発行など、事業の精算が年度内に完了しないことによるもの。８款２項、開陽中央線道路整備事業５，２７７万４，０００円は、国からの交付金が追加交付となることによるもの。１０款１項、ＧＩＧＡスクール事業４４０万円は、光回線によるインターネット通信環境の整備補助につきまして、年度内に完了しないもの。２項、女満別小学校管理費から表の１番下、４項、東藻琴高等学校管理費まで総額５０４万３，０００円は、学校の保健室などへのエアコン設置について、年度内に完了しないため繰り越すものです。

２、変更。２款２項、コンビニエンスストア等収納事業は、事業費の確定により繰越す金額を２９万７，０００円減額し、２，２０４万４，０００円に変更するものです。

４８ページをお開き願います。第３表、債務負担行為補正。１、変更です。総合行政情報システム更新事業は、事業費の確定により右端、補正後の限度額を９，３４９万円に変更。次の農業振興資金利子補給金は、借入額の確定に伴い、補正後の限度額を１３６万９，０００円に変更。次の令和２年度入学資金借入金利子等助成金は、借入金額の確定により、補正後の欄の期間を

令和15年度まで、限度額を22万7,000円に金利変動による増額分を加算した額に変更。次の教育用端末機器整備事業は、東藻琴高校に整備した教育用パソコンなどですが、事業費の確定によりまして限度額を1,404万円に変更するものです。

続きまして、49ページです。第4表、地方債補正。1、追加です。減収補填債は、新型コロナウイルスの影響により収入が減少する航空機燃料譲与税などの減収分を対象として起債を発行した場合、令和2年度限りの措置として、後年度に元利償還金が100%措置されるもので、有効な財源措置と考え、限度額2,396万5,000円を追加するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、2、廃止です。高齢者等医療支援事業債から表の最後、高校通学対策事業債までの6事業、限度額の合計3,570万円につきましては、過疎対策事業債のソフト分として発行を予定しておりましたが、今年度の発行限度額9,330万円を超えることとなりましたことから廃止するものです。

3、変更です。総合支所整備事業債から、めくっていただきまして50ページの下から2行目、農地耕作条件改善事業債までの12の事業につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い、限度額を減額するものです。その下の開陽中央線道路整備事業債につきましては、国からの社会資本整備総合交付金が増額となることによる限度額の増です。次に、51ページですが、1番上、橋梁維持管理事業債につきましては、起債対象事業費の増によりまして、限度額を増額するものです。次の除雪機械整備事業債から表の1番下、GIGAスクール事業債までの6事業につきましては、各事業費の確定に伴い、限度額を減額するものです。なお、上から4項目めの高規格救急自動車整備事業債につきましては、当初、過疎対策事業債の発行を予定しておりましたが、合併特例事業債に振り替えての対応とすることによるもので、限度額のほか償還の方法を30年以内償還うち据置5年以内に変更しております。これ以外の起債につきましては、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書についてですが、今回の補正予算につきましては、年度内に向けた実行予算を行ったものでございます。入札、事業費の確定、利用者の増減など、執行残により整理した事項につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

歳出から説明いたします。82、83ページをお開き願います。83ページ説明欄の上から2つ目の丸になります。2款1項7目、移住・定住促進事業、12節、情報発信業務委託料に274万3,000円の追加は、移住・定住に関するホームページを作成し、さまざまな支援情報を効果的に発信しようとするものです。次に、3つ下の丸、安心生活支援事業、12節、システム構築委託料に4,500万円を追加しております。情報通信技術を活用し、行政情報など効果的に発信するシステムを構築するものです。

84、85ページをお開き願います。上から3行目、9目24節の公共施設等整備基金積立金に6,969万5,000円の追加は、今後の公共施設の改修など維持管理などに係る財源として積み立てるものでございます。

ページ飛びまして、90、91ページをお開き願います。91ページの下から3行目、3款1項2目18節、後期高齢者療養給付費負担金1,199万4,000円の減額は、主に医療機関への受診が減少したことによるものです。

次に、92、93ページをお開き願います。93ページ下から3行目、2項1目18節、認定こども園運営補助金から1,144万1,000円の減額は、主に幼稚園、認定こども園教諭の欠員による減です。

次に、94、95ページをお開き願います。1行目、認定こども園等給食費補助金に10万1,000円の追加は、入所の際の認定区分につきまして、当初の見込みとの差異により増加するものです。

続きまして、96、97ページをお開き願います。97ページ上から1つ目の丸、4款1項2目、各種疾病予防対策事業、10節、印刷製本費6万3,000円、12節、予防接種委託料95万7,000円、17節、衛生備品に95万円の追加は、新型コロナウイルス対策のワクチン接種に係る接種券印刷、医療機関への委託、検温に活用するサーモグラフィーを購入するものです。18節、インフルエンザ予防接種助成金に30万円の追加は、予防接種件数が見込みより増えたことによるものです。その下、22節、過年度風しん抗体検査返還金に12万円の追加は、令和元年度の検査件数減に伴う北海道への返還金です。

98、99ページをお開き願います。上段の5目18節、小規模保険者支援事業負担金に87万円の追加は、北海道国民健康保険団体連合会による嘱託保健師の派遣制度に係る本町の負担金です。

100、101ページをお開き願います。101ページ下から4つ目の丸、6款1項3目、農業振興一般事務費の18節、経営安定化支援金に268万円の追加は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を及ぼしている一般財団法人めまんべつ産業開発公社に対して、支援を行うものです。その2つ下の丸、経営所得安定対策事業、22節、過年度農地集積協力金交付事業返還金に89万4,000円追加は、地域の農地集積に協力する所有者に対して協力金を交付する事業であります。交付要件に満たない事案が生じたことによる北海道への返還金です。次の農業構造改善センター管理費、12節、指定管理委託料に60万1,000円の追加は、施設の維持管理に係る燃料費の増額です。102、103ページをお開き願います。3行目、メルヘン公園管理費の17節、販売用冷凍庫に129万8,000円の追加は、メルヘンカルチャーセンターで使用している冷凍庫が経年劣化により故障したため、新たに購入するものです。次に、下から3つ目の丸、産地生産基盤パワーアップ事業であります。18節、補助金として3,489万5,000円追加しております。農業収益の向上を図る農作業機器、ポテトハーベスターなどにつきまして、国から支援を受けて導入するものです。

104、105ページをお開き願います。上から4つ目の丸になります。5目、農地費の東藻琴地区農村集落基盤再編整備事業、18節、負担金から1,257万1,000円の減額は、主に事業の一部であります鹿柵設置工事費の減と地元負担割合の減少によるものです。

次に、飛びまして、１１０、１１１ページをお開き願います。上から３つ目の丸、７款１項１目、新型コロナウイルス感染症経済対策事業、１８節、大空町プレミアム商品券事業補助金７８２万７，０００円、３つ下の大空町バス事業者感染拡大防止事業助成金１９万７，０００円、次の大空町テイクアウト導入支援助成金に４０８万円それぞれ追加は、事業者の経営安定と活性化、感染拡大防止に関する取り組みを支援するものです。

１１２、１１３ページをお開き願います。下段８款２項４目、１１３ページの下から２つ目の丸、開陽中央線道路整備事業、１４節、開陽中央線改良舗装工事に４，７００万円、１６節、用地買収費に３２１万円の追加は、国からの交付金が増額となったことによる事業費の増です。

次の４項１目２７節、下水道事業特別会計繰出金に８３１万７，０００円の追加は、主に新型コロナウイルスの影響による下水道使用料の減に伴い、繰り出すものでございます。

１１８、１１９ページをお開き願います。１１９ページ中段、上から５つ目の丸ですが、１０款１項２目２４節、子ども未来づくり教育基金積立金に２，５０１万７，０００円の追加は、今後の子ども子育て教育振興事業などの財源とするため積み立てるものです。

次に、下から２行目、２項１目、女満別小学校管理費に１２２万６，０００円、めくっていただきまして、１２０、１２１ページです。１つ目の丸、東藻琴小学校管理費に８８万９，０００円、さらに丸を一つ飛びまして、３項１目、女満別中学校管理費に８０万円、次の東藻琴中学校管理費に８８万９，０００円、また２つ飛びまして、下段の４項１目、東藻琴高等学校管理費、１２２、１２３ページに移りまして、上から６行目、１７節、管理備品に１８０万８，０００円のそれぞれ追加は、主に各学校の保健室にエアコンを整備するものです。

次に、ページ飛びまして１３２、１３３ページをお開き願います。中段１２款１項１目、職員給与費の３節、職員手当等のうち時間外勤務手当に２００万円の追加は、主に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う予防、経済対策事業など、さまざまな施策の実施に係る業務の増によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、５６、５７ページをお開き願います。１款１項２目、５７ページ上から３行目、法人税割７３６万９，０００円の減額、また、下から４項目目、２款３項１目、航空機燃料譲与税から１，１６９万２，０００円の減額は、新型コロナウイルスの影響による減です。

５８、５９ページをお開き願います。中段の１３款１項１目、東藻琴地区農村集落基盤再編整備事業分担金から１，１３２万４，０００円の減額は、歳出でご説明申し上げました鹿柵設置工事費の減と地元負担割合の減少に係るものです。

次に、６０、６１ページでございます。６１ページの上から４項目目、１４款１項６目、住宅使用料総額８５１万３，０００円の減額は、新築住宅の建設、転居などによる退去者の増による減です。

６２、６３ページをお開き願います。下段の１５款４項１目の社会資本整備総合交付金、６３ページの下から６行目ですが開陽中央線道路整備事業交

付金に3,765万3,000円の追加は、国からの追加交付による増です。

64、65ページをお開き願います。1番上、6項1目、地方創生臨時交付金に4,307万7,000円の追加は、新型コロナウイルス対策に係る国からの交付金です。

66、67ページをお開き願います。上から2行目、16款2項4目、産地生産パワーアップ事業費補助金に3,489万5,000円の追加は、歳出で説明しました農業収益の向上を図る農作業機器の導入に係る道補助金です。

68、69ページをお開き願います。69ページ上から5行目、17款2項1目、土地売払代781万8,000円の追加は、町の分譲地売り払いに係るものでございまして、当初3件分の収入を見込んでおりましたが、売り出した5件すべてが売却となりましたことから、2件分を追加するものです。次に、2目、不用物品売払代に593万9,000円の追加は、主に除雪グレーダとドーザの売り払いによるものです。

その下、18節1項1目、一般寄附金に1,450万円の追加でございます。コロナ禍にある状況ではありますが、多くの方々にご寄附をいただき、感謝申し上げますところでございます。

19款1項1目の財政調整基金等繰入金2,302万5,000円減額、1つ飛びまして、5目、地域振興基金繰入金2,113万1,000円の減額は、今回の補正予算の財源のため繰り入れを取りやめるもの、一つ戻りまして3目、高校教育振興基金繰入金4,029万9,000円の追加は、先ほどお認めをいただきました東藻琴高等学校教育振興基金条例の廃止に伴うものでございます。

70、71ページをお開き願います。下段の22款、町債につきましては、第4表、地方債補正で説明したとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 日程第17、議案第4号の審議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17、議案第4号の審議を続けます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。1点だけ質問させていただきたいと思います。

83ページの安心生活支援事業の委託料、安心生活支援事業システム構築

委託料4, 500万円のこの事業の中身を詳しく説明していただければと思います。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 ただいまご質問いただきました83ページの安心生活支援事業につきまして、簡単ですけれども概要を説明させていただきたいと思います。

そもそもこの事業の目的でございますが、発端としましては新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、オンラインを活用した情報伝達などの新しい生活様式の実践というものが求められております。町民皆様が安心して、かつ便利な生活を送ることができるように情報発信のあり方を見直し、新たなシステムを構築してまいろうというものでございます。

具体的に申し上げますと、例えば町の情報発信の現状といたしまして、代表的なものとして町のホームページがございます。そちらは非常に情報量が多く、町の情報源であるわけですが、情報が多過ぎる余りなかなか必要な情報に辿り着けないところが欠点としてあろうと思います。また一方で、町で運用しております一斉メール配信サービス。こちらにつきましては非常に即時性に優れていまして、送ってすぐに届くということがあるわけですが、一方でメールであるということから情報の量に限りがあるというところがございます。そういったところを踏まえまして、ボリューム、スピード等をどちらも満たしていくような情報発信の理想領域というものを目指していきたいというふうに考えたところでございます。

そこで、そういったところを目指していくにあたりまして、大空町の専用アプリケーション、よく言われておりますスマートフォンなどにダウンロードするアプリケーションというものを開発したいというようなところに至ったものでございます。そういったものを開発した中で、緊急、重要なお知らせを速やかにかつ確実に伝達をしていくと。またさらには、生活に必要な情報などをひとまとめにしまして、町民の皆様に配信をし、生活を便利にさせていただくというようなことを考えてございます。

手法としましては、インターネットを経由しまして、スマートフォンのユーザーの方々にダウンロードしていただいて、ご活用いただくということを想定しておりますけれども、スマートフォンなどをお持ちでない方などにつきましては、専用のタブレット端末をお配りしまして、そういったものの中で、ご活用いただきたいというふうに考えているところでございます。

予算額につきましては4, 500万円と非常に大きな額となっておりまして、すけれども、アプリの構築費用のほか、端末代等も含んだ形の中で4, 500万円というように経費を計上したところですが、この相手の事業者を決めるにあたりましては、こういった類いのものでございますので、専門性や技術、加えまして発想やその柔軟性、多様力といったものが求められるというふうに考えてございます。そういったことから、公募型プロポーザルといいまして企画を提案していただいて、そして、お相手となる最良のビジネスパートナーを選んでいくというような手法で、今準備を進めているとこ

ろでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。分かりました。せっかくお金を沢山かけて委託をするということですから、町民の皆さんにとって使い勝手のいい形でシステムを構築していただければと思います。以上、終わります。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 ただいまのご指摘を踏まえまして、町民の方にとって使い勝手のよいというものでございますが、今までプロポーザルにあたりまして仕様書というものを作成してまいりましたが、これまでもさまざまな団体の方ですとか町民の皆様にご覧いただきながら、どうでしょうかというお声を聞いてきたところでございますが、プロポーザルによりまして相手が決まりました後も、そういった情報をいろいろいただきながら、より良いものを構築していきたいと思っておりますので、引き続きご指導賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。1 点確認させていただきたいと思います。

113 ページの下段、丸二つ目、説明はありましたが、開陽中央線道路整備事業、説明の中で開陽中央線改良舗装工事と、あと用地買収と下にありますが、これは国の交付金が増額して決定したという説明を受けましたが、その中で1 点確認させていただきたいのは、舗装のほうは資料で約100メートルの区間すると、これは図で確認はできましたが、用地買収について、どのようなものなのか改めてお聞かせをいただければと思います。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 開陽中央線道路整備事業につきましては、国の3次補正におきまして、追加配当を受けているところでございます。工事の内容につきましては100メートルの改良舗装。質問にありました用地買収でございますけれども、令和3年以降の終点部までの用地買収費を計上しているところでございます。対象件数につきましては、4件ほどの隣接者からの買収を予定しているところでございます。以上です。

◇議 長 3 番、上地議員。

◇上地議員 はい、3 番。説明をいただきました。4 件ほど隣接者の方と交渉していくということですが、基幹道路でありますので、工事に支障が

出ないようにしっかりと進めていただければと思います。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 開陽中央線につきましては、東藻琴、女満別の連絡道路というところで重要な路線となっております。このことから計画どおり事業が進められますように用地買収対象者の方に説明をして同意をいただくというところで考えておりますので、よろしくご理解願います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第４号、令和２年度大空町一般会計補正予算（第１２号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第４号、令和２年度大空町一般会計補正予算（第１２号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第５号

◇議 長 日程第１８、議案第５号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書１４５ページでございます。議案第５号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）。

令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６，９０１万９，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億８，７８０万９，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和３年３月

8日提出、大空町長、山下英二。

議案書147ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、国民健康保険税に328万7,000円を追加。2款、道支出金から6,716万円を減額。3款、財産収入に1,000円を追加。4款、繰入金から728万円を減額。6款、諸収入に194万9,000円を追加。7款、国庫支出金に18万4,000円を追加し、歳入合計は、6,901万9,000円を減額し、11億8,780万9,000円とするものです。

148ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から201万3,000円を減額。2款、保険給付費から6,317万3,000円を減額。4款、保健事業費から383万4,000円を減額。6款、財政調整基金費に1,000円を追加。7款、国民健康保険事業費納付金は、財源振替のため補正額は0円とし、歳出合計は6,901万9,000円を減額し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明申し上げますので154ページ、155ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費の12節、国保システム改修委託料から145万4,000円の減額は、事務処理標準システム導入に伴う入札執行残でございます。

中段の2款1項1目、療養給付費の18節、療養給付費から4,519万6,000円の減額は、件数、金額ともに前年と比較しますと減少してございまして、実績見込みによる減額によるものでございます。

二つ下の丸印、2款2項1目、高額療養費の18節、高額療養費から1,441万1,000円の減額、こちらにつきましても前年と比較しまして、件数並びに金額ともに減少してございまして、実績見込みによる減額によるものでございます。

3つ下の丸印、2款4項1目、出産育児一時金の18節、出産育児一時金から378万円の減額は、当初予算では19件を見込んでございましたが、2月末現在7件の実績であり、今後の支出予定等も見込みまして、残りを減額するものでございます。

156ページ、157ページをお開き願います。1番目の丸印でございます。4款1項2目、特定健康診査等事業の12節、特定健診委託料から253万1,000円の減額は、特定健診受診者数の減少によるものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので152ページ、153ページをお開きください。

1款1項1目、国民健康保険税の1節から5節まで328万7,000円の増額は、所得構成により増額するものでございます。

2款2項1目1節、保険給付費等交付金の普通交付金から6,317万3,000円の減額は、主に歳出の療養給付費の減でございます。また、特別交付金から410万1,000円の減額は、主に歳出のシステム改修費用や特定健康診査等事業の減額によるものでございます。

4款1項1目1節、一般会計繰入金から168万9,000円の減額は、

法定内繰入金対象の総務費及び出産育児一時金の減額によるものでございます。

4款2項1目1節、国民健康保険基金繰入金から559万1,000円の減額は、財源調整によるものでございます。

7款1項2目1節、災害等臨時特例補助金に18万4,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯で、国民健康保険税の納付が困難な世帯に対し減免した額を国庫補助により補填された分でございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。1点だけ教えてください。

155ページの療養給付費、4,500万の減額の説明ありましたが、155ページも、今、新型コロナの影響で受診控えによるものなのかどうか、もし状況を把握されているのであれば、説明していただきたいと思います。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員からのご質問でございます、療養給付費の関係でございますが、数字的なものは現在持ち合わせてございませんが、おっしゃるとおり新型コロナウイルスの影響によって受診控えというのは、他の会計もそうですけれども、出ているのかなというふうに考えるところでございます。なるべく診療所に行かないような形のこともあるのかなと思いますし、また、薬の処方につきましても、ちょっと長めに薬を処方するとか、そういったことも出てきているのかなというふうに、それによって受診の回数もちょっと減ったりしているのかなというふうに推察されるところでございます。以上でございます。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。説明分かりました。なかなか状況を把握することは難しいと思いますが、前年等の診療等の状況を見てみると、相当影響が出ているのかなというふうに私は思っているのですが、もし機会があれば、その辺の比較をしてみただいて、新型コロナの関係で、こんなに沢山の割合で受診を控えているということの状況把握ができるのかなと思います。その辺、すぐにでなくていいと思いますが、今後の運営の中で、ぜひ検討してみただければと思います。以上。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事　すぐには難しいところもあるかもしれませんが、今後そういった統計といいますか、状況について調べてまいりたいと思うところがございます。診療回数の減ですとか、そういったところもございますので、今後、調べていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

◇議　　長　そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議　　長　討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第５号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議　　長　異議なしと認めます。したがって、議案第５号、令和２年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第６号

◇議　　長　日程第１９、議案第６号、令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事　議案書１５９ページでございます。議案第６号、令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）。

令和２年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億２，０８８万６，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

議案書１６１ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。
１款、後期高齢者医療保険料に１８３万８，０００円を追加。２款、繰入金

から165万4,000円を減額。3款、繰越金に3万4,000円を追加。4款、諸収入から2万7,000円を減額し、歳入合計は19万1,000円を追加し、1億2,088万6,000円とするものです。

162ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から12万7,000円を減額。2款、後期高齢者医療広域連合納付金に35万2,000円を追加。3款、諸支出金から3万4,000円を減額し、歳出合計は、19万1,000円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明申し上げますので168ページ、169ページをお開き願います。

1款1項1目、総務一般事務費については、執行残見込みにより減額するものです。

2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金の18節、後期高齢者医療広域連合納付金に35万2,000円の追加は、主に後期高齢者医療保険料の増加によるものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので166ページ、167ページをお開きください。

1款1項1目1節、後期高齢者医療特別徴収保険料に297万1,000円の追加、その下、2目1節、後期高齢者医療保険現年度分から113万3,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

2款1項1目1節、事務費繰入金から68万8,000円の減額、その下、2目1節、保険基盤安定繰入金から96万6,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号、令和2年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号、令和 2 年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 7 号

◇議 長 日程第 20、議案第 7 号、令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書 171 ページをお開きください。議案第 7 号、令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）。

令和 2 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,482 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 5,119 万 9,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 3 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

173 ページをお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1 款、保険料から 487 万 8,000 円を減額。3 款、国庫支出金から 2,151 万 4,000 円を減額。4 款、支払基金交付金から 3,464 万 7,000 円を減額。5 款、道支出金から 1,773 万 6,000 円を減額。6 款、財産収入に 4,000 円を追加。7 款、繰入金から 607 万 2,000 円を減額。9 款、諸収入に 1 万 7,000 円を追加。歳入合計は、8,482 万 6,000 円減額し、7 億 5,119 万 9,000 円とするものです。

174 ページをお開きください。歳出です。

1 款、総務費から 149 万 1,000 円を減額。2 款、保険給付費から 7,593 万 8,000 円を減額。3 款、地域支援事業費から 296 万 1,000 円を減額。4 款、基金積立金から 443 万 6,000 円を減額。歳出合計は、8,482 万 6,000 円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、182、183 ページをお開きください。

歳出です。ページの中段、2 款、保険給付費のうち、各サービス給付費で減額となっておりますのは、今年度の給付見込み額の減によるものでございます。

ページの下段、2 項 3 目 18 節、介護予防住宅改修費に 28 万 2,000 円の追加は、自宅に手すりを取りつける等の住宅改修に対する給付費が予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。

その下にあります 4 目 18 節、介護予防サービス計画給付費に 22 万 1,000 円の追加は、要支援認定を受けた利用者のケアプラン作成件数が予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。

184、185 ページです。下段になります。3 款 4 項 1 目 1 2 節、介護予防・生活支援サービス事業費、除雪援助員派遣委託料に 20 万円の追加は、在宅の高齢者宅の玄関先の除雪を行う除雪サービス事業のうち、介護保険制度の総合事業として実施している要支援認定者分が予算額を上回る見込みであることから追加をするものです。

186、187 ページです。4 款 1 項 1 目 2 4 節、介護保険基金積立金から 443 万 6,000 円の減額は、今回の補正の財源調整によるものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので 178、179 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料、1 節、現年課料分から 538 万 5,000 円の減額は、低所得者保険料軽減額の決定などによるものでございます。同じく 2 節、滞納繰越分に 50 万 7,000 円の追加は、令和元年度納期分の滞納額が見込みより増加したものでございます。

3 款、国庫支出金、それから下の 4 款、支払基金交付金、1 番下の 5 款、道支出金からそれぞれの減額につきましては、歳出でご説明申し上げました介護給付費に対する法定負担割合に応じて算出した額の減額でございます。

中ほどです。3 款 2 項 3 目、179 ページの中段よりやや下になります 1 節、保険者機能強化推進交付金に 80 万 1,000 円の追加及びその下、5 目 1 節、保険者努力支援交付金に 153 万 7,000 円の追加は、国による社会保障充実分として自治体への財政的インセンティブが強化されたことによるものでございます。

その下、6 目 1 節、介護保険災害等臨時特例補助金に 22 万 5,000 円の追加は、新型コロナウイルスの影響により減収となった方の保険料減免分に対し、国から交付されるもので、やや上にあります 2 項 1 目 2 節、特別調整交付金から項目が振りかわったものでございます。

180、181 ページです。7 款 1 項 1 目 1 節、介護給付費繰入金から 1,016 万 1,000 円の減額は、歳出の介護給付費に対する町の負担割合に応じて減額となるものでございます。その下、3 目 1 節、低所得者保険料軽減繰入金に 408 万 9,000 円の追加は、保険料軽減額の決定等によるものでございます。

9 款 1 項 1 目 1 節、第 1 号被保険者延滞金に 1 万 2,000 円の追加は、滞納者 2 件分の延滞金でございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、令和2年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第8号

◇議 長 日程第21、議案第8号、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書189ページです。議案第8号、令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ601万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

191ページです。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、サービス収入から9万9,000円を減額。2款、繰入金から53万8,000円を減額。3款、繰越金に60万1,000円を追加。歳入合計は3万6,000円減額し、601万1,000円とするものです。

192ページです。歳出です。

1款、サービス事業費から3万6,000円を減額し、歳出合計は3万6,000円減額し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、198、199ページをお開きください。

1款1項1目、職員給与等、2節、給料及び4節、共済費、合わせまして3万6,000円の減額は、職員給与の執行見込み額を精査し、執行残を整理するものです。

続いて、歳入の説明を申し上げますので196、197ページをお開きください。

1款1項1目1節、介護予防サービス計画収入から9万9,000円の減

額は、介護予防サービス計画書の作成件数が、当初見込んだ件数よりも減少する見込みであることから減額するものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 5 3 万 8, 0 0 0 円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

3 款 1 項 1 目 1 節、前年度繰越金に 6 0 万 1, 0 0 0 円の追加は、前年度繰越金を予算化するものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 8 号、令和 2 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 号、令和 2 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 9 号

◇議 長 日程第 2 2、議案第 9 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 2 0 3 ページになります。議案第 9 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 6 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 5, 8 7 9 万 6, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

205ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、使用料及び手数料から574万9,000円減額。2款、繰入金から125万6,000円減額。4款、諸収入に2万9,000円追加。5款、町債から370万円を減額。歳入合計は1,067万6,000円減額し、2億5,879万6,000円とするものです。

206ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から1,067万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

207ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。女満別本町地区簡易水道事業債は、限度額580万円に50万円増額し、630万円に。昭和地区配水路整備に伴う水道管路の移設工事費の財源としておりますが、起債対象額の確定に伴い変更するものです。

続きまして、女満別高台地区簡易水道事業債は、限度額840万円から350万円減額し、490万円に。道道福住女満別線と農道事業で実施しております町道睦橋線に伴う水道管路の移設工事費の財源としておりますが、事業費の確定に伴い変更するものです。

続きまして、東藻琴地区簡易水道事業債は、限度額1,890万円から70万円減額し、1,820万円に。水道管路整備工事の財源としておりますが、起債対象額の確定に伴い変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、214、215ページをお開き願います。

1款2項1目、簡易水道施設管理費、17節、備品購入。メーター器購入から325万6,000円の減額は、各家庭に設置しております検針用メーター器の更新用である購入単価の再積算及び入札による執行残を減額するものです。

2目、建設改良費、女満別本町地区簡易水道整備事業、14節、工事費から115万円の減額は、事業費の確定による減額です。

女満別高台地区簡易水道整備事業、12節、委託料から50万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。14節、工事請負費から373万4,000円の減額は、事業費の確定による減額です。

東藻琴地区簡易水道整備事業、12節、委託料、調査測量設計委託料50万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、212、213ページをお開き願います。

1款1項1目1節、給水使用料から550万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に対する経済支援や使用水量の見込み減によるものです。

2項1目2節、指定給水装置工事事業者申請手数料から20万円の減額は、申請件数の確定に伴うものです。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 1 2 5 万 6, 0 0 0 円の減額は、財源調整のために変更するものです。

4 款 2 項 2 目 1 節、水道管移設補償金に 2 万 9, 0 0 0 円の追加は、北海道からの移設補償金の確定によるものです。

5 款 1 項 1 目 1 節、簡易水道事業債から 3 7 0 万円の減額は、第 2 表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 9 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号、令和 2 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 1 0 号

◇議 長 日程第 2 3、議案第 1 0 号、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 2 1 9 ページになります。議案第 1 0 号、令和 2 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 2 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 3 8 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9, 4 8 5 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

221ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

1款、分担金及び負担金から73万5,000円の減額。2款、使用料及び手数料から788万8,000円の減額。5款、繰入金に831万7,000円の追加。7款、諸収入に1,302万6,000円の追加。8款、町債から1,410万円を減額し、歳入合計は138万円を減額し、3億9,485万2,000円とするものです。

222ページをお開き願います。歳出です。

1款、総務費から138万円減額し、歳入合計と同額とするものです。

223ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。

1款1項、改築更新事業3,044万4,000円は、北海道が実施しております道道網走川湯線道路改良工事が令和3年度に繰り越しされることから、改良工事に併せて行う下水道管の移設工事を繰り越しするものです。

224ページをお開き願います。第3表、地方債補正。1、変更です。下水道事業債は、限度額を3,370万円から1,410万円減額し、1,960万円に。道道網走川湯線に伴う下水道管の移設工事費の財源としておりますが、北海道からの移設補償費の増額に伴い、変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、230、231ページをお開き願います。

1款1項3目、建設改良費、污水管渠布設事業、12節、委託料から20万円の減額は、設計が必要となる案件がなかったことによる減額です。

改築更新事業、8節、旅費から21万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策のため会議等が中止や書面開催に変更となったことによる減額です。

続きまして、歳入の説明をしますので、228、229ページをお開き願います。

1款1項1目1節、受益者負担金等から73万5,000円の減額は、見込件数の確定による減額です。

2款1項1目1節、下水道使用料から788万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々に対する経済支援や使用水量の見込み減によるものです。

5款1項1目1節、一般会計繰入金に831万7,000円の追加は、財源調整のため変更するものです。

7款3項1目1節、下水道管移設補償費1,301万1,000円の追加は、補償対象経費の確定によるものです。

8款1項1目2節、下水道事業債から1,410万円の減額は、第3表、地方債補正で説明させていただいたとおりです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第10号、令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、令和2年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第11号

◇議 長 日程第24、議案第11号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書235ページになります。議案第11号、令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,122万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

237ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、繰入金から59万4,000円を減額し、歳入合計は、3,122万9,000円とするものです。

238ページをお開き願います。歳出です。

1 款、総務費から 5 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、2 4 4、2 4 5 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目、個別排水処理施設管理費、1 2 節、委託料から 5 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、入札による執行残を減額するものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、2 4 2、2 4 3 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目 1 節、一般会計繰入金から 5 9 万 4, 0 0 0 円の減額は、財源調整のため変更するものです。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 1 1 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 1 号、令和 2 年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第 2 号)は、原案のとおり可決されました。
ここで 1 0 分間休憩します。

(休憩 午後 1 時 5 4 分)

(再開 午後 2 時 0 4 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 2 5 議案第 1 2 号

◇議 長 日程第 2 5、議案第 1 2 号、第 2 次大空町総合計画基本計画の変

更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。松川総務課参事。

◇総務課参事 議案書247ページです。議案第12号、第2次大空町総合計画基本計画の変更について。

第2次大空町総合計画基本計画の一部を別紙のとおり変更したいので、大空町議会基本条例第8条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

第2次大空町総合計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間ににおける本町の目指すべきまちづくりの指針として、また、町の最上位計画として、町民皆様の参画により策定した計画です。大空町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成しています。基本構想は、本町が目指す将来像を設定し、実現するための大きな方向を。基本計画は、基本構想に定めた将来像や基本目標を達成するために行う施策を。実施計画は、基本計画に掲げた施策をどのような方法でいつ行うのかなど、具体的な事業を示す計画です。このうち基本計画につきましては、策定時から中間年度である5年後に必要なに応じて見直すこととしており、本年度がその中間年度であることから、見直し作業を実施してきたところであります。

基本計画の見直し、変更について、ご提案に至る経過についてご説明申し上げます。基本計画の見直しに際し、町民意見を反映させるため策定時と同様、18歳以上の町民向け、中学高校生向けのアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の内容は、策定時の結果と比較可能とするため同じ内容で実施したところであります。アンケート調査の項目の中で注目すべきは、大空町の住み良さ、満足度について、住みよい、どちらかといえば住みよいと回答された割合は、今回の結果では80.2%、前回、平成26年度のアンケートの回答では80.7%と余り大きな変化は見えてとれない状況でした。これらアンケート調査結果を参考としつつ、時点修正と併せ、特に深刻化する人口減少社会、情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症という新たな伝染病の発生など、策定時点では想定できなかった社会情勢の変化に即応した内容に見直すことが必要であると判断いたしました。

本変更案につきましては、大空町総合計画策定審議会条例に基づく審議会を組織し、令和3年1月14日に開催いたしました第1回目の審議会の際に、町長より見直しに関し諮問させていただきました。同日の会議において見直し案の検討を行い、決定した案を同年1月20日から2月18日までの30日間、パブリックコメントを実施したところです。パブリックコメントでは、1名の方から複数の項目にわたりご意見をちょうだいしたことから、2月22日に第2回目の審議会を開催し、見直し案を修正するかについて検討を行いました。結果として、ちょうだいした意見につきましては見直し案に網羅されていると判断し、一部、文言の修正を行った最終決定案でもって、答申をいただいたところであります。その後、内部決定の手続きを経て、本日、ご提案させていただいております。

それでは、変更についてご説明申し上げますが、変更箇所のすべてを説明

するのではなく、ポイントを絞ってご説明申し上げます。

議案書 249 ページをお開き願います。変更の内容ですが、表の右側が変更前、左側が変更後の計画内容となっております。第 1 章 にぎわい 広がる 産業のまちづくり。1、農林業の振興、該当ページ 36 ページ。これまでの取組中、10 行目の次に、広域穀類乾燥調製貯蔵施設の整備について追加します。当該施設整備により、オホーツク地区の主要農産物である穀類の生産性の向上等によるブランド化が期待されるところです。表の中段にあります該当ページ 37 ページ、これまでの取組中、3 行目の次に、シストセンチュウ類をはじめとする病害虫対策、スマート農業技術の導入推進について追加します。同じく表の下段にあります該当ページ 39 ページ、施策の内容中、3 行目、シストセンチュウの侵入だけではなく拡大防止を追加。8 行目の ICT 等農業新技術をスマート農業技術に変更します。

議案書 250 ページをお開き願います。表の下段、3、観光産業の振興。該当ページ 44 ページ、これまでの取組中、7 行目の文中で、メルヘン観光交流センターと記載していますが、地域振興施設が平成 29 年 9 月にオープンしたことから、これら施設を含め、観光拠点として変更します。

議案書 251 ページをご覧ください。表の下段、同じく 9 行目の次に、NPO 法人オホーツクめまんべつ観光協会のご尽力により選定いただきました大空八景を追加。その下、施策の背景、11 行目、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、アフターコロナを見据えた文言に変更します。

議案書 252 ページをお開き願います。4、商業・サービス業の振興。表の中段より上、該当ページ 49 ページ、施策の内容、8 行目の次に、新規起業に対する支援を追加。表の中段、6、雇用機会の確保。該当ページ 52 ページ、これまでの取組及び施策の背景に、無料職業紹介所に関する文言を追加します。

議案書 253 ページをご覧ください。第 2 章 あたたかさ あふれる 福祉のまちづくり。1、保健・医療体制の充実。該当ページ 56 ページ、これまでの取組中、6 行目の文中に、禁煙に対する取り組みへの支援を追加します。

議案書 254 ページをお開き願います。表の中段よりやや上、該当ページ 57 ページ、これまでの取組中、7 行目の次に、新型コロナウイルスに関する取り組みを追加、同じく 10 行目文中に、本町の基幹病院である女満別中央病院建物を取得し、経営の安定を図る取り組みを追加します。

議案書 255 ページをご覧ください。表の上段、該当ページ 58 ページ、施策の背景中、18 行目の次に、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策の必要性について追加します。

議案書 256 ページをお開き願います。2、地域福祉の推進。表の中段、該当ページ 61 ページ、これまでの取組中、6 行目の次に、高齢者世帯に対する除雪支援、福祉タクシー券、外出支援タクシー券交付等による移動支援について追加します。

議案書 257 ページをご覧ください。表の中段、該当ページ 63 ページ、施策の内容、3 行目の次に、本議会の補正予算として安心生活支援事業シス

テム構築委託を提案し、ご承認いただいたところでありますか、双方向に活用できる情報発信手段の検討として追加します。

議案書 258 ページをお開き願います。表の中段より上、該当ページ 65 ページ、これまでの取組、3 行目の次に、児童館のんきっず館の整備、同じく 5 行目の次に、大空町認定こども園基本構想に基づく施設整備について追加します。

議案書 259 ページをご覧ください。4、高齢者福祉の推進。表の中段より下、該当ページ 67 ページ、これまでの取組、9 行目の次に、特別養護老人ホームの増床整備を追加し、議案書 260 ページをお開き願います。関連して表の下段、施策の内容、25 行目、特別養護老人ホームの整備を削除します。事業実施による変更であります。

議案書 261 ページをお開き願います。5、障がい者福祉の推進。表の中段より上、該当ページ 71 ページ、施策の内容、15 行目の次に、障がいのある児童・生徒のための放課後等デイサービスの整備・運営に関する検討を。同じく下段、該当ページ 73 ページ、施策の内容、3 行目の次に、基幹相談支援事業の広域連携を追加します。

議案書 262 ページをお開き願います。6、社会保障の充実につきましては、国民健康保険事業が都道府県に移管となったことに伴う文言に変更しています。

議案書 264 ページをお開き願います。第 3 章 いきがい はくぐむ 学びのまちづくり。1、幼児教育の充実につきましては、認定こども園の移行に伴う文言に変更しています。

議案書 265 ページをご覧ください。2、学校教育の充実。表の中段より上、該当ページ 83 ページ、これまでの取組、5 行目の文中、両高等学校存続に向けた取り組みを削除します。

議案書 266 ページをお開き願います。表の中段よりやや下、該当ページ 86 ページ、施策の背景、3 行目の文中、女満別高等学校と東藻琴高等学校を発展的に統合し、町立の大空高等学校として魅力ある学校づくりを進めていくなど、高等学校に関する文言を変更します。

議案書 268 ページをお開き願います。3、生涯学習の推進。表の中段、該当ページ 89 ページ、これまでの取組、4 行目の次に、社会教育中期計画の策定を追加します。

議案書 271 ページをお開き願います。第 4 章 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり。1、市街地・住環境の整備。表の上段、該当ページ 104 ページ、これまでの取組、5 行目、地域振興施設を整備に変更し、表の中段より下、該当ページ 105 ページ、施策の内容、1 行目の次に、網走刑務所住吉作業所を活用した地域活性化等施策の実施について追加します。

議案書 272 ページをお開き願います。3、公共交通網の充実。表の上段、該当ページ 110 ページ、これまでの取組、5 行目の次に、空港運営の一括民営化の開始に係る取り組み等について追加します。

議案書 273 ページをご覧ください。4、上下水道の整備。表の中段より上、該当ページ 112 ページ、施策の背景、6 行目の前に、上水道の効率的

な事業運営に関する文言の追加。同じく下段、5、生活環境の整備。該当ページ115ページ、これまでの取組、8行目の次に、災害廃棄物処理計画の策定を追加します。

議案書274ページをお開き願います。第5章 ふれあい つながる 協働のまちづくり。2、移住・定住対策の促進につきましては、移住・定住に関する情報発信のみならず、新たな支援制度の検討について追加しています。

同じく中段より下、3、情報ネットワークの整備につきましては、本年4月以降、町内全域に行き渡る光ファイバー網の整備に関し、文言を追加します。

最後に議案書275ページをご覧ください。5、自立する自治体経営の確立。表の上段、該当ページ134ページ、これまでの取組、7行目の次に、納税等のコンビニエンス収納の導入、公共施設等総合管理計画の策定、ふるさと応援寄附金に関する文言を追加します。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第26 議案第13号

◇議 長 日程第26、議案第13号、大空町高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書277ページです。議案第13号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。

大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を別冊のとおり定めたいので、大空町議会基本条例第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

別冊でお配りをしております第8期大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をご用意ください。

本計画につきましては、3年ごとに策定することとしており、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする第8期の計画について、議会の議決を求めるものでございます。

表紙をめくっていただきまして、目次をご覧ください。本計画につきましては、第1章から第8章までの構成となっております。

ページをめくっていただきまして、右側に1ページがございます。第1章、計画策定にあたってから説明をさせていただきます。1、計画策定の背景と

趣旨です。中段以下になりますけれども、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、4人に1人が75歳以上という超高齢化社会が到来し、医療・介護・福祉サービスの需要が高まり、現役世代の負担が重くなっていくと想定されます。令和7年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、支援のあり方も高齢者の状況に応じて、分野を問わず、包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指すことが必要となってまいります。このようなさまざまな課題を踏まえ、第8期計画を策定するものであります。

2ページです。2、計画の位置づけです。老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定するという総合的な計画でございます。

3ページです。3、日常生活圏域の設定です。日常生活圏域については、地域の実情に応じて定めることとされており、本町は前期、第7期の計画同様、町を一つの日常生活圏として設定することとしてございます。

4ページです。4、計画の期間につきましては、2021年度、令和3年度から2023年度、令和5年度までの3年間といたします。また、下段に記載をしておりますとおり計画策定にあたりましては、保健・医療・福祉関係者などに参画をいただいております大空町地域包括支援センター運営協議会において検討したほか、高齢者の生活実態に関するアンケートなども実施をしております。

ページを進めまして、7ページです。第2章、大空町の現状です。人口のこれまでの推移、下段には今後の人口の推計を記載をしておりますが、ページをめくっていただきまして、8ページに高齢化の今後の見込みをまとめております。表内の下から2行目の総人口欄をご覧ください。計画終期となります令和5年度には人口が6,474人、令和7年度には6,250人に減少すると見込んでおります。64歳以下の人口減少が非常に大きい上、75歳以上が増加するなど、表内の下にありましており高齢化率が上昇してまいります。冒頭、計画策定の背景で申し上げましたとおり、現役世代の急減時期が近づいてきているところでございます。

9ページ、3、高齢者の世帯状況については記載のとおりでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページです。4、要支援・要介護認定者数の状況です。合計人数を見ますと、この5年間で3人増加と大きく変動がないようにも見えますが、区分ごとの人数につきましては、新規認定、死亡や介護度の変更などにより、毎年変動しております。感覚的には高齢化の進展に伴いまして近年、要支援者の新規認定が増えてきているというような印象を持っております。

少しページを進めまして、18ページまでお進みください。18ページ、5、要支援・要介護認定者数の推計です。合計欄を見ていただきますとお分りのとおり、認定者数の増加が見込まれております。

その横、19ページは第3章、第7期計画での取組です。22ページまでの4ページにわたりまして、第7期に取り組んだ事業等について記載をさせ

ていただいております。

23 ページです。第4章、計画の基本的な考え方です。第8期計画における基本理念につきましては、現役100歳のまち～健康寿命の延伸をめざして～とさせていただきます。これは、住み慣れたこの町で、その人が望む生活を、何歳になっても健康で生きがいや役割を持ち、いきいきと、その人らしく生活できるよう、さまざまな主体がそれぞれできることをしながら助け合い、見守り、見守られているあたかなまちをイメージしたものでございます。それを実現するためには、下段の基本指針後段にありますとおり、地域の実情や課題を踏まえまして中長期的な視点に立って、地域包括ケアシステムというものを進化させていかなければなりません。

24 ページです。現役100歳のまちプロジェクトとして、三つの柱を軸に施策を展開していきたいと考えてございます。

具体的には26 ページ、第5章、重点施策の取組に記載をしております。左から、まずは健康であることが第一でありますので、政策目標Ⅰとして、いきいきと過ごすための健やかなところと身体づくり。そして真ん中、政策目標Ⅱとしまして、互いに支えあい生活するための地域づくり。さらに右側、政策目標Ⅲとして、安心して暮らしつづけるための居場所づくり。これらを目指し、各施策事業を展開してまいりたいと考えております。次のページからは、具体的な取り組みを記載しております。

27 ページ、政策目標はⅠのいきいきと過ごすための健やかなところと身体づくりです。施策・事業欄をご覧ください。生活習慣病及び重症化予防の取組としまして、各種健診や保健指導、重症化予防の取組について、早い年代から働きかけてまいります。また下にあります介護予防の取り組みも、さまざまな主体と連携をしながら進めてまいります。29 ページです。認知症施策の更なる推進としまして、認知症の方や介護者への支援、認知症についての知識、普及や見守り体制などを検討してまいります。次の30 ページです。高齢者の生きがいづくりと社会参加を推進するために、各種活動との連携や支援、就労機会の確保なども図ってまいります。

31 ページからは、政策目標Ⅱ、互いに支えあい生活するための地域づくりです。地域で支えあう仕組みづくりを検討するとともに、地域に必要な生活支援サービスというものを推進してまいりたいと思います。ページをめくっていただきまして、32 ページです。高齢者の見守り体制の充実のため、見守りネット、認知症SOSネットワークなどの取り組みを推進してまいります。右側33 ページです。地域共生社会の実現に向けましては、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、さまざまな主体が我が事として取り組むことが求められております。先ほどの生活支援体制と併せまして、地域の実情に合った共生社会実現に向けて検討してまいります。

35 ページからは、政策目標Ⅲ、安心して暮らしつづけるための居場所づくりです。高齢者の住まいの確保として、シルバーハウジングや生活支援ハウスを引き続き運営してまいります。今後の人口推計等を見据えまして、高齢者向け住宅や施設のあり方を検討してまいります。36 ページです。介護サービスの充実・強化です。ニーズに対応した介護保険サービスというも

の充実に努めますとともに、各種サービスの周知などにも努めてまいります。めくっていただきまして38ページは、医療と介護の連携推進について記載しております。さまざまな機会を通じまして、医療・介護関係者の情報共有、地域課題の抽出や対応策の検討ができるよう努めてまいります。39ページは、介護人材の確保についてです。現在を運用しております医療・介護従事者への支援制度を継続してまいります。人材確保については、各事業所が抱えている大きな課題でありますので、関係機関等と連携をして取り組んでまいります。40ページは、介護保険制度の適正・円滑な運営について。次の41ページは、災害に対する備え。そしてめくっていただいて42ページには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症に対する備えについて記載をしております。

ページをめくっていただきまして、44ページから69ページまで、第6章、介護サービスの現状としまして、第7期における計画値と実績値、各サービスの利用状況、地域支援事業の取り組み状況などが記載をされております。

ページを進めていただきまして、70ページまでお進みください。70ページは、第7章、介護保険事業に係る見込み量と第1号被保険者保険料についてです。介護給付等サービス見込み量につきましては、表にあります認定者の合計、令和3年度は467人、令和4年、令和5年度が473人、この推計人数に基づき見込みを立てております。71、72ページが要支援者に対する介護予防サービス、それから73、74ページが要介護者に対する介護サービス、さらに75ページが地域支援事業の見込みとなっております。

76ページをお開きください。第1号被保険者の介護保険料についてです。保険給付費の財源構成は、利用者が負担する10%から30%を除きまして、表にありますとおり50%を保険料、残りの50%を公費で負担する仕組みとなっております。なお、本町につきましては、高齢化率が全国より高く、所得水準が全国平均より低いことから、国の調整交付金が通常5%のところ6.9%になるものと想定し、下の表にありますとおり、保険料で負担する割合を48.1%、第1号被保険者の保険料の負担割合は21.1%として必要額を算出しております。80ページをお開きください。第7期・第8期介護保険事業計画における給付及び必要保険料の総括表を記載しております。表の上から3行目に介護歳出計欄がございます。令和3年度は7億5,540万3,000円、令和4年度は7億6,321万3,000円、令和5年度は7億6,468万4,000円と推計しております。この歳出に対する国や支払基金、道、町の負担などを算定するのと併せまして、表の下段、摘要欄に基金の状況を記載させていただいております。令和2年度末の基金残高が7,453万5,000円と見込まれております。この基金残高を踏まえまして、必要となる保険料を算定したところでございます。さらには今8期だけでなく、中期的な視点を持った上で保険料を検討しまして、表の下にありますとおり基準月額保険料を第7期の5,200円から200円減額し、5,000円と算定したところでございます。ページ戻りますが79ページに、保険料の基準となります第5段階の基準月額保険料を5,000円とし

た、各所得段階におけます保険料が記載されております。なお、上の第1段階から第3段階につきましては、国策として実施されております低所得者の保険料軽減を適用させた保険料率で記載をしております。81ページ、82ページは、それぞれのサービスごとの給付実績と推計が記載されております。

83ページから86ページまでは、第8章、高齢者福祉サービスとして、各事業の説明などが記載をされております。

また、87ページから153ページにわたりまして、冒頭申し上げましたアンケート調査を実施したものの報告書、それから154ページには、策定を進めてまいりました経過、155ページから160ページに用語解説が記載をされております。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第27 議案第14号

◇議 長 日程第27、議案第14号、大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 議案書279ページをお開き願います。議案第14号、大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

次のページの281ページに改正条例の本文を記載しておりますが、詳しい内容の説明につきましては、お配りしております定例会参考資料で説明させていただきますので、参考資料19ページをご覧くださいと思います。大空町職員定数条例の一部を改正する条例の新旧対照表を記載しております。右側に改正前の条例、左側に改正後の条例となっております。

はじめに、このたびの条例改正の理由を説明させていただきたいと思います。大きく2点ございます。まず1点目は、大空高校の新設に伴うものでございます。これまで東藻琴高校は定時制課程であったため、法律の規定により教員の給与は北海道が負担していたため、これまで大空町職員の定数から除かれていましたが、来月4月に開校いたします大空高校は全日制課程となることから、校長、教頭、教諭などの職員を大空町職員の定数に追加する必要があります。2点目は、認定こども園の開園と幼稚園の閉園

に伴うものでございます。令和２年１０月１日に社会福祉協議会が実施主体であります大空町認定こども園めまんべつが開園いたしまして、令和３年１０月１日に大空町認定こども園ひがしもことが開園する予定でございます。女満別幼稚園と東藻琴幼稚園の幼稚園教諭を社会福祉協議会に派遣するため、当該職員を教育委員会部局職員から町長部局職員に配置替えするために、定数の見直しが必要になったものでございます。

改正の内容といたしましては、今後の職員数の推移を考慮いたしまして、資料に記載のとおりでございますけれども、第２条第１号の町長の事務部局及びその所管に属する機関の職員に１０８人から１１７人に改めます。また、第５号の教育委員会事務部局の職員及びその所管に属する機関の職員を３３人から３９人に改めます。

次に、附則についてでございますけれども、施行期日は、令和３年４月１日から施行することといたします。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２８ 議案第１５号

◇議 長 日程第２８、議案第１５号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書２８３ページをお開き願います。議案第１５号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

２８５ページは改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料の２１ページをお開き願います。大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

このたびの改正は、職員の時間外勤務手当の算定に用いる勤務１時間あたりの給与額につきまして、他県において労働基準監督署から是正勧告が出された事例を踏まえまして、給料月額に寒冷地手当を加算して算出することとするものです。

具体的には、表の右側、条例第１８条中、給料月額を左側の改正後では給料月額及び寒冷地手当の月額の合計額に改めます。

附則として、この条例は、令和３年４月１日から施行するものです。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第２９ 議案第１６号

◇議 長 日程第２９、議案第１６号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書２８７ページでございます。議案第１６号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

２８９ページは改正条文でございます。内容につきましては、参考資料にて説明をさせていただきますので、参考資料２３ページをお開き願います。新旧対照表です。

このたびの改正は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当につきまして、現行、満６０歳に達する年度までの間を支給対象としておりますことから、実態に合わせて条文に明記するもの。さらに、大空高校の開校に伴いまして、パートタイム会計年度任用職員に宿日直勤務に係る報酬を支給可能とする規定を追加するものです。

具体的には、表の右側、条例第１３条第１項、第２項及び第３項中、６月以上のを、左側改正後では６月以上で６０歳に達した日以後における最初の３月３１日までの間にあるに改めます。また、第１８条中第７項を第７条に改めます。条文中の字句の誤りを正すものでございます。

２６ページをお開き願います。２６ページ左側改正後ですが、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬としまして、第２１条の２、正規の勤務時間外又は休日に、宿直又は日直を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務した回数に対して宿日直勤務に係る報酬を支給する。第２項、前項に規定する宿日直勤務に係る報酬の額は、給与条例第１７条に規定する額とする。第３項、第１項に規定する勤務は、大空町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第７条第１項に掲げる勤務とし、第１９条、第２０条及び前条の勤務には含まれないものとするを追加します。さらに、第２２条中前３条を第１９条から第２１条までに改め、文言を整理するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行します。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第30 議案第17号

◇議 長 日程第30、議案第17号、北海道大空高等学校寄宿舎条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 議案書291ページをお開き願います。議案第17号、北海道大空高等学校寄宿舎条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

次のページの293ページから295ページに条例の本文を掲載しておりますが、詳しい内容の説明につきましては、お配りしております定例会参考資料で説明させていただきますので、参考資料27ページをご覧くださいと思います。北海道大空高等学校寄宿舎条例の概要について掲載をしております。

はじめに制定の趣旨でございます。現在、東藻琴高校と女満別高校にそれぞれ寄宿舎があり、それぞれ設置に係る条例を制定しておりますが、来月4月の2校の統合による大空高校の新設に伴い、現在あるそれぞれの条例を廃止し、二つの寄宿舎を規定する北海道大空高等学校寄宿舎条例を新たに制定するものでございます。

次に、条例の基本的な考え方についてでございます。

1点目として、大空高校は全道、全国から生徒募集しているため、道内外からの通学が困難な生徒の進学機会を確保することを目的に寄宿舎を設置するものでございます。

2点目は、寄宿舎の管理は教育委員会が行うこととしております。

3点目は、生徒は全道、全国から入学することから、年末年始や長期休業期間中の一部を除き、土日を含めて寄宿舎を運営することにいたします。

次に、三つ目の条例の概要についてでございます。主な条例の内容を記載しております。

第1条につきましては、目的を規定しております。

第3条につきましては、名称及び位置を規定しております。それぞれ北海

道大空高等学校東藻琴寄宿舍と女満別寄宿舍としております。

第4条は、管理といたしまして、教育委員会が管理するとしております。

第5条は、職員といたしまして、寄宿舍の管理等のために必要な職員を置くこととしております。

第6条は、対象者の規定で、対象者は大空高校に在学し、又は入学が決定している者であって、通学に困難な事情があると教育委員会が認めたものとしております。

第9条は、1人あたりの月額の使用料を規定しております。使用料は、それぞれこれまでの使用料と同額としておりまして、東藻琴寄宿舍の使用料は月額6,000円、女満別寄宿舍の使用料は月額1万4,000円としております。

続きまして、第10条は、使用料の減免について。

裏面に行きまして、28ページに移ります。第17条につきましては、過料についてそれぞれ規定しております。

最後は、附則についてでございます。1点目は、施行期日でして、令和3年4月1日から施行することとしております。

2点目は、現在の条例2本を廃止する規定でございます。

3点目は、現在の条例は廃止することになりますが、これまで寄宿舍に入っていた生徒に対する処分や手続などの行為につきましては、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすという規定でございます。

最後に、この条例の施行規則を29ページから38ページまで掲載をしております。使用許可などの具体的な手続きや食費の額、申請様式などを定めたものでございます。

以上、提案理由を説明させていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第31 議案第18号

◇議 長 日程第31、議案第18号、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書297ページをお開きください。議案第18号、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

299ページは改正条文でございます。改正の内容を定例会参考資料39ページに大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例の概要を、40ページから41ページまでは新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を説明させていただきますので、定例会参考資料39ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、就学前の子どもに関することを福祉課で行うことにより、ワンストップ対応と事務の効率化が図られることから、教育委員会から福祉課に預かり保育に関する事務を所管替えするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正する条文につきましては、第4条ただし書きに記載されてございます大空町教育委員会、以下、教育委員会というを、町長に改めるものでございます。

また、第5条及び第7条から第10条までの規定中にあります教育委員会を町長に改めるものでございます。

この条例の施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第32 議案第19号

◇議 長 日程第32、議案第19号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書301ページです。議案第19号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書303ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料43ページに介護保険条例の一部を改正する条例の概要。44、45ページには新旧対照表を掲載しております。まず概要により説明をさせていただきますので、参考資料43ページをお開きください。

今回の改正は、議案第13号で提案させていただきました第8期の大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴い、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料を設定するものです。項目欄、保険料率。関

係条文第2条は、保険料の基準となる第5段階の月額保険料を前期、第7期の5,200円から5,000円に見直すことに伴い、所得段階別の介護保険料をそれぞれ設定するものです。同じく関係条文第2条第3項から第5項は、低所得者の保険料軽減として、第1段階から第3段階に該当する者の保険料を減額するものです。

ページをめくっていただき、44、45ページの新旧対照表に段階別の保険料が年額で記載されておりますが、基準となります第5段階は、第2条第1項第5号にありますとおり改正前の6万2,400円から6万円となります。また、低所得者の保険料軽減は、第1段階が第2条第3項のとおり、本来3万円のところを1万8,000円に。第2段階が第4項のとおり、4万5,000のところ3万円に。第3段階が第5項のとおり、4万5,000円のところ4万2,000円にそれぞれ軽減されます。

附則としまして、この条例の施行期日は、令和3年4月1日から。

また経過措置としまして、令和2年度までの介護保険料については、改正前の規定を適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第33 議案第20号

◇議 長 日程第33、議案第20号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書305ページです。議案第20号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書307ページから312ページまでが改正条文でございます。議会定例会参考資料47ページから49ページに改正する条例の概要。それから50ページから57ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料47ページをお開きください。

改正の内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ3年に一度大規模な見直しが行われますが、指

定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令等の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

項目欄、目次。関係条文は第5章です。目次に雑則として第5章を追加するものです。

基本方針。関係条文の第4条第5項は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修実施等の措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。同じく第4条第6項は、介護給付費等に関する情報を活用し、適切かつ有効なサービス提供に努めなければならないことの規定を追加するものです。

管理者。関係条文第6条第2項は、居宅介護支援事業所の管理者について、主任介護支援専門員の確保が困難である等やむを得ない理由がある場合に介護支援専門員を管理者とすることができる規定に改定するものです。

内容及び手続の説明及び同意。関係条文第7条第2項は、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に対し、サービスの割合等の説明を行うことが新たに求められたことに伴い規定を改定するものです。

48ページです。指定居宅介護支援の具体的取扱方針。関係条文第16条第1項第9号は、運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認める規定に改定するものです。同じく第19号とその下の20号は、居宅介護サービス計画に位置づけられたサービスの回数や費用等の妥当性を検討し、市町村に届け出る規定を追加するものです。

運営規程。関係条文第21条第1項第6号は、運営規程に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものです。

勤務体制の確保等。関係条文第22条第4項は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切なハラスメント対策に必要な措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。

業務継続計画の策定等。関係条文第22条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけること等の規定を追加するものです。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置。関係条文第24条の2は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務づけること等の規定を追加するものです。

49ページです。掲示。関係条文第25条第2項は、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく閲覧可能な形で備えおくこと等を可能とする規定を追加するものです。

虐待の防止。関係条文第30条の2は、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するためための担当者を定めることを義務づけること等の規定を追加するものです。

電磁的記録等。関係条文第34条は、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応が認められたことに伴う規定の追加をするものです。

管理者に係る経過措置は、附則第2項です。令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるものとします。その下、附則第3項は、令和3年4月1日以降における前項の提供について、令和3年3月31日までに介護保険法46条1項の指定を受けている事業者であって、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員とするものであります。

虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置は、附則第4項から第6項までで、それぞれこの条例の施行の日から3年の経過措置を設けるものであります。

なお、この条例の施行期日は、第16条第1項第20号が令和3年10月1日から。附則第2項及び第3項が公布の日から。その他は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 3時01分)

(再開 午後 3時11分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第34 議案第21号

◇議 長 日程第34、議案第21号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書313ページです。議案第21号、大空町指定介護予防支

援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書315ページから319ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料59、60ページに改正条例の概要。61ページから66ページまで、新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料59ページをお開きください。

改正内容です。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ3年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

項目欄の目次。関係条文の第6章は、目次に雑則として第6章を追加するものです。

基本方針。関係条文第2条第5項は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修実施等の措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。第2条第6項は、介護給付費等に関する情報を活用し、適切かつ有効なサービス提供に努めなければならないことの規定を追加するものです。

運営規程。関係条文第18条第1項第6号は、運営規程に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものです。

勤務体制の確保。関係条文第19条第4項は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策に必要な措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。

業務継続計画の策定等。関係条文は第19条の2です。感染症や災害が発生した場合にあっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけることの規定を追加するものです。

60ページです。感染症の予防及びまん延の防止のための措置。関係条文第21条の2は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務づけること等の規定を追加するものです。

掲示。関係条文第22条第2項は、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形で備えおくこと等を可能とする規定を追加するものです。

秘密保持。関係条文第23条第3項は、条項の整理です。

虐待の防止。関係条文第27条の2は、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけること等の規定を追加するものです。

指定介護予防支援の具体的取扱方針。関係条文の第31条第1項第9号は、

運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用して実施を認める規定に改定をするものです。

電磁的記録等。関係条文第34条は、介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルール解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について、原則として電磁的な対応が認められたことに伴う規定の追加をするものです。

虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置は、附則第2項から第4項までで、それぞれこの条例の施行の日から3年の経過措置を設けるものです。

なお、この条例の施行期日は、令和3年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第35 議案第22号

◇議 長 日程第35、議案第22号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書321ページです。議案第22号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書323ページから347ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料67ページから74ページに改正する条例の概要、75ページから120ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明させていただきますので、参考資料の67ページをお開きください。

改正の内容は、介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ3年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する関係省令の改正に伴い関係する条例の改正を行うものです。

項目欄、目次。関係条文第3章の2は、共生型地域密着型サービスに関する

る基準を追加に伴う改定。第10章は、目次に雑則として第10章を追加するものです。

指定地域密着型サービス事業の一般原則。関係条文第3条第3項は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のために必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修実施等の措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。第3条第4項は、介護給付費等に関する情報を活用し、適切かつ有効なサービス提供に努めなければならないことの規定を追加するものです。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数。関係条文第6条第5項。その下、心身の状況等の把握。第14条。

従業者の員数。関係条文第59条の3第3項。

内容及び手続の説明及び同意。第59条の2第1項。

利用定員等。第65条第2項。

指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針。第92条第1項第6号。

ページをめくっていただいて68ページです。管理者。第83条第3項。

従業者の員数。第110条第11項。

人員に関する基準。第151条第4項は、いずれも条項の整理でございます。

運営規程。関係条文第31条第1項第8号、第55条第1項第8号、第59条の12第1項第10号、第59条の36第1項第9号、第73条第1項第10号、第100条第1項第10号、第122条第1項第7号、第145条第1項第9号、第168条第1項第7号、第186条第1項第8号は、運営規程に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものでございます。

その下、勤務体制の確保等。関係条文第32条第5項、第56条第5項、第59条の13第4項、第123条第4項、第146条第5項、第169条第4項、第187条第5項は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策に必要な措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。

業務継続計画の策定等。関係条文第32条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけること等の規定を追加するものです。

69ページです。衛生管理等。関係条文は第33条第3項、第59条の16第2項、第171条第2項第3号は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図る観点から、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務づけること等の規程を追加するものです。

掲示。関係条文第34条第2項は、運営規定等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形で備えおくこと等を可能とする規定を追加するものです。

地域との連携等。関係条文第39条第1項及び第59条の17第1項。

安全・サービス提供管理委員会の設置。第59条の38第1項。

心身の状況等の把握。第87条。

地域密着型施設サービス計画の作成。第158条第6項。

衛生管理等。第171条第2項第1号。

事故発生の防止及び発生時の対応。第175条第1項第3号は、運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話等を活用しての実施を認める規定に改正するものであります。

虐待の防止。関係条文第40条の2は、利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけること等の規定を追加するものです。

ページをめぐっていただきまして70ページです。訪問看護員等の員数。関係条文第47条第1項及び第3項から第7項は、夜間対応型訪問介護について、地域の実情に応じて、既存の地域資源・人材を活用しながら、サービスの実施を可能とする観点から、オペレーターの配置基準の緩和に関する規定の改定及び追加をするものです。

勤務体制の確保等。関係条文第56条第2項及び第3項は、夜間対応型訪問介護について地域の実情に応じて、既存の地域資源・人材を活用しながらサービスの実施を可能とする観点から、他の訪問介護事業所等に事業の一部を委託することや複数の事業所間で、通報の受付を集約できる規定に改定するものです。

地域との連携等。関係条文第57条第2項は、事業所と同一建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、サービス付き高齢者向け住宅等の利用者に対してもサービスの提供を行うよう努めることの規定を追加するものです。

準用。関係条文は、第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条は、それぞれ準用規定の整理でございます。

勤務体制の確保等。関係条文第59条の13第3項、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項、第187条第4項は、通所系及び居住系サービスについて、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させることの規定を追加するものです。

71ページです。非常災害対策。関係条文第59条の15第2項は、避難等訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことの規定を追加するものです。

共生型地域密着型通所介護の基準。関係条文第59条の21は、地域共生社会の実現に向けた取組推進として位置づけられている共生型サービスの基準等に関する規定を追加するものです。

従業者の員数。関係条文第66条第1項は、文言の整理です。

管理者。関係条文第66条第1項は、認知症対応型通所介護について、管理上支障がない場合は、本体施設・事業者の職務と併せて、他の職務に従事することを可能とする規定に改定をするものです。

従業者の員数等。関係条文第 8 2 条第 6 項は、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業者の管理上支障がない場合、管理者は介護職員の兼務を可能とする規定に改定をするものです。

定員の遵守。関係条文第 1 0 1 条第 2 項は、小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等において、地域の実情により事業所の効率運営に必要があると市町村が認めた場合、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬の減算を一定の期間に限り、行えないことを踏まえ、この場合には、登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を追加するものです。

従業者の員数。関係条文第 1 1 0 条第 1 項は、認知症グループホームの夜間・深夜時間体の職員体制について、3 ユニットの case であって、各ユニットが同一階に隣接しており、利用者の状況把握、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤 2 人以上の配置に緩和できることの規定を追加するものです。

ページをめくっていただきまして 7 2 ページです。

従業者の員数。関係条文第 1 1 0 条第 5 項は、人材の有効活用を図る観点から介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、1 ユニットごとに 1 名の配置から、事業所ごとに 1 名の配置に緩和することに関する規定の改定をするものです。

従業者の員数。関係条文第 1 1 0 条第 9 項。

その下、管理者。第 1 1 1 条第 2 項。

管理者による管理。第 1 2 1 条は、複数事業所で人材を活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準が創設されたことに伴い、規定の改定及び追加をするものです。

設備に関する基準。関係条文第 1 1 3 条は、認知症グループホームについて、経営の安定性の観点からユニット数を弾力化することに関する規定の改定をするものです。

指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針。関係条文第 1 1 7 条第 7 項。

その下、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針。第 1 3 8 条第 6 項。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針。第 1 5 7 条第 6 項。

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針。第 1 8 2 条第 8 項。これらにつきましては、認知症グループホーム等における身体的拘束の適正化を図るために応じるべき説明の規定を追加するものです。

指定認証対応型共同生活介護の取扱方針。関係条文第 1 1 7 条第 8 項は、認知症グループホームにおける外部評価について、市町村や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みが制度的に位置づけられたことに伴い、規定を追加するものです。

73 ページです。人員に関する基準。関係条文第151条第1項は、地域密着型特別養護老人ホームの人材確保や職員の定着の観点から、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士または管理栄養士を置かないことを可能とする規定を追加するものです。第151条第3項は、介護保険施設について、従来型といふユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務が可能となったことに伴う改定をするものです。

人員に関する基準。関係条文第151条第8項及び第13項。栄養管理。第163条の2は、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置が位置づけられたこと及び各入所者に応じた栄養管理を計画的に行うことが求められたことによる規定の改定及び追加でございます。

口腔衛生の管理。関係条文第163条の3は、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことが求められたことに伴い、規定の追加をするものです。

事故発生の防止及び発生時の対応。関係条文第175条第1項第4号は、事故発生の防止及び発生時の対応を適切に実施するための担当者を置くことの規定を追加するものです。

設備に関する基準。関係条文第180条第1項第1号は、施設系サービスにおける個室ユニット型施設について、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員が見直されたことに伴う規定の改定及びユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たな設置を禁止されたことに伴う改定をするものです。

電磁的記録等。関係条文第203条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルールの解消を図る観点から介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、原則として電磁的な対応が認められたことに伴う規定の追加をするものです。

74 ページです。虐待の防止、業務継続計画の策定等、居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置、栄養管理、口腔衛生の管理、介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置及び認知症に係る基礎的な検証の事項に関する経過措置は、附則第2項から第5項、第8項、第9項、第11項で、それぞれこの条例の施行の日から3年の経過措置を設けるものです。

ユニットの定員に係る経過措置。附則第5項です。当分の間、入居定員が10人を超えるユニットを整備する指定地域密着型介護老人福祉施設は、人員配置等の基準を満たすほか、夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとします。同じく附則第7項で、この条例の施行の際、現に存する建物の居室、療養室又は病室であって、改正前の第180条第1項第1号ア（ウ）bの要件を満たしている居室等については、なお従前の例によるものとします。

事故発生の防止及び発生時の対応に係る計画措置は、附則第10項で、適切に実施するための担当者を置くことについては、この条例の施行の日から

6月の経過措置期間を設けるものとします。

なお、この条例の施行期日は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第36 議案第23号

◇議 長 日程第36、議案第23号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書349ページです。議案第23号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書351ページから360ページが改正条文でございます。議会定例会参考資料121ページから125ページに改正条例の概要、126ページから144ページに新旧対照表を掲載しております。概要により説明をさせていただきますので、参考資料121ページをお開きください。

改正の内容は、介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせ、3年に一度大規模な見直しが行われますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備、運営に関する関係省令の改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。

項目欄、目次。関係条文第5章は、目次に雑則として第5章を追加するものです。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則。関係条文は第3条第3項です。利用者の人権擁護、虐待の防止のために必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し研修実施等の措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。第3条第4項は、介護給付費等に関する情報を活用し、適切かつ有効なサービス提供に努めなければならないことの規定を追加するものです。

基本方針。関係条文第4条。

その下、利用定員等。第9条第2項。

管理者。第45条第3項。

記録の整備。第64条第2項第8号。

従業者の員数。第71条第11項。

記録の整備。第85条第2項第7号は、条項の整理です。

122ページです。従業者の員数。関係条文第8条。

地域との連携等。第39条第1項。

従業者の員数等。第44条第7項は、文言の整理です。

管理者。関係条文第10条第1項は、認知症対応型通所介護について、管理上支障がない場合は本体施設・事業所の職務と併せて、他の職務に従事することを可能とする規定に改定するものです。

運営規程。関係条文第27条第1項第10号、第57条第1項第10号、第80条第1項第7号は、運営規程に定めるべき事項に虐待の防止のための措置に関する事項を追加するものです。

勤務体制の確保等。関係条文第28条第3項及び第81条第3項は、通所系及び居住系サービスについて、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるため、資格を有さない無資格者に対し、認証介護基礎研修を受講させることの規定を追加するものです。第28条第4項及び第81条第4項は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、ハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた適切な対策に必要な措置を講じなければならないことの規定を追加するものです。

業務継続計画の策定等。関係条文第28条の2は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務づけること等の規定を追加するものです。

非常災害対策。関係条文第30条第2項は、避難等訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない規定を追加するものです。

123ページです。衛生管理等。関係条文第31条第2項は、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を図る観点から、感染症対策を検討する委員会の開催、指針の整備、検証の実施等に加え、訓練の実施を義務づけること等の規定を置く追加するものです。

掲示。関係条文第32条第2項は、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、閲覧可能な形で備え置くことを可能とする規定を追加するものです。

虐待の防止。関係条文第37条の2は、利用者の人権擁護、虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めることを義務づけること等の規定を追加するものです。

地域との連携等。関係条文第39条第1項及び第49条は、運営基準において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携促進の観

点からテレビ電話等を活用して実施を認めることに関する規定の改定をするものです。

事業者の員数等。関係条文第44条第6項は、介護老人福祉施設または介護老人保健施設と介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業者の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とすることに関する規定の改定をするものです。

定員の遵守。関係条文第58条第2項は、小規模多機能型居宅介護について過疎地域等において地域の実用により事業所の効率的運営に必要があると市町村が認めた場合、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を置一定期間に限り行わないことを踏まえ、この場合に登録定員及び利用定員を超えることを可能とする規定を追加するものです。

ページをめくっていただきまして124ページです。準用。関係条文第65条及び第86条は、準用規定の整理でございます。

従業者の員数。関係条文第71条第1項は、認知症グループホームの夜間、深夜時間体の職員体制について、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、利用者の状況把握、安全対策をとっていることを要件に例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることに関する規定の改定をするものです。その下、第71条第5項は、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、1ユニットごとに1名の配置から事業所ごとに1名の配置に緩和することに関する規定の改定をするものです。

従業者の員数。関係条文第71条第9項。

その下、管理者。第72条第2項。

管理者による管理。第79条は、複数事業所で人材を活用しながら、より利用者に身近な地域でのサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準が創設されたことに伴う規定の追加をするものです。

設備に関する基準。関係条文第74条第1項は、認知症グループホームについて、経営の安定性の観点から、ユニット数を弾力化することに伴う規定の改定をするものです。

身体的拘束等の禁止。関係条文第78条第3項は、認知症グループホーム等における身体拘束等の適正化を図るために講じるべき措置の規定を追加するものです。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針。関係条文第87条第2項は、認知症グループホームにおける外部評価について、市町村や地域包括支援センター等の公正中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、その評価を受けた上で公表する仕組みが制度的に位置づけられたことに伴い、規定を追加するものです。

125ページです。電磁的記録等。関係条文第91条は、介護サービス事業者の業務負担軽減や、いわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存・交付等について原則として、電磁的な対応が認められたことに伴う規定の追加をするものです。

虐待の防止、業務継続計画の策定と居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置及びその下、認知症に係る基礎的な検証の事項に関する経過措置は、附則第２項から第５項で、それぞれこの条例の施行の日から３年の経過措置を設けるものです。

この条例の施行期日は、令和３年４月１日から施行するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 議事の都合により、本案は、提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第３７、議案第２４号

◇議 長 日程第３７、議案第２４号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書３６１ページになります。議案第２４号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

議案書３６３ページから３６６ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料１４５ページをお開き願います。

議案第２４号関係、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表です。道路占用料につきましては、道路法第３９条において、道路管理者である町が条例で定めることとなっており、その額につきましては、道路法施行令に規定している額を準用しているところでございます。

国は令和２年４月１日より施行された道路法施行令の一部改正により、道路占用料の額等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものであり、別表第２条関係の道路占用料の表を改正後の表に改めるものです。

主なものについて説明いたします。第１種電柱。改正前、１本につき３００円を改正後３８０円に８０円の増額。第１種電話柱。改正前２７０円を改正後３４０円に７０円の増額に改定するものです。その他の占用物件の多くが増額の改定となっております。

１４９ページ下段、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和３年４月１日からとしております。また、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき事由が生じた占用料について適用し、

同日前に納付すべき事由が生じた占用料については、なお、従前の例によるものとしております。

以上、改正条例の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第 38、議案第 25 号

◇議 長 日程第 38、議案第 25 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書 367 ページになります。議案第 25 号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 8 日提出、大空町長、山下英二。

議案書の 369 ページから 374 ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の 151 ページをお開き願います。

議案第 25 号関係、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例新旧対照表です。普通河川に係る占用料につきましては、流水占用料、土地占用料、土石採取料及びその他の河川産出物採取料に区分され、これら占用料等の額は、北海道が定めている河川法施行条例に規定された額を準用しております。

北海道は、令和 2 年 4 月 1 日より施行された河川法施行条例の一部改正により占用料等が改正されていることから、町条例においても同様な改定を行うものであり、別表第 21 条関係の表を改正後の表に改めるものです。

主なものについて説明いたします。流水占用料は、河川水を使用することについての料金であり、魚族養殖用水、改正前、毎秒 0.1 立方メートルにつき 1 年又は 1 使用期間、10 万 2,600 円を改正後、11 万 5,500 円に、1 万 2,900 円の増額に改正するものであり、他の区分の多くが増額の改正となっております。

次に、152 ページ中段からの土地占用料は、河川敷地の占用に関するものです。占用物件の主なものとしまして、153 ページ下段、第 1 種電話柱、1 本につき 1 年、改正前 270 円を改正後 340 円に、70 円の増額に改正するもので、他の区分の多くが増額の改正となっております。

156 ページ、中段からの土石採取料及びその他の河川産出物採取料につきましては、占用の案件がありませんので説明を省略いたします。

157ページ、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとしております。また、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき事由が生じた流水占用料について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた流水占用料等については、なお従前の例によることとしております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第39 議案第26号

◇議 長 日程第39、議案第26号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高島建設課長。

◇建設課長 議案書375ページになります。議案第26号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書377ページから382ページにつきましては、改正条文でございます。改正の内容につきましては、参考資料にてご説明いたしますので、大空町議会定例会参考資料の159ページをお開き願います。

議案第26号関係、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表です。準用河川に係る占用料につきましては、流水占用料、土地占用料、土石採取料及びその他の河川産出物採取料に区分され、これら占用料の額は北海道が定めている河川法施行条例に規定された額を準用しております。

北海道は、令和2年4月1日より施行された河川法施行条例の一部改正により、占用料等が改正されていることから、町条例においても同様な改正を行うものであり、別表第3条関係の表を改正後の表に改めるものです。

主なものについて説明いたします。流水占用料は、河川水を使用することについての料金であります。占用案件はありませんので、説明を省略いたします。

次に、160ページ、中段からの土地占用料は河川敷地の占用に関するものです。占用物件の主なものといたしまして、161ページ下段、第1種電柱、1本につき1年、改正前300円を改正後380円に80円の増額に改正するもので、他の区分の多くが増額の改正となっております。

164 ページ中段からの土石採取料及びその他の河川産出物採取料につきましては、占用案件がありませんので、説明を省略いたします。

165 ページ、附則といたしまして、この条例の施行期日を令和3年4月1日からとしております。また、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき事由が生じた流水占用料等について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた流水占用料については、なお従前の例によることとしております。

以上、条例改正の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第40 議案第27号

◇議 長 日程第40、議案第27号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中総合支所長。

◇総合支所長 議案書の383ページでございます。議案第27号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

議案書385ページから388ページにつきましては、改正条文でございます。大空町議会定例会参考資料の167ページから168ページに大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例の概要を、169ページから173ページには新旧対照表を掲載しております。改正の概要につきまして、概要によりご説明させていただきますので、参考資料の167ページをお開き願います。

改正の趣旨でございますが、芝桜公園内の一部の施設について使用目的、使用時間及び休業日、使用料等を見直いたしますことから、条例の一部を改正するものでございます。(1) 温室につきましては、令和2年7月で町直営によるイチゴ栽培を終了し、今後、普通財産として貸付けを予定しておりますことから、関係条文を削除いたします。(2) キャンプ場につきましては、令和2年12月にオートキャンプ場の電源設備を整備いたしましたことから、新たに使用料を設定するとともに、キャンプ場の使用期間を9月30日まで1カ月間延長いたします。(3) 温浴施設につきましては、現在までの利用状況等を踏まえまして、使用時間及び休業日を変更いたします。続きまして、項目、関係条文ごとに改正の内容をご説明いたします。

項目の１、施設。関係条文は第３条第１項第６号になります。普通財産として貸付けを予定しております温室を削除いたします。

項目の２、施設の使用時間及び休業日。関係条文は第３条の２第１項になります。温浴施設の使用時間を５月３日から５月３１日までの芝桜開花期間中約１カ月間は、午前１１時から午後６時までに。７月１日から９月３０日までのキャンプ期間中は、午後４時から午後８時までといたします。１６８ページをお願いします。関係条文第３条の２第２項になります。キャンプ場及びドリームハウスの休業日を１０月１日から翌年６月３０日までに。温浴施設及び足湯施設の休業日を１０月１日から翌年５月２日までと、６月１日から６月３０日までに。温浴施設のうちシャワー室の休業日を１０月１日から翌年６月３０日までといたします。温浴施設の年間利用者数につきましては、７月、８月のキャンプ期間２カ月間で、全体の約７割を占めておりますことから、キャンプ場の使用期間を９月３０日まで１カ月間延長し、温浴施設と同期間とすることにより、利用者数の増が見込めるものと考えております。なお、温浴施設につきましては、キャンプ期間３カ月間のほか、芝桜開花期間中の約１カ月間を開館することといたします。

項目の３、使用料等。関係条文は第６条第１項別表第１になります。オートキャンプ場の電源設備設置に伴い、新たに使用料を設定いたします。オートキャンプ場電源あり、１サイト１泊２，５００円とし、既存の電源なしサイトよりも１泊１，０００円高い設定としております。また、温室を普通財産とすることに伴い、イチゴ狩り収穫体験を別表第１から削除いたします。

項目の４、その他。関係条文は、第４条第１項、同条第２項第５号、第６条第２項別表第２になります。先ほどご説明いたしました項目１から項目３までの改正に伴う規定の整備及び項ズレ整理を行うものです。

施行期日につきましては、いずれも令和３年４月１日からとしております。

以上、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

◎日程第４１ 議案第２８号

◇議 長 日程第４１、議案第２８号、令和３年度大空町一般会計予算から日程第４８、議案第３５号、令和３年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書３８９ページでございます。提案に際しまして、別冊でお

配りをしております令和３年度大空町各会計予算書をご用意いたします。なお、説明にあたりましては、重複する部分を省略させていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

議案第２８号、令和３年度大空町一般会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の１ページをお開き願います。令和３年度の大空町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８９億４，５７６万５，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これにつきましては、２ページから６ページに掲載しております。

債務負担行為。第２条、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為による。これにつきましては、７ページに掲載し、４件、総額３億４，０７８万４，０００円を設定するものでございます。

地方債。第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債による。これにつきましては、８ページから９ページに掲載をしまして、３０件、総額１３億８，６７５万円としております。

一時借入金。第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１６億１，０００万円と定める。一時的な資金不足を補うため、限度額を地方債と国の交付金を目安に設定するものでございます。

議案書の３９１ページをお開き願います。議案第２９号、令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の２４１ページをお開き願います。令和３年度の大空町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１億５，９１６万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これにつきましては、２４２、２４３ページに掲載しております。

議案書の３９３ページをお開きください。議案第３０号、令和３年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の２６５ページをお開き願います。令和３年度の大空町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,257万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。266、267ページに掲載をしております。

続きまして、議案書395ページをお開き願います。議案第31号、令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

予算書の277ページをお開き願います。令和3年度の大空町介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億2,654万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。278、279ページに掲載しております。

次に、議案書の397ページをお開き願います。議案第32号、令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和3年3月8日提出。大空町長、山下英二。

予算書の303ページをお開き願います。令和3年度の大空町介護サービス事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億14万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは304、305ページに掲載をしております。

議案書の399ページをお開き願います。議案第33号、令和3年度大空町簡易水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和3年3月8日提出、大空町長、山下英二。

予算書の319ページをお開き願います。令和3年度の大空町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,229万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。これは320、321ページに掲載しております。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。322ページに掲載をし、4件、総額6,610万円としております。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額は、7,000万円と定める。この金額は、地方債の額を目安に設定するものでございます。

議案書の401ページをお開き願います。議案第34号、令和3年度大空

町下水道事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書の３３９ページをお開き願います。令和３年度の大空町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億８，８４５万７，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３４０、３４１ページに掲載しております。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債による。これにつきましては３４２ページに掲載をし、３件、総額１億４０万円としております。

一時借入金。第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１億１，５００万円と定める。地方債と国からの交付金を目安に設定するものでございます。

議案書４０３ページをお開き願います。議案第３５号、令和３年度大空町個別排水処理事業特別会計予算。

このことについて、別冊のとおり提出する。令和３年３月８日提出、大空町長、山下英二。

予算書３６１ページをお開き願います。令和３年度の大空町個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２６０万８，０００円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。これは３６２、３６３ページに掲載しております。

地方債。第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債による。これにつきましては３６４ページに掲載をし、１件、６０万円としております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く１１人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって本案については、議長を除く１１人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す

ることに決定しました。
暫時休憩します。

(休憩 午後 4 時 1 4 分)

(再開 午後 4 時 1 5 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。休憩中に議員控室において予算審査特別委員会を開催し、委員長との互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 4 時 1 6 分)

(再開 午後 4 時 3 3 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査特別委員会に付託しました議案第28号から議案第35号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第35号までの8件については、3月12日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に松田信行議員。副委員長に沢出好雄議員が互選された旨の報告がありました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。大変お疲れさまでした。

(散会 午後 4 時 3 4 分)

令和 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副 町 長	住 民 課 長
総 合 支 所 長	福 祉 課 長
会 計 管 理 者	福 祉 課 参 事
総 務 課 長	産 業 課 長
総 務 課 参 事	産 業 課 参 事
総 務 課 参 事	建 設 課 長
移 住 ・ 定 住 支 援 室 長	総 務 課 主 査

生 涯 学 習 課 長	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 長
生 涯 学 習 課 参 事	高 校 ・ 認 定 こ ど も 園 推 進 室 参 事

監 査 委 員 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第1回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和3年3月9日（火） 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

（諸般の報告）

日程第2 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	住民課長	星加政志
総合支所長	田中信裕	福祉課長	鈴木章夫
会計管理者	平田義和	福祉課参事	阿部雅浩
総務課長	林敏美	産業課長	作田勝弥
総務課参事	松川一正	産業課参事	中村直樹
総務課参事	塚原章裕	建設課長	高島清和
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和3年3月9日

大空町議会議長 近藤 哲 雄

(開会 午前 10 時 00 分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから令和 3 年第 1 回大空町議会定例会 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、6 番、沢出好雄議員及び 7 番、品田好博議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は 12 名全員であります。

本日の会議のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。3 番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、3 番。皆様、おはようございます。

現在も新型コロナウイルスの感染拡大により世界中でも深刻な事態が続いております。日本全国、近隣の自治体でも、いまだに感染者が発生をしております、亡くなられる方もいます。ご遺族には、心よりお悔やみを申し上げます。

また、最前線で働いていただいている医療福祉従事者の皆様には、この場を借りて感謝と敬意を表したいと思います。

それでは通告に従い、質問に移らせていただきます。ほかの方の質問と重なるところがありましたら、お許しいただきたいと思います。

最初の質問は、新型コロナウイルスのワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスの感染収束の切り札とされるワクチンですが、厚生労働省の薬事食品衛生審議会が承認を了承した、アメリカ、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンについて、政府は 2 月 17 日より安全性確認を目的とした先行接種を全国に 100 カ所ある拠点病院にて医療従事者約 4 万人を対象に開始しました。2 月 25 日までに 21,896 人が接種を行い、今

後は、新型コロナウイルスの診療に携わる医療従事者約470万人への優先接種を進めます。

その次に、高齢者の方への接種開始を4月12日より全国の自治体で開始します。接種券郵送を3月中旬ごろには始め、計2回の接種を3カ月以内に終える目標を厚生労働省は掲げております。優先接種される高齢者は、2021年度中に65歳以上になる約3,600万人で、接種主体の市区町村が接種券の印刷や発送の準備を急いでおります。

高齢者に続く優先接種は、基礎疾患がある約820万人で、厚生労働省は慢性の呼吸器疾患、心臓病や糖尿病など、14種類の疾患を規定しております。医療機関の証明書は不要で接種時の予診表で自己申告をします。

また、高齢者施設の職員約200万人への接種も、同時期に進めることも検討しています。同時期の供給量がさらに確保することができれば、60から64歳までの約750万人への接種も併せて検討されていますが、ワクチンの供給については、未だに流動的な部分が多く、これらの人への接種時期の見通しは現段階では立っておりません。

そのようなことから接種主体である我が町は今後どのような計画を持って接種を行うのか、お考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

続いて、地方創生人材支援制度について質問をさせていただきます。

現在、内閣の最重要課題の一つとして、人口の減少に歯止めをかけ、東京への一極集中を是正し、地方活性化を推進するために地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村長の補佐役として派遣をする制度です。

我が町もこの制度を現在利用されていますが、どのように活用されているのか、また、どのような成果があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で、最初の質問とさせていただきますので、町長よりお答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1点目の新型コロナウイルスのワクチン接種に関する答弁でございます。

医療従事者への優先接種は北海道が行うということでございますので、町として十分把握できておりませんので、まずは、その点をご理解願いたいと思います。その中で、ご答弁を申し上げます。

対象は、病院、診療所、薬局等にお勤めの方、また、救急隊員や保健所の職員など、国において範囲が定められております。2月17日から国立病院などで先行接種が開始され、3月1日時点では3万1,785人の方が1回目の接種を終えたようでございます。その後、97万5,000人分のワクチンが医療従事者向けとして発送されると聞いております。医療従事者の数は、議員ご指摘のとおり470万人程度と言われております。計算上、今の

数量では2割程度の方しか接種できないこととなりますので、町が主体として実施します高齢者接種への影響ももちろんあるかと考えております。

町といたしましては、どのような事態に陥りましても臨機応変に対応しながら準備をしっかりと進めてまいりたいと考えておりまして、事前に医療機関と協議をさせていただき、医療機関の意向を最大限に取り入れて対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方創生人材支援制度でございます。

平成29年度に網走刑務所住吉作業所用地の利活用に向けまして、国や関係機関との協議、調整、そして具体的な利活用方法の検討を進めるために地方創生人材支援制度を活用し、法務省職員の派遣を要請したところでございます。窓口でありました内閣府、また、派遣元となる法務省のご理解をいただき、平成30年4月から2年間、現在の総務課参事の派遣をいただいているところでございます。本来2年間の期限でございましたが、図々しくもう1年の延長をと申し出をいたしましてお願いをいたしました。結果的に通算で3年間業務に従事していただいているところでございます。総務課参事として本来目的であります網走刑務所住吉作業所用地の利活用のみならず、広報でありますとか町の魅力発信、移住・定住対策など総務課企画グループが所管いたします業務全般に従事していただいております、人使いの粗い町だとそのように思われているのではないかと少し危惧をしております。

効果でありますけれども、まず第1には町の職員だけではできなかった国との調整がでございます。情報を共有し、極めて円滑に進めてくださいました。第2といたしまして、情報量の多さでございます。国における情報網も活用されているということかとも思いますが、民間企業との設定も数多くセッティングしてくださっていると感じております。結果といたしまして、作業所用地の利活用事業の第一歩を踏み出せるところまで導いてくださいましたものと受けとめてございます。そのほかの効果といたしまして、町の職員が自分たちとは違う考えや経験を身近で学ばせていただくことということで、町職員の資質向上にも繋がるとともに組織の活性化にも一役買っていたいただいたものと感じているところでございます。

今後も今回の制度だけではなく、さまざまな機会を捉え、さまざまな機関との人事交流を行っていくということが必要であろうと、今回のこの制度を活用させていただいて改めて感じたところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。ワクチンの接種について、改めて質問をさせていただきたいと思います。

町長が言われたように、医療従事者の送付分も遅れていると。実際に26日に北海道知事の会見でもそのような危惧をされておりました。道内約16万人を想定しているのに対して、国が示した3月発送分、現時点であります。が僅か5万回と半分にも満たないと。実際私たちの町、端のほうですし、道

東のオホーツク圏にありますのでどういうふうな感じで来るのかと、市町村自体も困惑をしているのではないかと大変危惧をしています。実際に町長が言われたように、高齢者の方の接種が遅れるのではないかと。

また、医療従事者の方の接種にあたっても、現場では医療従事者の方ぎりぎりの中でやられている場面もあります。実際に識者の方が副反応などで2割の方が発熱、微熱等の症状をきたすと。それは正常な反応でいいことみたいですが、それでもぎりぎりの中でやっている中、現場でシフトが欠けてしまうということは混乱をきたしてしまうのではないかと。その点についてもしっかりと医療機関と協議をしながら進めていただかなければいけないなと思っております。

そのことについて、改めてお考えをお聞かせいただけたらと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 全くご指摘のとおりかと思います。1番はワクチンの量が希望される方々の量に適切に対応できるだけ、その時期に配布はされるかということかと思いますが、そのことは私どもだけでは何ともしようがありません。私どもの今役割といたしましては、予定どおり来るということを前提に医療機関と十分協議をして体制を整えておくことということかと思っております。

先ほども医療機関と事前に協議をさせていただいていると申しましたが、結果として本町は女満別中央病院、東藻琴診療所で接種をさせていただく個別接種というものを基本と考えてございます。希望者の人数によっては、この3カ月の期間内で終わらないという見込みになると困りますので、場合によっては集団接種という方法も考えておりますけれども、副反応への対応等も考慮いたしますと、いずれにしても会場は女満別中央病院と診療所、この会場で実施をしたいと考えているところでございます。ワクチンの供給が順調であれば、先ほど議員からのご指摘のとおり3カ月間で町民の方々に接種を行うということを目標として計画を立てているところでございます。この場合ですが、1日あたりの接種人数、これは医療機関と相談の中で、インフルエンザの実績を踏まえまして中央病院ですと最大1日50人、診療所でいいますと最大35人を予定してございます。一般の診療と重複を避けまして、お昼の時間帯を活用して安全性の確保や混雑の回避を図る考えでございます。動線でありますとか、待機場所の確保、そういったものにも配慮して取り組む必要があらうと考えてございます。医療法人には大変なご負担をかけることとなりますので、その予約の受け付けでありますとか接種日程の調整、こういった前段のところについては、町が対応するということにしてございます。

現在、大空町独自に高齢者の皆さん方の事前の意向調査を実施させていただいております。先週発送いたしました。あらかじめ見込みを立てまして、効率的に接種が行えるように調整を努めてまいりたいという考え方でございます。

また、医療法人の方々には経営的な面でのご負担もかけます。そのため、委託料を新年度予算で提案をさせていただいてございます。いずれにいたしましても医療法人としっかりと連携をし、情報の共有を図りながら綿密な連携のもとに、どのような不測の事態があってもしっかりと町民の皆様に円滑に接種ができるような体制づくりというものを考えてまいりたいと思っております。

また、入所されている方々などもありますので、そういった対応も考えていかなければならないと思っております。施設に入所されている方、病院の方々、そういう方もいますので、そういった対応も必要かと思うところでございます。

以上でございます。

◇議長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。改めてお聞かせをいただきたいと思っております。

事前に委員会でも、資料でご説明いただきましたが、医療従事者の方、総人口の3%なので約210名と説明も受けております。医療従事者の方は、適切にできるだけコロナの最前線で働く方なので、接種を行えるように双心会とも協議をしながら進めていただきたいと思います。

そして、町長より接種会場については、女満別中央病院、東藻琴診療所で行うと。そして時間としては、密を防ぐため昼の時間を有効活用したいと。最大女満別では、1日あたり50人ほどと。そして東藻琴については35名ほどということもお聞かせをいただきました。

その中で大変危惧しているのは、高齢者の方は大体2,600名ほどだと思いますが、その内、接種希望を出された、意向調査をしているということですが、接種者が8割でも2,000名以上になってしまうと。なかなか大変な作業ではないかと。できるだけ一般の診察に影響をきたさないように配慮するということでありましたが、実際、自治体によってデモンストレーションを行ったところによりますと、予診票の作成で一般の方が15分ぐらいかかります。中には30分かかった例もあると。それは事前に配付して記載すればいいじゃないかという人もいますが、実際確認もしなければいけないので最低でも5分かかるんですね。筋肉注射なので接種事態は5分で終わるのですが、そのあと体調変化のため待機で約15分、基礎疾患をお持ちの方は30分以上待機しなきゃいけない。そうなるとコロナ対策に基づいて行うのは大変なところもあるのではないかなと思います。そのようなこともしっかりと、医療スタッフの方が疲弊しないようにきっちりと協議をして行っていただきたいと思います。経営面においては財政措置をするということでありましたが、そのほかにも施設の方のことに触れられましたが、ほかの市町村でもありましたが、在宅で介護を受けている方、そのような方が接種を希望される場合、または他の市町村で同じように施設または病院でお世話になっている方、実際に大空町に住所を有していても、そのように他の自治体でお世話になっている方もいる。そのような方に対してどのように適切に接種を行って

いくのかと。

あとはワクチン自体、体調の急変によってはその日、医師の判断で打てなくなる場合もあります。1回開けると使い切らないとだめなものですから、開けた場合に急遽受けることができるのか。せっかく限られたワクチンなので、適切に接種していただきたいと思いますが、このことについて併せてお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私どもの町でいいますと、双心会という医療法人がありまして、そこが一つ、地域の医療を担ってくださっております。今回のワクチン接種、また、今回のコロナ全般に係る対応などについても、積極的にご協力をいただいているところでございます。今回のワクチン接種にあたって、ここを抜きに計画を立てるということはできませんので、まずは地元の医療機関と十分協議をし、先ほども申しましたけれども、医療機関の申し出といいたしうか、考え方、進め方、そこを最大限に取り入れて、今回の計画を立てているところでございます。

そんな中で、医師の方はもちろん看護師、医療従事者の方々、大変なご苦労をいただきますので、そこのところをできるだけ軽減するためにも町の職員の取り組みなければならないものがあるかと思っております。そこのところを法人と十分協議をして、その中で対応させていただくということにしているところであります。

また、先ほど私触れましたけれども、施設に入所されていたり、例えば長期の入院で町内を離れている方などもいらっしゃると思います。基本的には、住民票の所在地で受けていただくというのが原則ではございますけれども、今言った方々がいます。そういった方々は町外の施設若しくは町外で接種を受けるということも可能となります。ただ、このときに自治体間でしっかりと情報を共有して対応していかなければならないということになります。選挙などでもそうですけれども、所定の場所で受けられない場合には、別な方法もありうるということでもありますけれども、その情報がしっかりと相互に伝わっていなければならないということになります。国はこういったシステムをつくって、市町村にというところもありますけれども、それを上手に使わせていただきながら、自治体間の情報連携というところをやってまいりたいとそのように思っております。

また、高齢の方で在宅というお話もありましたけれども、そういったところは小さな町でありますので、町として、もうすでに把握しております。病院や施設に入られている方はその場所でワクチンの接種を受けていただく、これは医療機関が巡回接種若しくは定期的な受診の時などにそういったものを行わせていただくということを考えておりますし、在宅の方については、最終的には医師の方に一軒一軒お回りをいただくということも併せて考えていかなければならないものと思っております。そういったことについては、該当者の方とも十分協議をしていかなければならないものと思っております。

が、その中で対処してまいりたいと思っております。

また3点目、使い切りの関係ですが、これについては、どのような対応を許可していただけるのか、国に対して要望しているところであります。いろいろな機関から国に要望しておりますけれども、必ずその中にもこの項目が入っております、使い切りのところについては、現場の市町村の判断にゆだねていただきたいと思います。臨機応変に対処するということを許可してもらいたいということでお願いをしております。現在、町として考えておりますのは、現在取りまとめをしておりますので、例えば、高齢者の中だけでいいますと、時間指定をして、この日時で接種をお願いしますという形でクーポンを発送しようと思っておりますが、場合によっては急遽受けていただくということでも対応できる方、そういったものも把握をしておきたいと思っております。本来、今日は50人打つ予定だったけれども、何かの都合で48人しか来られない。急遽2人足りなくなりましたというときにご連絡を申し上げて、別な日にちだったものから移っていただくことができないだろうか。そういうこともやらせていただきたいと思いますし、場合によってそういうところを後に回されている施設の職員の方々とかで埋めることが現場の判断として良しとされるのであれば、そういう手法も考えながら無駄にならない、その接種の仕方というものを考えていきたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。ぜひ、対象の方が適切に接種を受けられるように、今後もしっかりと体制を構築していただきたいと思います。

また、町長が言われたように各自治体との関係も出てくると思いますので、しっかりと連携して行っていただければと思います。

次で最後になりますが、コロナのワクチンの接種について、北海道新聞が179市町村に2月18日から25日にかけて、接種の準備状況の体制についてアンケートを行っています。管内18市町村の例であります、そこで設問が設けられています。ワクチンの課題で1番に挙げられたのは町長も危惧されているように政府の情報発信不足。その次は、やはり医療と看護師などのスタッフの確保などについて、すごく心配している声が上がっております。またほかの意見としては、ワクチンの住民への接種勧奨、通知、また、最後にちょっと触れられましたが、接種の情報管理などについて、不安を挙げられていると。そのようなことから知事会においても緊急提言もしていますし、やはり国に対してしっかりと地域の実情、小さな町だからこそ町長が言われたように、いろいろな団体に所属されていると。町村会または活性化期成会などもありますし、近隣の自治体との協議をして、しっかりと国に実情を示していく、訴えていくことが大切なのではないかと。そのことについて最後、お考えを聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 議員がご指摘のとおり、ワクチンの接種に関して全国の知事会から国に対する要請、働きかけというものが行われておりますし、先日、北海道町村会からも北海道に対しまして、さまざまな要請を行いました。管内の町村会といたしましても、全道町村会と足並みをそろえる形で現場にありますオホーツク総合振興局に対しまして情報の提供の共有や接種体制の確保、財政措置など要望書を提出するということとしてございます。

その中で、先ほど言われました情報を速やかに、正確に出してほしいと、医療現場の方々に対する支援をしてほしい。また、市町村の財政支援もいただきたいということを伝えるようにしているところであります。その他ですけれども、これは個別にありますが、この2月から3月にかけて、北海道選出の代議員2人と会う機会がございました。その中の主要な懇談の内容は、やはりワクチンの接種でございます。地域におけるいろいろな状況について、逆に要望を伝えるというよりは、国の現場に市町村がどのようなところで困っているのかということについて、細かなところも含めて教えてほしいということを代議員から言われました。そんなこともありまして、この地域においても人口規模によって抱える課題はさまざまですけれども、そういう要点について幾つもお話をさせていただいたところであります。そういったものを一つ一つ分析いただいて、国の施策として進めていただければと思っております。

ただ、今回の法律で示されております中で、このワクチンの接種、先ほど言った医療従事者は別といたしまして、町民に、うちでいいますと町民の方々に接種するというのは町の責務ということになるのだろうと、私はそのように受けとめてございます。いろいろ情報が少ないとか大変だとか、お金が足りないとか、いろいろな状況がありますけれども、そういう泣き言ばかりではなくて、私どもの使命は確実に接種を町民の皆さんにお勧めして、していただく、その中で町民の皆さんの不安解消を図っていくということが1番の責務だとそのように考えております。そのためには、町の責務として1番最初に行っていかなければならない高齢者の方々への優先接種、それをしっかりと成功させるということに、まずは全力を傾注してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

引き続きご指導いただきますようお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。ワクチンについては、これで質問を終了したいと思います。

続いて、地方創生人材支援制度について、改めて質問をしたいと思います。

町長からも取り組みなどいろいろ説明を聞きましたが、この制度、平成27年度から行われていて、先進的だなと思ったのは令和2年度の実績ですが、44市町村の中、北海道で受け入れているのは私たちの町と、あと上士幌。

上士幌はちょっと分野が違ってデジタル専門人材、だからすごい取り組みだなと思っております。

町長からご報告あったように成果については、法務省から来てもらっているということで、国との調整役において、やはり説明でもあったように網走刑務所の住吉作業所用地について、ようやくスタートに立てたなど、ここまでよく調整してくれたなど、また民間企業とかですけれども、この取り組みについては、確かに成果としてはあったのではないかと。ですが逆もしかりで、今までようやくここまで築いてきたところが、住民説明のときの内容ですが、ようやくスタートラインに立って、今年度の予算の中でも出てきますが、地域環境譲与税を一部活用して、農地の造成と町道整備を行うと。ようやくスタートラインに立って事業を少しずつ行っていく中で、派遣期間、本来2年ですが1年延長して残ってもらったと。その中でようやくスタートに立ったのにいなくなってしまうと、これはこれで今後ちゃんと計画どおり進んでいくのかと、そのような懸念もいただいております。

そのことについて、どのようにお考えでしょうか。今後について考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 網走刑務所住吉作業所用地の活用を確かなものとしていくためには、議員の皆様、また、町民の皆様のご理解をいただくことが必要となります。そのための推進力として、引き続き、法務省からの職員の派遣をお願いできればありがたいと、そのようにずっと思っておりました。しかしながら、現在の地方創生人材支援制度、これを再度活用していくということは、派遣効果がさらに一層見込まれる場合と規定されておまして、ハードルが非常に高いものでございます。本町の場合は、現段階で予算措置をしたとはいいながら、まだ、議論の段階から十分抜け切れていないということで、ありますので、この制度を継続するということは、非常に難しい状況にございます。

そのため、私も法務省と協議をさせていただきまして、国と地方の人事交流によります職員の出向をお願いいたしたところでございます。この制度でございますが、本来であれば相互交流が基本でございますけれども、極めてまれな例ではございますが、今回、法務省から町への派遣だけという状態ではございますけれども、4月1日から着任をいただけるということになりました。大変ありがたいことだと感じてございます。引き続き、こういった人材の派遣の中で、網走刑務所住吉作業所用地の利活用の事業の推進に従事していただくこととしてございます。

ぜひとも議員皆様におかれましても、格別なるご理解とご協力をいただければ、ありがたいと思っております。この機会にこういった内容についてお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 3番、上地議員。

◇**上地議員** はい、3番。町長よりこの制度を利用した人材の派遣は、派遣効果が一層見込まれる場合ということなので大変難しいということで、国と地方の人事交流事業を用いるということをお聞きしました。実際に法務省から来ていただくのは今後の調整にも必要だろうと。あと前任の方にはしっかりと引き継ぎをしていただきたいなと。

また、質問の最後になりますが、今日まで私たちの町に派遣期間を延長していただいて、3年間残っていただき仕事をしていただいたと。そのことに對して敬意を表したいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 温かいお言葉、ありがとうございます。大空町で勤務をいただいた3年間、国の仕事のやり方とは違っていただろうと、大変ご苦勞も多かったことと思います。特に議会の皆さんとの議論ということに慣れていないといひましようか、初めての経験ではないかと思ひまして、戸惑いもたくさんあったのではないかと、そのように推察をしています。ご苦勞に對して、私も心から感謝を申し上げたいと思ひます。

今回、3年間の期間が終わりまして国に戻りますが、大空町でのこの経験というものが、ご本人のキャリアアップに繋がってくださることをご祈念申し上げます。

いろいろご指摘、またご提言をいただき、ありがとうございます。今後もしよろしくお願ひを申し上げます。

◇**議 長** これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

次に、5番、原本哲己議員の一般質問を許します。

◇**原本議員** はい、5番。改めておはようございます。

前段の同僚議員も申し上げていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大からさまざまな影響を受けて、はや1年以上が過ぎ、いまだ収束への道筋がはっきりと見えていない部分が多々ある中、携わる医療機関をはじめ、各関係機関の苦勞に感謝するとともに、私達自身が今一度、多くの人にワクチンが行き渡るまで氣を引き締めて、コロナ禍での生活を続けていく必要があると思ひます。

それでは今回の質問に入らせていただきます。

スマート農業の支障となる防風保安林等の対処についてお聞きします。

まず、最近の農業について、少しお話をさせていただきます。

近年、農業のICT化により、GPS衛星を利用した自動操舵のトラクターが早急に増えつつあります。技術は目まぐるしいスピードで進化しており、肥料の定量、また可変しながらの自動散布、防除作業での均一散布、新しい作業機の導入も産地パワーアップ事業と国の補助事業の効果もあり、進んで

きています。無人で作業するトラクターの普及も、もう一步のところまで来ており、まだまだ新しい技術、機械が増えてくることが予測されます。

これらの機械は、GPS衛星による正確な全角度からの位置情報の取得から始まるのが基本だと認識します。そのため、耕地に山林が隣接していると、その方向の情報が取れず、せっかくの高価な機械が作動不可になり、作業効率等に大きく支障をもたらします。その影響を具体的に申しますと、最低でも支障となる山林の高さと同じ幅が影響を受けます。また、南、西方向にあるものは日陰等により大きな減収要因となっています。さらに現実的な問題として、強風が吹くと倒木、枝の散乱等危険でもあり、余分な作業が増えていきます。最近では土壌への有機物投入が積極的に進み、高収量、安定生産に繋がり、風害に対しても強い土壌となりつつあります。また、一連の機械による作業体系からも風害に対して強くなっていると思われます。

これらのことから、現在、耕作地の周りにある私有林については、伐採等が進み影響を回避しつつあります。本人所有以外の私有林についても、お互いの話し合いで影響を受ける部分の解決が図られてきています。あとは防風保安林、耕地風防について、耕作者の多くが頭を悩ませており、このことについて質問します。

1点目、これらの保安林等の所有者はどこにあるのか。また、耕地と隣接している面積はどのくらいあるのか。概算でよろしいのでお聞きしたいと思います。

2点目、現時点で、この保安林等の整備計画があればお聞きしたいと思います。

3点目、樹齡的にも伐採適期が過ぎているものが大部分と思われますが、それについて早急に伐採作業にかかれなにかお尋ねします。

なお、今回の一般質問、(2)についてですが、通告後、耕作道路が防風保安林の中を横断していることが分かりましたので、今までの質問に含め1回目の質問としたいと思います。

町長に答弁をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 保安林の関係であります。

防風保安林につきましては、町の用地、町の所有物ということになります。

大空町の防風保安林の面積でございますが、374ヘクタール、面積は管内でいいますと雄武町に次、オホーツク2番目の保有面積となっております。また、農地に面している面積はおおむね221ヘクタール。68パーセント、3分の2でございます。

以前から議員ご指摘のとおり、枝の農地への張り出し、農地への枝落ち、日陰による作物の生育不良などの理由から、防風保安林の解除、伐採の要請がございます。最近では自動操舵システムが普及された結果、保安林にGPSの電波が遮られて支障が出るとの理由からの伐採の要望も増えてきている現状でございます。

保安林でありますけれども、森林法で規定されておりまして、保全の対象の集落、農地が消滅するなどの指定目的が消滅しない限り、解除できないという内容になってございます。現在の法律では、解除は非常にハードルが高いものとなっているわけでございます。このため町では、解除だけではなく、樹木の伐採等により障害の軽減を図るということを目的に対応を進めてきた経過がございます。伐採適期に来たものについて許可をとりながら、幾分、樹木を減らすという方法でございます。ただ、伐採にあたっても、いろいろな基準がありまして、なかなか農業者の方々の希望に沿うところまでには至ってございません。その内容の具体的な基準については、後ほど担当者から説明をさせたいと思います。

そういう形で部分的に伐採を進めてきてはおりますけれども、面積あたりの費用が割高なことでありまして、先ほど言いましたようなさまざまな制限が課せられているものですから、平成24年度から自由民主党の移動政調会におきまして指定解除等の要件緩和を要望してまいりました。管内全域の課題であれば管内全体として活性化期成会の要望として大きな声として訴えることができるのですが、その他の地域からは農地への被害を受けているという声が上がってきておりません。そのため、大空町のみの要望ということになって十分な改善に至っていない現状であります。西紋地区の町村長とお話しする機会がございました。あちらの地域は、主に草地に対して防風保安林が設定されております。草地でありましたので、そんなに大きな影響を感じていないという声でございました。また、面積規模も非常に大きいものですから、一部枝落ちなどがあつたとしても、そここのところの草は刈らないというような話もあつて、あまり問題として捉えていないというのが現状であつたようでございます。さらに海岸線を抱えているというところに、先ほどの雄武町などがありまして、海からの潮風を防ぐという意味で、ある一定程度の役割を担っているという認識の中で、地域の中から保安林の解除、また、伐採という声は上がってこないというお話でございました。

ただ、今回議員がご指摘いただきましたようにスマート農業の普及によって、今後そういった声がどのように変化していくか、そういったことも私も注視していかなければならないと思っております。こういう要望活動を行ってまいりましたことから、平成29年度から令和3年度まで北海道が治山事業というものを計画して実施をいただいております。その中で、保安林6ヘクタールの危険木の択伐、間伐を実施していただいているところであります。しかし、先ほど言いましたように基準がありまして、一部の施業であるため、農業者の方々のご希望に沿うというところまではなっていないというのが現状でございます。さらに伐期を過ぎた保安林もあり、計画的な管理を進めていかなければならない状況となっているようにも私どもも感じてございます。

令和3年度予算編成にあたりまして、担当者からは東藻琴地区の保安林の枝払いに係る予算の要求がございましたけれども、単独事業であること、さらに事業費が少額で全体を整備するのには100年単位の年月がかかることが予想されまして、抜本的な対策とならないなど、そのように私自身判断を

し、計上を見送ったところであります。このため、令和３年度に防風林のその状況をもう少しつぶさに調査をし管理計画を町としてしっかりと立てて、令和４年度から補助事業なども検討して、計画的に施業していくということを考えたところでございます。現行で行える択伐や間伐、これらを実施し、併せて、これからも引き続き防風保安林の指定解除と施業の要件緩和ということに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 中村産業課参事。

◇産業課参事 防風保安林の管理の施業方法につきまして、ご説明いたします。

施業は、木材として伐採する主伐の皆伐、択伐、木の育成のために伐採する間伐がございます。

皆伐は、林帯幅が広い防風保安林につきましての施業方法で、林帯幅２０メートル以上残し伐採します。また、伐採後、植林をしなければなりません。例としまして、林帯幅７０メートルある場合につきましては、林帯幅２０メートルを残し５０メートルの伐採を行うものでございます。

択伐は、防風保安林内の材積を調査して、材積３０％以内を伐採いたします。また、伐採後は植林しなければなりません。例としまして、面積当たりの材積が一律とした場合、林帯幅２０メートルのうち、幅６メートルの伐採を行うものでございます。

間伐は、防風保安林内の材積を調査して、材積２０％以内を伐採いたします。伐採後の植林については不要でございます。例としまして、面積当たりの材積が一律とした場合、林帯幅２０メートルのうち、幅４メートルの伐採を行うものでございます。

ご説明については以上でございます。

◇議 長 ５番、原本議員。

◇原本議員 はい、５番。今説明していただきましたが、何点か確認しながら、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず森林法があって、その中で防風保安林に指定されていることが結局、農業者の人たちが望んでいる伐採についてのネックになっているということが理解できました。その中で、先ほど町長が言っていました大事な話なんですけども、いかに速やかに伐っていくためには解除というか、申請というか、その辺の手続きのことだと思うんですが、その辺を何とか、行政の力で進めていただけないものかと思っています。

先ほどの話しの中で、もう一つ忘れていたのですが、防風保安林、特に俗にいう雑木、自然林が多いものですから、結局そこが今、いろんな鳥獣被害もあり、そこが住処になっているということもあります。それで一番いいのは、防風保安林を伐採するという事が一番の解決のために早いのかなと思っています。

たまたま3月5日から清里町で国有林、概ね600メートルの耕地に接している7メートル幅の伐採が始まったという記事を見かけました。このようなこともありますので、何とかいろんな力を持ってでも、早急にこの伐採計画を進めていけないかということをお願いしたいと思います。

接している農地が220ヘクタールあるということは、この10パーセントにして、20ヘクタール以上の畑が大きな影響を受けていると思うんです。その辺のことも考慮した上で、何とか早急な解決というか、機械作業体系が進められるような解決方法を進めてほしいと思います。

以上2回目の質問とします。

◇議 長 町長。

◇町 長 お気持ちは、私どもも同じでございまして、今までは先ほど言いましたように枝が落ちる、さらに根張りがあって、そこのところの生育が悪くなる。日陰となって生育も落ちる。さらに例えば女満別地区などでいうと、畑地かんがい事業なども進めておりますので、従来のような風害というものの被害というものもある程度抑えられてきている。そんなことで農業者の方の言葉を借りますと、メリットとデメリットを比較したときに、デメリットのほうが圧倒的に多いと。なので何とか解除をしてほしいんだということを訴えてまいりました。

ただ先ほど言いましたように、なかなか全国的、全道的な大きな声となって行政の法律を改正するということまで動きには至っていないというのが現状でございました。同じ管内にあっても、先ほど言ったような西紋地区の地域の方々からは、面積が多いんですけれども、そういう声が上がってきていないと。最近も他の市町村長と話をする機会があって、この話題を一般質問を受けているということもありましたので、出してみました。畑作の地帯ではそんな課題があるんだねという程度の認識でございました。ただ、議員がご指摘いただいたように自動操舵、これは酪農地帯であってもどんどんと普及されて、そういう作業機械を電波を使って動かすということが出てくるわけでございます。そういった中では、この課題というのは今まで私たちの地域の特有の課題だったかもしれませんが、これが全道的な課題になってくるのではないかと考えております。ですので、私どもとすれば、そういった声を大きなものとしていく運動をしながら、この指定解除に向けての条件の緩和、そういったものに結びつけてまいりたいと思ってございます。そういう運動をこれからはしっかりと展開していくということをお約束申し上げたいと思います。

清里町の例なども多分、全面的な伐採ではなくて、林帯幅のうちの何がしかの部分例えば伐採をするという条件の中での施業ではないのかなと、今、そのように推察をいたしますけれども、そのことも併せて、今の時点としてやっていかなければならないと考えております。

東藻琴地区には自然林なども沢山ありまして、この前、町史を見てみますと、指定から100年以上経つような天然林の保安林が存在をすると。そこ

は伐採をするとか間伐をする、択伐をするという次元のものではなくて、結果的には自然更新されていて、ずっと永久にその状態が続いているというふうに伺い知ることができるなど、そのように思いました。そういうことを考えると、一時的にそれを例えば人工林に換えて、伐期が来たら例えば伐るような、そういう方策もできないのかどうなのか、現況でとれる最大限の努力と、そして声を大きくして解除なり、指定の緩和ということに結びつける手法、それを並行して取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議員の皆様方もいろいろな形で国に、また、国会議員の皆様と接する機会があるかと思えます。私どもも声を大きくしてまいりますけれども、ぜひ、そういった場面でお力添えをいただければありがたいと思うところでございます。

◇議 長 5 番、原本議員。

◇原本議員 はい、5 番。町長からもらいました答弁で十分だと思います。何とか一步でも早く進めていってほしいと思います。

もう一度だけ触れておきたいのですが、先ほど、森林の高さと同じだけの影響を受けると言いました。実はその森林の高さがもう既に 20 メートル以上のところもあるのです。20 メートルというと通常の畑の 100 軒だとか 150 軒だと 2 反、3 反という面積になってきますので、そういうところに接している農家の皆さんの苦労も察していただいた中で、何とか、この話がスムーズに進めていけるよう、お願いしたいと思えます。

以上で一般質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 女満別地域、東藻琴地域は非常に多くの防風保安林がありまして、子どものころから過ごしている私にとっては、あれが当たり前なのかと、そのように受けとめておりましたけれども、決してそうではないということが分かってまいりました。それだけご苦勞されている農業者の方々、沢山いらっしゃるということだと思います。その声をしっかりと国に伝えるということと、改めて今できる最大限の努力をしながら、その障害の軽減を図る、その努力をこれからも行ってまいりたいと思えます。

まず来年度、令和 3 年度、しっかりとその状況を確認して、国に訴える資料とするとともに、そここのところ今できる施業計画をしっかりと実行していくということに取り組んでまいりたいと思えます。

これからもご指導いただきますようお願いを申し上げますと存じます。

◇議 長 これにて、原本哲己議員の一般質問を終了します。

ここで 10 分間休憩します。

(休憩 午前 10 時 56 分)

(再開 午前 11 時 06 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、般質問を続けます。

次に、2 番、三條幸夫議員の一般質問を許します。

◇三條議員 令和 3 年第 1 回定例町議会において、通告のとおり一般質問させていただきます。

過去に同僚議員の質問と重複する部分もあるかもしれませんが、ご了承くださいたいと思います。

最初に、生活環境の保全について伺います。

町民が健康で快適に暮らせる、そういった生活環境を確保することは行政の責任でもあると思います。この良好な生活環境が阻害されるような箇所、ごみ屋敷とか廃墟等は町内にはないのかどうか。また、もしあったとすれば、現状と今後の対策について伺います。

2 項目、職員の勤務時の安全確保等について伺います。

1 点目、職員の特殊勤務時の対応についてお尋ねします。職員が新型コロナ禍での感染予防対策、病原体の付着した物件の処理と感染リスクの高い勤務をするときの体制と手当、また、有害鳥獣等危険な作業時の体制と手当の支給について伺います。

2 点目、行政対象暴力についての町の対応について。職員が業務中に住民とのトラブルにより、違法または不当な要求行為をされ、個人的に深刻な問題を抱え込んでいることはないのか。現状の把握と今後の対応について伺います。

以上の 3 項目についての 1 回目の質問とし、町長より答弁をお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1 点目の生活環境の保全についてでございます。

ごみの散乱でありますとか、住居内にごみを詰め込み過ぎて、快適な環境でなくなっている。そういういわゆる一般的にごみ屋敷と呼ばれているようなもの、そういったことについて町として把握しているものもございます。

また、空き家の中で危険廃屋に該当するであろう物件というものは、全くないわけではありませんけれども、その他の町民の方々から支障になる、危険だというようなご指摘での報告というものはないと考えてございます。その中で、空き家、廃屋等につきましては、実態調査を常に行いながら、利活用できるものについては利活用を、またそうでないものについては除去をする補助金などもございますので、そういった対策を今後も進めていくところとしております。

前段言いました課題があります住居、家屋でございますけれども、町とし

でも把握している現状がございまして、近隣の住民の方々からも改善に向けた要望を承っております。議員もご指摘のとおり、令和元年の6月の定例会においても、別な議員の方から早期解決に向けてとご指摘をいただいたところでもございます。ここの箇所につきましては、具体的な対応経過について、後ほど担当からどのような状況になってきているのかということについて、交渉の経過などについて申し上げたいと存じます。

次に、職員の勤務時の安全確保の関係でございます。

1点目の新型コロナウイルスの問題が生じましてから、その感染の対応をしなければならないということでもありますけれども、基本的には保健所、北海道が主体となって、そのコロナウイルス等も含めた感染の防止対策というのを行うことが原則となっております。しかしながら、例えば、町内の病院でありますとか、高齢者施設などで集団感染が発生したというような場合になったときには、町の職員が対応しなければならないことも想定されております。そのための感染防護服や衛生資材などを町として準備して、備蓄をしております。そういった有事には保健所の指導を受けながら、感染予防策を徹底して作業にあたるということにしてございます。町の職員がそういった出勤をしなければならない場面があるということは十分に承知しておりますけれども、さまざまなケースが想定されるということから、何かしかりとしたマニュアルに今現在なっているかということではありません。その都度、保健所の指導のもとに実施をしてまいりたいと考えているところでございます。作業にあたる職員の感染対策、もし2次感染で職員が感染をしてしまうということがあれば、役場全体が機能不全に陥ってしまうということも考えられますので、十分な配慮、対応が必要であろうと、そのように考えているところであります。

有害鳥獣の駆除でございまして、エゾシカ、キツネ、カラス、ハトなどの捕獲業務といたしまして、猟友会に現在委託をお願いをしております。そのほかに箱罠を使用したキツネ、狸などの捕獲、殺処分につきましては、役場職員により実施をしておりましたけれども、ご指摘がありまして、令和3年度から箱罠の設置、害獣駆除を民間事業者へ外部委託することといたしました。

これらに係る手当でありますけれども、特殊勤務手当という分類に該当するかと思います。この手当につきましては、職員が特殊な勤務に従事した場合、条例に基づき手当を支給することとなります。新型コロナウイルスに感染した方や感染が疑われる方の救護、病原体付着の危険がある物件の処理作業などに従事した場合には、1日につき1,000円の感染症防疫手当というものが支給されることになります。有害鳥獣の駆除につきましては、野犬掃討作業等に従事した場合、1日1,000円の有害鳥獣等危険手当が支給されるところでございます。野犬相当以外の業務については支給した実績がないという状況でございます。

続いて、職員の関係であります。職員は日ごろから個人や団体問わずさまざまな方から貴重なご意見や要望、相談などを受けて、行政サービスの向上に努めておりますし、努めなければならない立場でございます。そのような

中、事業の公正を害する行為でありますとか、職員に対する違法、不当な要求、暴力的な行為などによりまして、事務の執行や業務が妨げられることがあってはならないと思います。

しかしながら、多様なニーズに対応する中で、職務の遂行に支障を来す、そういったケースもないわけではございません。現在、検討を要する事案が発生をいたしております、内部組織であります不当要求行為等防止対策委員会というものを設置いたしまして、その対応、対策等を協議しているところでございます。併せて弁護士や警察などにもご相談をさせていただいているところでございます。

対応にあたる職員には精神的に大きな負担が伴います。組織的な対応を行うということによりまして、職員個々の負担を軽減するということが、極めて重要であろうと考えてございます。行政サービスが滞ることのないよう毅然とした対応をとるなど、必要な措置を講じるとともに、秩序の維持、職員の安全確保に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 私のほうからは、1項目目にあります問題となっております家屋及び家屋周辺の状況に関しての経過について、説明させていただきたいと思います。

令和元年6月から令和3年3月3日までの間において、職員が12回訪問しております。うち面談できたのは5回という状況で、なかなかお会いできないという状況になっております。お話をさせていただいている事項につきましては、敷地内に積まれておりますダンボールの処理。歩道にはみ出している樹木の枝の処理。敷地内雑草やササの適正管理。キツネなどへの餌付の禁止などがございます。当該者からは、ダンボールの片付け、樹木の枝の処理などについては、自分で片付けるというふうに言われております。また、餌付けについてはしていないという回答をいただいたところでございます。

その後、片づけ等がされているのか様子を見ておりましたけれども、依然として改善が見られないということから、昨年9月に大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づきまして、文書による指導を行ったところでございます。文書によります指導後、面談することができまして、対処の方法について再確認したところ、当該者からは、再度ご自身で片づけるとの回答をいただいたところでございます。文書指導後の面談におきましては、何も対処されていない状況から、片づけの際の協力や就労センターの紹介などを提案しながら改善に向けて指導したところでございますが、当該者からは、先ほど言いましたけれども、提案について同意を得られることができず、あくまでもご自身で実施するということを固辞されたところでございます。

その後、片づけ等が進んでいないことから、改めて今後の対処について協議するために、何度訪問いたしましたけれども、お会いできずにいるところでございます。先日、3月2日にやっとお会いすることができまして、日

程を調整して、今後の対処について面談することを約束したところでございます。この面談の際には勧告を出すことも念頭に、今後の対処について期限も含めて厳しく指導していくことになるかと思っております。

まずは実効性が伴うように指導に努めていきたいと考えております。

以上、私からの説明とさせていただきます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい。2 番。まず、生活環境の保全について、再質問させていただきます。

今、ご説明いただいたように、職員が何回も訪問をして、説得を試みて努力されているということについては十分理解しました。

歩道で木の枝が倒れていてもその枝の整理もできない。通行の妨げになっているのにそれすら撤去できない。また、説明ありましたようにキタキツネ等野生動物への餌やり、また、家屋周辺のハエだとか蚊、その他害虫、またはネズミ等が発生し、周辺住民の生活環境に悪影響を与えている。この問題はいつまで待てば解決可能なのかということだと思います。待っている住民の方はいつかいつかとずっと何年も待っておられるというのが実態なのかなっていう思いです。

目標を立てて行動して解決すべきことが急務だと私は思います。ごみ屋敷とか廃屋の状態にするのは、調べてみたら何か原因があってそういう行為を行っているんだろうというふうに記載されているデータもございました。生活が困窮しているのか、あとは体調のこととか、あと行政に不満があるとか、何らかの原因でそういった行為を行っているんだってということもあるんだよということをレポートしている記事を見たことがございますけれども、原因を突き止めることも必要なのかなと思っております。

また、当然、私も何か解決の方法はないかなんと思っていていろいろ調べたりしていますが、同じような事例で、今の一般廃棄物系の条例だとか、環境美化条例等では手に余る、要は手に余る何かがあるということでございます。したがって、それに対応するためには市町村独自で条例を制定して、住民の要望に応じていかなければならないということだと思います。大空町の場合も何年も経過して、解決できないことから考えますと、職員が法的な根拠を持たないで、何ほお願いをしても前に進まないんだろうなと思います。職員が行って、法的な根拠なくお願いします、お願いしますと言っても、それはなかなか進んでいかないんだろうなと思います。限界があるということだと思います。

今の条例で十分可能ということがあれば様子を見させていただきたいと思っておりますけれども、一刻も早くこの問題を解決して、地域住民の皆さんが安心して快適な生活ができるよう取り組んでいただきたいと思います。

町長に再度、解決に向けての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町長 いつになったらということで、町民の方々も不安も、ご心配も、お怒りもいろいろあるだろうと、そのように思っております。

今回の事例と必ずしも一致するわけではございませんけれども、過去に危険家屋であって、市街地の中にある東藻琴地区にあった廃屋と呼ばれるもの、大空町になってから、町長になったすぐにそんなところ何とか解体してくれないかという課題、やっとなつて最近になって撤去ができました。また、女満別地区にも幼稚園の近くに同様の廃屋があつて、風が吹いて鉄板が飛んでということで、そこも何とかということの要望も、私が町長になる前からありましたけれども、やっとな年前に撤去ができたところもあります。また、私の地域でございましたけれども、住宅はもちろん、住宅の周辺にもごみを放置していて、なかなか撤去いただけないというところも、司法判断をいただきながら、そこは大家さんがいらっしゃいましたので、大家さんのご努力もあつて、町との関係もつくりながら、何とか撤去するということになりました。

過去には町が売り出した、土地開発公社が売り出した宅地の中に一部民有地が残りました、そこに草がどんどんと生えて、結果的にはネズミの巣になっているのではないかと、藪蚊が非常に多いというようなところも、何とか解決しましたけれども、本当に長い時間がかかってしまっておりました。そういった意味から、こういった問題を一つ一つ解決していくということの難しさというものを感じたところでございます。

また、議員がご指摘のとおり、そこに至ったのは何がしかの原因もやはりあるのではないかと、そこを解決しなければ前に進めないということもあろうかなと私自身も考えます。例えば、今回の事例でいいますと、町、土地開発公社が売り出した地域の団地の一部のところであるというようなことからいいますと、そのところの土地の取得、住宅を建てられたところの経過でありますとか、そのときの課題が何かあつたのではないかとというふうにも思いますし、また、行政に対することももちろんですが、地域の方々との接点もほとんどないのではないかとというふうに思います。そういうところの関係の中で、どのように対処していったらいいのか、また、町も正直、今回は非常に接点を持ってということで、ここ数年は対処していますけれども、そこまでの間なかなか接点を持ってこなかったというようなこともあつたのではないかと、そのように感じています。そういったものなどの分析やそれらに対する対応というものも必要になってくるだろうと、そういうことを考えますと、生活全般について相談に乗ると、単にその住宅周辺をきれいにすることだけではなくて、どのように生活をされていくかということに対しての町側としてのアプローチというものも必要になってくるのではないかなと思います。

一方で、議員がご指摘の最終的にはそこができれば、強制的に解決するという手段の方法も持ち得ていなければならないものと思っております。例えば、その条例の中で強制力を持つためには、過料でありますとか罰金でありますとか、さらには行政における代執行というようなものが考えられる

わけでありますけれども、現在、町で持っております条例の中には、そこまでは規定されていないということで、現在の条例の中では不十分であると、そのように認識をしております。一方で、国の法律において、そういったものの行政代執行ができるというものがございしますので、過去の廃屋等の行政代執行などは、そこに基づいて実施をした経過がございします。しかし、今回の事例は空き家、危険廃屋というものではなくて、また別な事例でございしますので、そこを適用させるためには、具体的なその判断基準でありますとか、そこを審査するための組織というものが必要になります。また、私権の制限に該当する問題でもあろうかと思っておりますので、そういったものを設定する基準や組織をつくるためには、専門家のご助言もいただかなければならないものと思っております。そういった方のご意見も頂戴して、次の段階として制度設計に、今言ったその条例なのか法律を運用するための基準、組織なのか、そういうところを含めて、取り組んでみたいと、次の段階に移ってみたいと、そのように思っております。

そういったものがなければ、やはり議員ご指摘のとおり、行政の職員は判断できないというふうに思います。また、実行にも当然移せないわけでございます。そういったものがあってはじめて行政の職員として所定の手続きを踏んだ上で、そういったものの判断をしたり、実行するということになるかと思っております。私の役割というのは、その方向性を示して、指示をすることだというふうに思います。町民の方々のご理解をいただくためにはそういった方法もいたし方ないという判断に立って、そういう指示をしてまいりたいと、そのように考えております。ぜひ、その中でご指導いただければありがたいと思うところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。前向きな答弁をいただき、ありがとうございました。

地域住民の皆さんは、いつか、いつかというふうに待っていますので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。1 点目の質問は終わりたいと思います。

2 点目の職員の勤務時の安全確保等について、再質問させていただきたいと思います。

職員の勤務時、よく介護現場などでもそうなんですけれども、このまま、ここの前に棒っこおいたら転倒するかも知れないとか、感染が広がるかも知れないというふうに、よく見ながら仕事をしていることが多いんですけれども、さまざまなことを想定しながら、対策を講じて予知能力を養うと。将来に対する予知能力を養うということが必要不可欠というふうに言われます。行政もそういう面ではありとあらゆるところで将来起こり得るかもしれないことに予知能力等を発揮して、いろんな対策を講じているというふうに思います。

こうした中で、特に特殊勤務手当の中に関する条例の 3 条で定められている感染症防疫手当等については、この 4 項目の中に含まれているんですけど

も、それなりのリスクを持って職務にあたるということでございます。この点については、先ほど町長から条例の趣旨等を説明いただいておりますのでいいのかなと思いますけれども、職員が、やはりどんなことが起こるかわからないと思います。確かに福祉施設等で発生した場合に、職員に助けていただかなければならない場合もありますし、意外と想定していないことが起こり得る、起きたときに対応するのは職員の皆さんだと思うんですね。何が起こるかわからないということで。マニュアル等は用意していないということだったんですけれども、最低でも手順書、こういった時にはこういうふうにしてやって行くんだという手順書を作成するなどして、いざという時にしっかりと対応していただけるように考えていただければと思います。もし、今の条例で対応できないのであれば、必要な時には条例を変えて、そういったときの備えをしていただければというふうに思います。

町長から再度答弁をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 予知能力、私も予知能力という言葉は使った記憶はないですが、危険を回避する能力というのでしょうかね、そういうものというのは、職員によく身につけなければならないというふうに思っております。こうやってやったら何か自分に危険が及ぶのではないか、例えば議会の答弁もひょっとしたらそうかもしれませんし、事務の中でこういったことをやると何か後で問題になるのではないか、そこをいかに回避していくか、そういうことを察知する、そういう能力、創造力っていうのでしょうか、そこも大切ではないかと、そのように申し伝えてきているところであります。その点については全く考え方、同じではないかなと思ってございます。

今回の感染症対策の関係でありますけれども、基本的に北海道が行うということなので、私どもがやる場面は当然出てまいりますけれども、その指示にしたがってやるということになるかというふうに思っておりますので、そういった意味では町としての独自のマニュアルというものはないわけでありまして、北海道なりが当然お持ちであると、その指導に基づいて行っていきたい。過去に例えば、私どもの町でも職員の中で感染が確認された、そういう事例もありました。そのときにはこの役場庁舎そのものを洗浄作業というものも行ったところでありますけれども、それについても、保健所のご指導をいただいたところでございます。人間のことでないですけども、過去には鳥インフルエンザの防除作業ということで町内の養鶏農家の防除作業を行ったこともございました。主体は当然、国や北海道でございましたけれども、町の職員も応援という形で手伝いました。そのときにもマニュアルがございまして、それに従って対応させていただくということでもあります。

先ほどの一つの例として、町内の病院や高齢者施設というお話をしましたが、当然それぞれの物理的な建物の状況だとか、そこにいらっしゃる人たちの状況などは違うと思いますので、それぞれのところで、そういったその手順書、マニュアルというようなものは備えられているのではないかと

そのように思います。それらを基に私どもは協力体制を組んで、取り組ませていただいく。当然そこに自身の危険回避能力というものも持ちながら対処しなければならないということではないかなと、そのように考えているところでございます。最低限の手順書のような心構えというようなもの、そういったものは今後検討してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 それでは行政対象暴力についての町の対応について、再質問させていただきます。

平成 18 年に大空町不当要求行為等の防止に関する要綱が制定されておりますけれども、この委員会は過去に何回か開かれていることはあるのでしょうか。お聞かせいただきたいのと、委員長は副町長となっており、委員会は必要に応じて委員長が招集することになっております。担当課は、課長、参事等が当事者となり、大事にならないうちに対応しようと努力されているのだろうと思います。ただ要綱を見ていて思ったのですけれども、意外と課長とか参事とか、前面に出る人たちが結果的にターゲットになりうる可能性もあるというふうに思うんですね。その時にどうするのかとちょっと思ったりもしたんですけれども、いろんな噂が広まって対応仕切れなくなる前に早めに情報収集して、委員会を開くなり、何らかの対応をすべきなのかなと思います。要綱を見る限り、委員長は情報を収集し、対応すべきというふうになっていますが、一つのケースとして、課長が問題を抱えてしまって誰にも言えないで悶々としている時、課長は責任を持っているから、そこでなんとか頑張るんですね。頑張るんだけどどうしようもなくなる場合というのは、ケースとしてあると思うんですけれども、その時の空気を読み取るというのはなかなか難しいのかもしれないですけども、やっぱり副町長が普段から情報の収集をよくしながら、こういったときの対応をすべきでないのかなというふうに思ったりもしています。

職員の安全を確保する、これは先ほど町長に答弁いただきましたが、職員に安心して働いていただくためには、きちんとこういった部分の対応がしっかりできていないと思い切って仕事ができないというふうに思いますけれども、その辺の経過、今回は委員会を開いたというお話もございましたけれども、これからのことも含めて再度、ご答弁お願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 はい、先ほど開催をいたしたと、協議をしておりますという話をいたしましたけれども、それが初めての事例でありまして、18 年以降、この委員会を過去に別な事案でやったということはないということでございます。

当然、議員ご指摘のとおり、さまざまな課題、それぞれの課でいろいろ対

応することが多かろうと思います。そこの責任者としての課長がいろいろな対応を行うということで、そこのところが頑張ってやり過ぎてしまって、本人が抱え込みすぎて、体調を崩したということは当然あるかと思っています。

この委員会そのものはすべての課長職で構成しているわけではございませんので、その当該者を除いた形の課長職の中で編成するということでありますので、そのときによってメンバーが変わることがあるのではないかと、そのように思って、固定的なものではないと、そのように思っているところでございます。そのような形で対応するというところでございます。

実際には、この委員会に本来かけなければならないかどうかというその判断基準というのは、明確にあるわけではございません。今までにもいろんな課題というものはありましたけれども、そこは例えば担当課長、課全体、さらにそこに副町長や場合によっては私も入りまして、協議をして、例えば解決に至るとかですね、そういうようなことも行ってきております。そんな中で決して町の中の、この小さな大空町の職場のことでもありますので、大きな問題になることが私や副町長の耳に届かないということは私はないと、届いてこないのであれば、それは本当にそこまで大きな問題にまだなっていない段階ではないのかなと、そのように思います。ですので、いろいろなやりとりの中で、そういう意思疎通を行いながら、そういったものは把握していかなければならないと思っております。

その委員会にかける判断基準というのは非常に難しいわけではありますが、片や町民の方がいらっしゃって、そこからいろいろなご要望もご意見も含めていろんなことを言われます。それも確かに職員としてプレッシャーになる時もありますけれども、一方では、これは私も反省しなければならないですけど、私なりの上司があれもしなければならない、これもしなければならない、これもいついつまでにやらなければならない、そのことが結果として職員に大きなプレッシャーになってしまうというようなこともございます。最近では部下職員から上司に対していろいろ要求を突きつけられて、さてどう対処していこうかということで気持ちを沈めてしまう、そういう場面もあるように聞いておりますし、言えば議員の皆さんから、これは別で違法だとか不当だとかということではありませんけれども、さまざまな指摘をいただく、それをどのように解決していこうかという中で、非常に苦慮する中で、出口の見えない気持ちになってしまうというような場合もあるかと思っています。しかしそれを全部先ほど言った委員会にかけるということではなく、それぞれどのように解決していこうかという中で議論していかなければならない。

ただ、先ほど言いましたように、組織でありますので、誰か1人がそれを全部抱え込んで対処していかなければならない、そこは避けなければならぬと、そのように思ってございます。やはり組織として、いろいろな意見を聞きながら、そして対処の方針も協議しながら、組織全体としてその問題の解決にあたるということが大前提かと、そのように思ってございます。決して一人の責任に、対応にさせないということを旨としながら臨んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。時と場合によっては、委員会にかけないでということも当然あると思います。

職員が何を拠り所にして仕事をやればいいのかというふうなことになると思いますが、ほかの町の事例等も見てみますと、要綱がしっかりしていることと、マニュアルをきちんと作って、研修会もやっているんですね。行政対象暴力対応マニュアルというのがあって、研修しながら、こういったときの対応は、こういう形で対応するんだよというマニュアルがあるんですけども、それと、やはり一番大事なのはもしそういう当事者になったときに、周りはどうやってフォローしてあげるかということに尽きるのかなと思います。どうしても抱え込んでしまって、何とか自分のところで解決しよう、解決しようといっているうちに時間が経過して、深みにはまってしまうというふうな流れになっていくのかなという気がするんですけども、年間を通して、こういった研修ももちろん、要綱はあるんですから、要綱の見直しとか、対応マニュアルを作ったり、その対応マニュアルでもって、職員研修をして、いざという時の備えにすることが必要なというふうに思います。

組織として、基本的に先ほど町長のお話がありましたけども毅然と対応するための体制の確立ですとか、情報の共有化、緊密な連携、研修会の実施等、そういったことをマニュアルの中に盛り込んでいただいて、ぜひ、職員が安心して仕事をしていけるような環境を作っていただければと思います。

先ほども言いましたが、もし当事者になった場合の職員のケア、決してそんなことで職場を去ることがないように、これは全面的に職員みんなで応援して、対応していただきたいなと思います。

以上、再度答弁お願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 こういった問題は、その他の課題もそうなんですけれども、時間が経過してしまえばしまうほど、その選択肢というものは限られてしまうと。もっと早い段階でいろいろ相談をしながら協議をするということを、これ課題の対処にしても同じことなんですけれども、そのときには、いろんな方法が出てくると。ただ、結果として、時間経過が進めば進むほど、その選択肢というものは数が少なくなって、こうせざるを得ないみたいな、そういうことになってしまうのではないかと、私は常々そう思っております。ですので、いろんな時に、この委員会のことは別といたしましても、早く課題のことについては、グループ内で、さらには課の中で、さらには私や副町長も含めて協議をしていくということが大切ではないかと思っております。

そんな中で、先ほどご指摘いただきましたマニュアルといいましょうか手順書、こういう時にはこういうふうに対応するという手引書というようなものは、町にはまだ備えつけられておりませんので、そういったものについて

は必要であろうと、そのように感じます。また、然るべき専門家などを招いた研修会というものも必要になってくるのではないかと、そのように感じます。ぜひ、そういったことについては取り組んでみたいと、そのように思うところでございます。

そんな中で、過去の議員の方でしたけれども、町の財産の一つに職員が挙げられるんだと、そういうご指摘もいただきました。物ではありませんけれども、人材としての財産であるということを考えますと、そこをしっかりと守ることも私の役目であろうと、そのように思います。そういったことを旨としながら取り組んでまいりたいと存じます。

◇議 長 2 番、三條議員。

◇三條議員 まさに今答弁いただいたように、職員は町の宝物だと思います。大事にして、育てていただいて、本当に安心して仕事ができる環境を、今もそういうふうな環境にあるんだと思いますけれども、さらに一歩進めて、本当に真剣に大空町の将来のために働いてもらえるような環境をこれからも作っていただければと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 努力してまいりたいと改めて思います。また議会の皆さんにも、そういったご視点で職員の育成などにご協力いただければありがたいと思います。私自身も頑張りますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 これにて、三條幸夫議員の一般質問を終了します。

次に、1 番、後藤忍議員の一般質問を許します。

◇後藤議員 はい、1 番。令和 3 年第 1 回定例会通告に従い、一般質問を行います。

質問事項は、農福連携についてです。

近年、農業の現場では、農業従事者の高齢化や働き手の不足が課題となっています。一方、福祉の現場では、障がい者等の就業率や賃金が低いため、経済的自立が難しいという課題があります。

農福連携の取り組みは、各種調査によれば、農業経営体における労働力の確保や売り上げ増加に加え、障がい福祉サービス事業所における賃金、工賃の向上や障がい者の心身状況の改善など、農業と福祉の双方に良い効果をもたらすことが明らかになっており、国は農福連携について全国的な気運の醸成を図り、今後強力に推進する方策を検討するため、省庁横断の会議として農福連携等推進会議を設置し、今後の推進の方向性を農福連携等推進ビジョンとして取りまとめています。当町においても、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして農福連携もまちづくりの一つとして考えられると思います。

質問項目の１点目といたしまして、町における障がいのある方の就労に関わる福祉サービスの現状について伺いたいと思います。

２点目といたしまして、農福連携の考え方について伺いたいと思います。

以上、最初の質問となります。山下町長よりご答弁願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、本町における障がい者の方の状況などについて、ご答弁を申し上げたいと思います。

本町における令和２年４月現在の障がい者の方の数でございますが、身体の方が３７８名、知的の方が８４名、精神の方が５４名となっております。過去５年間のこの数字の推移を見させていただきますと、身体の方は微減している状況でございますが、知的の方は微増という状況かと思えます。そして精神の方は横ばいの傾向となっております。

子どもたちの状況でありますけれども、児童生徒の特別支援学級に在籍している状況でございます。小学校で２７名、うち療育手帳を所持されている児童が１０名。中学校は１６名、うち療育手帳を所持している生徒は９名。このほか、特別支援学校に在籍している児童が８名いらっしゃいます。障がいのある児童生徒につきましては、幼稚園から高等学校までの間に準じるその教育機関として、特別支援学校というものがございまして、そこに入学が可能なわけでありまして、学校ごとに受け入れ可能な障がいの種別が決まっておりますので、それによってはどこでも自由に入学できるという状況にはなっていない状況でございます。また、こういった方々が将来、どのような卒業後の進路の意向を持っているかということなどについて、さらには町内におけるちあふるの現状などについて、後ほど担当から少しそのあたりの状況については、説明をさせたいとそうように思っております。

農福連携という切り口で、今回ご質問をいただきました。障がい者の農業分野での活躍を通じまして、社会参画を促す取り組みというふうに私も認識をしております。また、障がい者の方のためだけではなくて、農業において、労働力不足といった課題解決にも繋がる取り組みだろうと、そのようにも受けとめております。さらに大きな視点で見ますと、高齢者でありますとか生活困窮者の就労、さらに犯罪や非行に陥った方の立ち直り支援といった地域共生社会といわれるものの一助を担う側面もあるのではないかと捉えてございます。

そんな中で北海道の中の事例ですが、北広島市では１０名の障がい者を受け入れて野菜生産を行っている農園があるそうでございます。大空町に限って見ますと、大規模畑作でありますとか酪農が中心となっておりますが、人手不足は顕著でございますけれども、今まではその対応として、機械化による省力化という視点で進められてきたように思います。しかし、中には園芸や施設野菜を取り組んでいらっしゃる農業者の方々もいまして、そういった現場では手作業もまだまだ必要になっております。そういった中で、農福連携の取り組みということを本来は取り組めてもいいのかと思っておりますけれども

も、まだ、その現場においても本町においては取り組み等には至っていないというふうに感じてございます。

まだまだ希少な例ではございますけれども、新しくできましたビーンズファクトリーにおきまして、金時や高級菜豆の手選別の作業がございまして、昨年からちあふるの入所の方が期間限定ではありますけれども、2名ほど雇用されている状況にあります。農業者の方々の雇用ということ以外にも、その農業関連施設などの現場も選択肢として挙がってくるのではないかと、そのように捉えているところでございます。そんな中で農福連携、私どもも取り組みを進めていかなければならないものと考えてございます。

1 回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 私からは、特別支援学校卒業後の進路状況ですとか、就労サービスの現状について申し上げたいと思います。

本町における統計はございませんけれども、平成30年の学校基本調査によりますと、特別支援学校高等部の卒業者は2万1,607人で、進路の内訳につきましては、進学が2パーセントの427人、教育訓練機関等への入学が1.6パーセントの342人、就職が31.2パーセントの6,760人、社会福祉施設へ入所、通所の方が61.1パーセントの1万3,241人、その他が4.1パーセントの887人となっているところでございます。

特別支援学校高等部を卒業後、将来は一般企業への就職を希望しているものの、すぐに就職が難しい方につきましては、就職に必要な知識やスキル向上のための訓練、求職活動のサポートなどを行う就労移行サービスを活用する場合や、就労継続支援A型、B型などのサービスを利用する場合、また、もう少しゆっくりと学ぶ時間が必要な方には自立支援サービスを利用する場合があることと存じます。

現在、町内在住者で就労サービスを受けられている方につきましては、18名ほどいらっしゃいます。そのうち就労移行支援サービスを利用されている方が1名、就労継続支援A型サービスを利用されている方が4名、就労継続支援B型サービスを利用している方は12名、就労定着支援サービスが1名で、それぞれちあふるのほか、網走市、美幌町、北見市に所在します事業所を利用しているところでございます。ちあふるでは、就労継続支援B型で6人が利用しておりまして、紙すき、運動公園や朝日ヶ丘公園のトイレ清掃、めまんべつ産業開発公社のシジミ作業、しめ飾り販売、大豆選別作業や両地区での出張カフェなど、利用者の状況に応じて作業を行っているところでございます。利用者の内訳につきましては、東藻琴の地区の方が5名、女満別地区の方が1名になっている状況でございます。

私からの説明につきましては以上でございます。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。福祉サービスの現状については分かりました。

その中で、特別支援学級の対象者の人数、小学生は27名、中学生は16名いらっしゃるということで、教育委員会は特別支援教育につきましては、補助教員の配置を継続するとともに、公私間の連携によりまして、児童生徒の成長に応じた適切な対応に努めていただいております。また、就労促進のための体制づくりやICTに関連した多様な進路にも対応できる教育活動を推進していただいているところでありますけれども、1点目の再質問といたしまして、特別支援教育の対象者の方たちは、中学を卒業後、先ほどもお話ありましたが、成長の段階で改善がなされることが一番良いことであると思いますが、一定の方たちは高校若しくは養護学校を卒業後、福祉施設から一般就労への移行、就労移行支援事業、就労継続支援のA型、B型事業、就労定着支援事業を利用し、就労することになると思います。その方たちが就労に対して、居住地を含めまして、どのような意向であるのか伺いたいと思います。

◇議 長 福祉課参事。

◇福祉課参事 再質問のありました件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

令和2年8月28日から9月30日の約1カ月間におきまして、第6期大空町障がい福祉計画及び第2期大空町障がい児福祉計画の策定にあたりまして、障がいのある方への生活実態やニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施してございます。そのうち町内に居住され、障がい福祉サービスを利用されている方を対象にアンケートの回答がございましたので、その結果についてご報告申し上げたいと思います。なお、少数回答につきましては省略をさせていただきます。

設問ですが、あなたはどなたと一緒に暮らしていますかということで、複数回答可の設問におきましては、親と暮らしているという方が12名、ひとり暮らしという方が7名、兄弟姉妹の回答が4名という状況でございました。また、あなたと一緒に暮らしている方が一緒に暮らすことができなくなった場合、どのような住居で暮らしたいですかの設問におきましては、ひとり暮らしと回答された方が8名、グループホームと回答された方が5名、障がい者支援施設と回答された方が4名いらっしゃいました。またグループホーム、障がい者支援施設と回答された方におきまして、どの地域で暮らしたいですかとの設問におきましては、大空町と回答された方が6名、他の市町村と回答された方が3名いらっしゃいました。

アンケートの結果から、現在、親や兄弟またはひとり暮らしをされている方の4分の1にあたる方が、地元のグループホームや障がい者支援施設で暮らしたいと回答している状況でございます。地元でひとり暮らしを考えている方を含めると、もう少し人数のほうが増えるのではないかとというふうに予想されるところでございます。

なお、今回のアンケートでは就労に関する設問はございませんでしたけれ

ども、自由記載におきまして、記載されたものを幾つかご紹介させていただきたいと思います。一つ目でございますが、町内にグループホームがありますが、入所は無理だと聞いております。同じ町内で将来生活できたら1番うれしいのですが、学校卒業した後の将来がとても心配ですということ。また、もう一つは、今は学校に行っていますが、卒業後に過ごせる施設がありません。また、卒業後は施設へ入所または通所を希望しています。など将来や居住場所、就労を心配するご意見があったところでございます。

私からの回答につきましては以上でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 アンケート結果については、今担当が申し述べたとおりでございますけれども、やはり卒業後の進路やその居場所、そういったところを心配される声と、ひとり暮らしでの生活を余儀なくされる方、いろんな不安を抱えていらっしゃるんだということが分かってきております。

やはり住み慣れた地域において安心して暮らしていけるということ、それを提供するのも町としての役割ではないかと、そのように感じているところでございます。町だけでは当然、すべてをできるわけではございませんので、関係する法人や団体の皆さん方と連携を図りながら、就労でありますとか、居住する場所、そういったことについて今後も検討していかなければならないものと、そのように受けとめております。

◇議 長 12時経過しておりますけれども一般質問を最後まで行いたいと思いますので、皆さんご協力ください。質問者は、時間を気にしないで継続してください。

1番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1番。今、アンケートの結果より考えられる障がいがある方たちが将来大空町に暮らしたいという今後の意向を踏まえたと、その方たちが大空町で生活し、就労の機会を得ようとするときに、今も町長からご答弁がありましたけれども、現状のままでは就労の機会を獲得しにくいことが伺えます。

現在、大空町では、第3期大空町地域福祉計画の目標に安心できる福祉サービスの中で就労支援の充実として、障がい福祉サービス事業所や民間企業、障がい者、行政等がネットワークを持つ地域自立支援協議会が中心となり就労支援の樹立に努めるとなっており、1点目としまして、民間企業や地域で障がいのある人の就労に関する情報の提供、2点目として、障がいのある方への就労の場の確保に向けて取り組むこととなっております。

先ほど、町長のご答弁でも進めていくというお話ですので、障がいのある方たちが養護学校などの学校を終わった後、大空町で保護者、親御さんと一緒に暮らしていけるようにぜひ進めていただきたいと思います。何かお考えあれば、もう一度お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 議員ご指摘のとおり地域福祉計画の中で、障がい者の就労の場の確保に取り組むことという目標を位置づけております。その中心となるのが、地域自立支援協議会でございまして、その中で就労支援の充実に努めることとしているわけでございます。この協議会というものは、当該する障がい者の方がその協議会に参加されているということはもちろんですが、そのほかに福祉団体でありますとか福祉施設の方々、その他医療や教育、さらには雇用機関、企業の方々、そういった方々が参画をして構成されている協議会でございます。まだ協議会として具体的にこの就労の場のことについて具体的な動き出しということにはなっていないわけでありまして、これからということであります。

その中で、今回議員がご指摘として一般質問していただいた農福連携、そういうことであれば、福祉の現場の状況でありますとか農業の現場の状況の理解をしっかりとさせていただいて、そして農業者側のニーズや福祉側のニーズ、障がい者の方々のニーズ、そういうものを上手く十分把握した中で、どのような可能性があるのかというところをまずは議論していただかなければならないと思っております。それは農福の場面ばかりではなくて、民間企業の方々もいらっしゃいますので、そういった方々のニーズと障がいがある方々のニーズ、どこでマッチングするのかと、そういうこともこの中で議論をしていかなければならないものと思います。町の役割としては、議論はその場でしていただくとはいいながら、それに対するそのニーズでありますとか状況、そういうものの情報というんでしょうか。それをそこにまずは提示をして、その中で、どういうことが考えられるのかということ、協議会の中で議論をしていただく、その調整役としての役割を担っていかなければならないものと思っております。

今回の地域福祉計画の中で、そういった議論が進むように、町としては、いろいろなデータをここに提供させていただいて、議論を進めていきたい、そのように思います。その中でできるものから一つでも二つでも取り組むことができればありがたいなと思うところでございます。そういう取り組みを今後の地域福祉計画の中で進めてまいりたいと思いますので、またご指導いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 1 番、後藤議員。

◇後藤議員 はい、1 番。今、ご答弁ありましたけれども、今後、地域自立支援協議会を中心に J A などの関係機関とともに、課題の解決や相互理解を深めるための話し合いの場を進めていただければと思います。

最後になりますけれども、私は農福連携について一般質問をするにあたり、大空町の基幹産業である農業が、障がいのある方たちの就労の一助になるのではないかと考えました。先ほどご指摘もありましたとおり、いざ当町にお

いて農福連携の取り組みについて課題を考えますと、農福連携の先進事例は主に園芸作物が多い道央圏でありまして、1点目、ほかの地域に比べて園芸作物の割合が少ない。2点目、土地利用型で畑作専業、酪農専業が主体で大型機械を活用し、スマート化が進んでいるなど、当町においては障がいのある方たちが取り組みやすい作業が少ない傾向にありまして、また、冬場の雇用の創出問題、農業者の福祉に対する理解といったものも考えられると思います。

しかしながら、社会情勢を鑑みますと国際的にはSDGsが採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が目標とされており、国、農水省では農福連携について全国的な気運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討していますし、北海道内の単位農協の組織、事業及び経営の指導等を担っている北海道農業協同組合中央会では、農福連携の取り組みへの背景として、農業の労働力不足を契機に、農福連携へ取り組みを始めているJAが見られるようになってはいるが、一部のJAでは、管轄内に福祉施設がなく、障がいのある生徒が町外の養護学校卒業後、町内に戻ってこないことに対する危機感を持って取り組みを模索している事例も出てきているそうです。ですので、JAに関わる農福連携を後押しすべく、一般社団法人れんけいや北海道農政部、ホクレンと一体となった推進体制を模索していく予定となっております。

これからの農業考えますと、安心、安全な農産物を消費者のもとへ安定的に供給することは当然であります。しかし、先ほど述べさせていただきました諸社会情勢を鑑みますと、将来、農業も農業経営体としてのCSR、社会貢献への取り組みが求められていくと考えられます。

来年度、大空町では網走刑務所住吉作業所利活用事業が予定されており、令和3年1月29日に町民説明会も行われました。仮称ですが、住吉ふれあい農園構想のコンセプトといたしまして、住民や受刑者だけではなく、観光客、高齢者、障がい者等が活躍、交流できる場を創出、様々な世代、境遇の人たちが関与し、住吉作業所を中心とした地域活性化を図ることとなっております。例えばですが、その場を福祉事業者と連携を図り、農福連携の可能性のテストとしての位置づけもできるのではないかと考えています。すでにそのことを想定している事業かもしれませんが、そのことをフィードバックしていくことも、今後の障がいのある方たちの就労の機会に寄与することができるのではないかと考えられます。

障がいのある方たちが、生まれ育った地域での暮らしを展望し、将来において必要な支援を受けながら自立していくために、就労の機会の選択肢の一つとして、大空町にあった農福連携の可能性を視野に入れてとり進めていただければと思います。

以上、質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 議員ご指摘の地域にありますJA組織、これは農業の中心的役割

を担う組織でもございます。町としてもそういうところといろいろ連携をしながら物事が進められれば大変ありがたいと思っているところでありまして、また、農業の役割というのはご指摘いただいたとおり、物を生産して食料をつくる、また環境を守る、そういうところもありますけれども、そこで働く方々、社会の中のいろいろな役割を今農業も担っているのではないかと思います。福祉の事業所の受け皿となりうる、そういう農業も役割の一つではないかと考えるところでございます。

そういった中で、農業者の方々の理解もいただかなければならないわけがありますけれども、農業者ばかりではないと思うんです。地域共生社会ということの中には、いろいろな立場の方々がいらっしゃいます。それぞれの立場の方々をそれぞれの人たちが理解をするという中にあって、今回は障がいのある方というところの切り口からではありますけれども、さまざまな方がさまざまな人に理解をされて、そして皆が幸せな生活を送られるような、そういう仕組みづくりということに繋がっていくのではないかと考えてございます。そういうところから農福連携の意義というものも、皆さんにご理解をいただけるように努力をしていかなければならないと思っているところであります。

私どもの町には、ちあふるという施設がございますけれども、そこで全部が完結できるわけではなくて、まだまだ十分ではないと思っております。ただ、地域を少し大きく捉えますと、周辺の地域には特別支援学校があったり、さまざまな事業所などもあります。そういうところと広域で連携をしながら、私どもの町の役割は何かということで提案ができるものもあるのではないかと、そのように感じているところでございます。ぜひ、そういったものに取り組んでまいりたいと思いますし、先ほど言った地域自立支援協議会の中に、そういう可能性などについても提起してまいりたいと、そのように思います。

そういう提起をする中の一つに議員がご指摘いただいた住吉作業所の活用ということがあるかと思えます。あの場所につきましては、町として取り組みたいと思うところもありますけれども、いろいろな方々があの場所を活用していただいて、そして取り組みを行っていただく。そのことが地域全体としてのエネルギーに変わっていくものと考えてございます。企業の方が使うもよろしく、また学校現場の大学などの方々が研究として使うのもいいと、さらにこういった福祉の方々が自分たちの作業の場を求めて使うことも可能であると、そういうところを町として提供していきたいというところもございます。ぜひ今後そういうご意見をいただきましたので、そういう可能性についてもどの程度できるか、若しくはやりたい意向があるのかというところも踏まえて、検討させていただきたいというふうに考えてございます。

先ほど言いました全体の理解の中で農福連携というものも成り立っていくことと考えてございます。町としても、そういう理解を進める立場で、いろいろな取り組みにこれからも努力をしてまいりたいと思います。まずは地域自立支援協議会の中に、さまざまなご提案をさせていただく中で、ご議論を加速させるということに努力をしてまいりたいと思います。今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて、後藤忍議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。３月１０日から３月１２日までの３日間は、予算審査特別委員会の開催に伴う議事の都合によって、会議規則第１０条第２項による休会とし、３月１３日と３月１４日の２日間は、会議規則第１０条第１項による休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、３月１０日から３月１４日までの５日間は、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご協力いただきましてありがとうございました。

（散会 午後０時２０分）

令和 3 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 開 会 令和 3 年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 令和 3 年 3 月 1 5 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	後	藤	忍	7 番	品	田	好	博	
2 番	三	條	幸	夫	8 番	齋	藤	宏	司
3 番	上	地	史	隆	9 番	松	岡	克	美
4 番	田	中	裕	之	10番	深	川		昇
5 番	原	本	哲	己	11番	松	田	信	行
6 番	沢	出	好	雄	12番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 教 育 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長

副	町	長	住	民	課	長
総 合 支 所 長			福 祉 課			長
会 計 管 理 者			福 祉 課 参 事			
総 務 課 長			産 業 課 長			
総 務 課 参 事			産 業 課 参 事			
総 務 課 参 事			建 設 課 長			
移 住 ・ 定 住 支 援 室 長			総 務 課 主 査			

生 涯 学 習 課 長	高校・認定こども園推進室長
生 涯 学 習 課 参 事	高校・認定こども園推進室参事

監 査 委 員 事 務 局 長	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和3年第1回大空町議会定例会議事日程

第3号 令和3年3月15日（月） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第12号 第2次大空町総合計画基本計画の変更について
- 日程第3 議案第13号 大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
- 日程第4 議案第14号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第15号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第16号 大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第17号 北海道大空高等学校寄宿舎条例制定について
- 日程第8 議案第18号 大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第19号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第20号 大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第22号 大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第23号 大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第24号 大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第25号 大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第26号 大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第27号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第28号 令和3年度大空町一般会計予算
- 日程第19 議案第29号 令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 令和3年度大空町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 令和3年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

日程第22	議案第32号	令和3年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算
日程第23	議案第33号	令和3年度大空町簡易水道事業特別会計予算
日程第24	議案第34号	令和3年度大空町下水道事業特別会計予算
日程第25	議案第35号	令和3年度大空町個別排水処理事業特別会計予算
日程第26	議案第36号	令和3年度大空町一般会計補正予算（第1号）
日程第27	議案第37号	令和3年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第28	発議第1号	大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
日程第29	発議第2号	議会運営委員会の閉会中の継続調査について
日程第30	発議第3号	各常任委員会の閉会中の所管事務調査について
日程第31	発議第4号	懸案事項促進のための議員派遣について
日程第32	報告第1号	令和2年度定期監査結果報告について
日程第33	報告第2号	例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会教育長	渡邊國夫
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	住民課長	星加政志
総合支所長	田中信裕	福祉課長	鈴木章夫
会計管理者	平田義和	福祉課参事	阿部雅浩
総務課長	林敏美	産業課長	作田勝弥
総務課参事	松川一正	産業課参事	中村直樹
総務課参事	塚原章裕	建設課長	高島清和
移住・定住支援室長	秋葉暢康	総務課主査	安念真人

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	佐々木徳幸	高校・認定こども園推進室長	村山修
生涯学習課参事	菅野洋治	高校・認定こども園推進室参事	友西敦史

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 井 上 透

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長 篁 充 清

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	藤田 勉	事務局主幹	田中 学
------	------	-------	------

以上のとおり報告する。

令和3年3月15日

大空町議会議長 近 藤 哲 雄

(開会 午前10時00分)

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回大空町議会定例会8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、8番、齋藤宏司議員及び9番、松岡克美議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第12号

◇議 長 日程第2、議案第12号、第2次大空町総合計画基本計画の変更についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。第2次大空町総合計画の基本計画の変更について、1点だけ聞かせていただきたいと思います。

この計画の変更にあたっては、住民アンケート、審議会、パブリックコメントなど、それぞれの協議を終えて議会に提案されていると思います。変更後の項目を見させていただきましたが、特に新しいものが見受けられなかったように思いました。

住民アンケートで、いろんなことの意見が出されたと思いますが、住民の皆さんの意見というのが全体の中で、すでに網羅されていて特に記載する必要はないという判断に至ったのか、それともその必要な部分は記載してあるということであれば、特に住民の皆さんから強い要望のあった部分があって記載してるのであれば、2、3項目お示しいただければありがたいなと思います。以上です。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 三條議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

町民の皆さんにアンケートを行いまして、それらの意見等につきましてはアンケートの1番の項目でございます、住みやすさといった部分についてはあまり大きな変更等がございませんでした。また、自由記載の部分もありましたが、こういった具体的なものをこうしてくださいというものは特段記載がされていなかったところでございます。

そういうことから今回の変更につきましては、これまでの状況、そういったものの変化を的確にとらえて、今後の残り5年間で、もともとあります夢を絆を笑顔で彩る大空町という構想に進めていくかということを考えて変更したところでございます。

今回は、この基本計画の部分で新たな項目というのは確かにそんなに出てきていないのですが、基本計画の下にぶら下がっている実施計画という中で、町民の皆様方のご意見であるとか、議会議員の皆さんのご意見、そういったものを頂戴しながら、5年間の中でまた政策として考えていければと考えております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。分かりました。

アンケートに協力していただいた町民の皆さんは、アンケートを出したから、ちょっと興味持っておられる方も沢山おられますので、何らかの形で、今のお考えをお伝えいただければと思います。

◇議 長 松川総務課参事。

◇総務課参事 今回、令和3年度の予算の中でご提案させていただいているところなのですが、総合計画で印刷製本費というのを計上させていただいております。これは、基本計画の変更について、分かりやすいものを町民の皆様にお配りしたいと考えておりまして、その中でまたアンケートの部分も少し触れていくような形で、町民の皆様にお示ししていきたいと考えております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、第2次大空町総合計画基本計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、第2次大空町総合計画基本計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第13号

◇議 長 日程第3、議案第13号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。介護保険事業計画については、今後3年間の計画となるわけです。主に今回、介護保険料が5,200円から5,000円と引き下げられることになりました。要因がいろいろとあると思いますけれども、今回、引き下げに至った経過と今後の収支見通し、分かれば聞かせていただきたい。

それともう1点、現役100歳という高い基本目標の理念のもとにプロジェクトを推進するとしておりますが、具体的にこんなことをやってみたいというものがあれば、併せてお知らせいただきたいと思います。

◇議 長 鈴木福祉課長。

◇福祉課長 2点ご質問いただきましたうち、まず1点目の介護保険料につきましてでございます。介護保険料につきましては、今、三條議員からご指摘ありましたとおり、制度創設以来、初めて減額をさせていただくということで、基本月額を5,200円から5,000円にさせていただきました。これまでわりと上げてくるような形で、例えば前期の第7期などにつきまして、施設整備などの予定があったものですから、施設給付費が上がるであろうという見込みの中で上げさせていただきましたが、結果的には基金を取り崩さずにやってこれたということの中で、振り返ってみますと、その前の第6期それから第7期、第7期は今、最終年の途中でありますので、まだ最後の年は分かりませんが、過去5年間では基金を取り崩していないというような状況でございます。そういった実際の積み上がってきたお金だとか、給付の実績なども踏まえた中で検討しまして、今の見込みで先日の提案理由の中でも説明しましたが7,500万円ほどの貯金があるということになってございます。

そういった中で、過去の実績ですとか、今後のシミュレーションというの

は国の統一的なシステムで試算されている部分もあるものですから、そういった中で見込みを立ててみましたところ、5,000円が適正であろうと考えたところであります。

しかしながら、5,000円という結論に至るまでには、例えば8期のあとに9期はどうなっていくんだと。一度5,000円に下げたから、また例えば今の現状の7期よりも増えるような、一気に5,400円だとか、そういった数字が出てまいりますと、それはそれでまた大きな問題になってまいろうと考えてございまして、ある程度中期的な見通しを立てた中で、9期も少し見据えた中で5,000円という額を算定させていただいたところでございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思っております。

それから、現役100歳のまちプロジェクトというところで、介護保険事業計画でまいりますと、26ページのところに重点施策の取り組みとして挙げさせていただいております。

大きくは政策を三つに区分させていただいたところでございますが、まずは心も含めまして健康であることが1番であるということを改めて認識をしまして、これは高齢者福祉計画・介護保険計画なわけでありまして、改めて幅広い年代に対する町民の健康というものを見直して、そういったところのアプローチなどをかけていければなと思っております。

それから真ん中のところの互いに支え合い、生活するための地域づくりというところでございますが、この8期の計画を策定するにあたりまして、7期でできたこと、できなかったことの振り返りなどを行い、また、アンケート調査なども実施した中で、その介護保険制度というものはそれぞれございますが、それ以外の部分の身近なサービスというものを、ちょっと地域の住民の力などをお借りしながら、少しの支えがあって、またそういった支えることによって、支える側の人も自分の生活に対して張りが出る、生きがいが生まれますと、そういったところもあろうかと思っております、そういう生活支援の体制整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、3点目の安心して暮らし続けるための居場所づくりというところは、これは在宅でいきますと、そういう支え合いというところも関係あるわけですが、さらに言えば、その住まいという点の住宅施策などというところにも絡んでまいろうと思います。そういったところの中では、今、実際に介護保険施設などもございますけれども、そのほかにも、町で有しております施設、例えば生活支援ハウスといったようなところの運用のあり方だとか、そういったところもいろいろ地域包括支援センター運営協議会という中の委員さんのご意見の中からは、そういったところのあり方などというところもいろいろとご指摘をいただいているところでありますので、そういった3点のところを踏まえた中で、総合的な施策が展開できるような、すべてが繋がっていくようなことになっていけばなというようにところで、まずは、やれるところから、確かに現役100歳のまちという高いハードルでありますけれども、まず身近なできるところに着手をしていって、少しずつでも前に進んでまいりたいと考えているところでありますので、引き続き、ご指導等お願いしたいと思っております。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 議なしと認めます。したがって、議案第13号、大空町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第14号

◇議 長 日程第4、議案第14号、大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。定数条例の一部改正する条例の制定について、一つだけ確認させていただきたいと思います。

大空高校の開設に伴う一部改正ということなのかなと思いますが、大空高校の教職員の正確な数、教えていただきたいと思います。

◇議 長 友西高校・認定こども園推進室参事。

◇高校・認定こども園推進室参事 ただいまの三條議員の質問にお答えをさせていただきます。

大空高校の教職員数についてですが、開校後の2年間、令和3年度、4年度につきましては、全日制と定時制の二つの課程を置くことになりまして、女満別高校の在校生の普通科、あと東藻琴高校の在校生の生産科学科、そして大空高校の総合学科の三学科を併科する2課程3学科の高校となります。

法律で規定されております教職員数につきましては、令和3年度、事務職員を除きまして22名です。町から北海道教育委員会に対しまして、大空高校の教育活動を行うために人的支援を要望してきて、令和3年度につしまし

ては、2名の教員を道教委から派遣していただくことになりました。

令和3年度の教職員数につきましては、道からの人的支援も含めまして事務職員を除き24名になります。内訳といたしましては、女満別は9名、東藻琴キャンパスのほうは一部、校長先生とか行き来することもあります。15名となります。以上でございます。

◇三條議員 はい、終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号、大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号、大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第15号

◇議 長 日程第5、議案第15号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第15号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第16号

- ◇議 長 日程第6、議案第16号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第16号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号、大空町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第17号

- ◇議 長 日程第7、議案第17号、北海道大空高等学校寄宿舎条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、北海道大空高等学校寄宿舎条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第17号、北海道大空高等学校寄宿舎条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第18号

◇議 長 日程第8、議案第18号、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第18号、大空町立預かり保育所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第19号

◇議 長 日程第9、議案第19号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第19号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第19号、大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号

◇議 長 日程第10、議案第20号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第20号、大空町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号、大空町指定居

宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第２１号

◇議 長 日程第１１、議案第２１号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第２１号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２１号、大空町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２２号

◇議 長 日程第１２、議案第２２号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２２号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２２号、大空町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２３号

◇議 長 日程第１３、議案第２３号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２３号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２３号、大空町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 2 4 号

◇議 長 日程第 1 4、議案第 2 4 号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、三條議員。

◇三條議員 1 点、教えていただきたいと思います。今回の条例の制定については基準が変わったことによるものなのか、それとも独自に改正するものなのか。

もう 1 点、この条例の改正によって年間、おおよそどれくらいの収入増となるのかお聞かせいただきたいと思います。

◇議 長 高島建設課長。

◇建設課長 三條議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の道路占用料徴収条例の改正でございますけれども、道路法第 3 9 条において、道路管理者である町が条例で料金を定めることとなっております。これに伴いまして、大空町では国が示している額を適用して今回の改正となっております。独自の料金設定はございません。

料金の増減の関係ですけれども、ちょっとお時間をいただけますか。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前 1 0 時 3 0 分)

(再開 午前 1 0 時 3 0 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。高島建設課長。

◇建設課長 大変失礼いたしました。改正の額でございますけれども、令和 3 年、令和 2 年との対比でございます。差額につきましては、両地区合わせまして 5 1 万 4, 7 9 5 円となっております。以上でございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２４号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２４号、大空町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第２５号

◇議 長 日程第１５、議案第２５号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２５号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２５号、大空町普通河川管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第２６号

◇議 長 日程第１６、議案第２６号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第26号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号、大空町準用河川占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第27号

◇議 長 日程第17、議案第27号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、すでに提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第27号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第27号、大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決

されました。

◎日程第 18 議案第 28 号から日程第 25 議案第 35 号

◇議 長 日程第 18、議案第 28 号、令和 3 年度大空町一般会計予算から、日程第 25、議案第 35 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 8 件を一括議題とします。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、松田信行議員。

◇松田委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、議案第 28 号、令和 3 年度大空町一般会計予算。議案第 29 号、令和 3 年度大空町国民健康保険事業特別会計予算。議案第 30 号、令和 3 年度大空町後期高齢者医療特別会計予算。議案第 31 号、令和 3 年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算。議案第 32 号、令和 3 年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算。議案第 33 号、令和 3 年度大空町簡易水道事業特別会計予算。議案第 34 号、令和 3 年度大空町下水道事業特別会計予算。議案第 35 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算の 8 事件であります。

令和 3 年 3 月 8 日の令和 3 年第 1 回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方針性にかかわる重要な内容であることから、3 月 10 日、11 日、12 日に委員会を開催し、説明員の出席を求めて、その内容を慎重に審議しました。

その結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり本委員会に付託されました 8 事件はすべて原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第 77 条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第 28 号、令和 3 年度大空町一般会計予算から議案第 35 号、令和 3 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの 8 件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号から議案第 35 号までの 8 件を一括して採決することに決定しました。

議案第 28 号から議案第 35 号までの 8 件に対する予算審査特別委員会の審査報告はいずれも原案可決です。

議案第 28 号から議案第 35 号までの 8 件を予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第２８号、令和３年度大空町一般会計予算から議案第３５号、令和３年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの８件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６ 議案第３６号

◇議 長 日程第２６、議案第３６号、令和３年度大空町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 追加議案書の１ページでございます。

議案第３６号、令和３年度大空町一般会計補正予算（第１号）。

令和３年度大空町一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，３２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８９億６，８９６万５，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第２条、地方債の変更は、第２表、地方債補正による。

一時借入金。第３条、一時借入金の借入れの最高額に２００万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を１６億１，２００万円とする。令和３年３月１５日提出、大空町長、山下英二。

３ページをお開き願います。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。１５款、国庫支出金に２，１００万円追加。２２款、町債に２２０万円追加、歳入合計は２，３２０万円を追加し、８９億６，８９６万５，０００円とするものです。

４ページをお開き願います。歳出です。４款、衛生費に２２０万円追加、８款、土木費に２，１００万円追加、歳出合計は２，３２０万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、５ページ、第２表、地方債補正。１、変更です。診療施設整備事業債は、東藻琴診療所の医療用機器故障に伴い、新たな購入する機器の財源として地方債を借入れるため限度額に２２０万円を追加し、４１０万円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、１２、１３ページをお開き願います。

４款１項６目、診療所費、１７節、医療用機器に２２０万円の追加は、先ほど説明させていただきましたとおり、東藻琴診療所に設置しております医療用機器が故障し、新規に購入する必要がありますことから追加するものです。

８款７項１目、空港対策費、１８節、航空会社職員雇用維持負担金に２，１００万円の追加は、新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な影響が生

じている航空会社につきまして、社員を本町の研修職員として受入れし、側面から支援するとともに行政サービスの向上、活性化を図ろうとするものです。

続きまして、歳入の説明をしますので、１０、１１ページをお開き願います。

１５款６項１目１節、地方創生臨時交付金に２，１００万円の追加は、今回の補正予算の財源とする国からの交付金です。

２２款、町債につきましては、第２表、地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第３６号、令和３年度大空町一般会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第３６号、令和３年度大空町一般会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２７ 議案第３７号

◇議 長 日程第２７、議案第３７号、令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算保（第１号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 追加議案書１５ページでございます。議案第３７号、令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７２万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１１億５，９８８万７，０

００円とする。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正による。令和３年３月１５日提出、大空町長、山下英二。

追加議案書１７ページでございます。第１表、歳入歳出予算補正。歳入です。

７款、国庫支出金に７２万円を追加。歳入合計は７２万円を追加し、１１億５，９８８万７，０００円とするものです。

１８ページをお開き願います。歳出です。

２款、保険給付費に７２万円を追加。歳出合計は７２万円を追加し、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、２４ページ、２５ページをお開き願います。

２款６項１目、傷病手当金の１８節、傷病手当金に７２万円の追加は、本年３月３１日までの期間において、給与の支払いを受けている国民健康保険被保険者が新型コロナウイルスに感染し、仕事ができず給与を減額された場合、傷病手当金を支給することとしておりましたが、国におきまして支給適用期間が延長されたことから、本町におきましても、４月以降に支給対象の事案が発生した場合、傷病手当金を支給するため増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、２２、２３ページをお開き願います。

７款１項１目１節、傷病手当金補助金に７２万円の追加は、歳出の傷病手当金における財源といたしまして、傷病手当金として支給した額の全額が国から補助されるものでございます。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げます。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第３７号、令和３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、令和 3 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間休憩します。

（休憩 午前 10 時 49 分）

（再開 午前 10 時 59 分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 28 発議第 1 号

◇議 長 日程第 28、発議第 1 号、大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。8 番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書 1 ページをお開きください。

発議第 1 号、大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

このことについて、大空町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出する。令和 3 年 3 月 15 日提出、大空町議会議員、齋藤宏司、松岡克美の両議員です。

3 ページをお開きください。

今回の改正は、議員活動と家庭生活の両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員としての活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めます。

詳細は新旧対照表で説明いたしますので、参考資料 1 ページをご覧ください。

第 2 条第 1 項中の事故を公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由に改め、同条第 2 項中、議員を前項の規定にかかわらず、議員に、日数を定めてを出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてに改めます。

また、第 89 条第 1 項中、請願者の住所及び氏名を及び請願者の住所に、名称及び代表者の氏名を所在地に、押印しなければを請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければに改めるものです。

附則として、この規則は、公布の日から施行することにいたしております。
以上、説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い
します。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第1号、大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定につ
てを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、発議第1号、大空町議会会議
規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第29 発議第2号

◇議 長 日程第29、発議第2号、議会運営委員会の閉会中の継続調査に
ついてを議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配
りました本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会
中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすること
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第30 発議第3号

◇議 長 日程第30、発議第3号、各常任委員会の閉会中の所管事務調査
についてを議題とします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によっ
て、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の

申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 3 1 発議第 4 号

◇議 長 日程第 3 1、発議第 4 号、懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

令和 3 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号は、そのように決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎議案第 3 2 号 報告第 1 号

◇議 長 議案第 3 2 号、報告第 1 号、令和 2 年度定期監査結果報告についてを議題とします。

監査委員から令和 2 年度定期監査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 1 号、令和 2 年度定期監査報告について、ご報告いたします。

令和 2 年度の定期監査につきましては、令和 3 年 2 月 1 6 日から 1 7 日まで、松岡監査委員とともに審査を実施いたしました。

今回ご報告いたします定期監査については、地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく監査であり、令和元年度中に取得または令和元年度及び令和 2 年 1 2 月 3 1 日までに処分等の処理のなされた 1 件当たりの取得価格が 5 万円以上の物品について、監査を実施いたしました。

本年度の定期監査については、所管部署から備品台帳等関係書類の提出を求め、監査対象である備品の登録状況、取得、処分に関連する書類及び使用状況等について、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置いて監査を実施いたしました。

監査の結果、お手元に配付の資料に記載のとおり、特に指摘すべき事項は

なく、当該事務についてはおおむね適正に事務が執行されているものと認められました。なお、現地調査において改善等に向けた検討が望まれる事例や、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署へ意見として申し伝えたとところであります。

以上、令和２年度定期監査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで令和２年度定期監査結果報告については終わります。

◎日程第３３ 報告第２号

◇議 長 日程第３３、報告第２号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第２号、例月出納検査結果の報告つきまして、地方自治法２３５条の２第３項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は令和２年１１月分から令和３年１月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、１１月分につきましては１２月２１日、１２月分につきましては１月２０日、１月分につきましては２月２８日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載のとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他、特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

ここで一言、国及び北海道からお越しいただき、３月いっぱいを持って戻られる職員に対しまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。

本来であれば別の機会を通して、各議員からもそれぞれねぎらい等があるかというふうに思いますけれども、コロナ禍という状況の中で、そうした席を開催することもできません。議員一同に成り代わりまして感謝を申し上げたいというふうに思います。

本町におけます懸案事項等に対しまして、それぞれの解決、あるいは前に進めていただくということに対しまして、それぞれの立場からご尽力をいただき誠にありがとうございました。現場におかれましても大変大きな力となったということは、本定例会中にもいろいろお話に出ていたところであります。大変であったことばかりが思い起こされるかもしれませんが、そんな中にも一部達成感みたいなものも感じ取っていただきながら戻っていた

できれば幸いなというふうに感じている次第であります。

どうか、これからも大空町のことを忘れることなく、時々、これからの動き等にも気にかけていただきながら、違った立場からのお力添えを賜ればありがたいというふうに感じている次第であります。大変ご苦労様でした。

併せまして、町職員におかれましても、本年度いっぱいをもちまして3名の方が定年での退職をされるというふうにお聞きをしております。これまでの長年にわたりましてのご労苦、また、成し遂げられたことに対しまして心から敬意を表しますとともに、お疲れさまでしたという言葉をお伝えさせていただきたいというふうに思います。

仕事という部分におかれましては一息つき、ほっとされるところかというふうにも思いますけども、人生ということでは、正にこれからであります。どうかご健勝で益々充実したこれからなりますことをご祈念を申し上げます。大変お疲れさまでした。

ここで山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町長 令和3年第1回大空町議会定例会の閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げたいと存じます。また、ただいまは議長から職員に対するねぎらいの言葉をいただき、また、議員各位からも温かい拍手をいただきました。職員に代わって、私からもお礼を申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

本定例会におきましては、一般質問のほか、条例の改正、そして令和3年度の各会計の予算につきまして、ご審議を賜り、お認めをいただいたところであります。誠にありがとうございます。

ただ、新型コロナウイルスの感染がまだまだ収束されていないという状況がありまして、予算の編成をいたしましたけれども、これがしっかりと執行できるか、まだ不明なところ、不安なところもあります。ただ、町民の皆様の幸せを考え、しっかりと執行できる体制を築き上げてまいりたいと考えているところでございます。

本予算につきましては、町政執行方針でも述べましたとおり、私の任期最終年のまとめの予算となるわけでございます。そのようなことから、新しい事業の提案などはあまりなく、一言で言うとあまり面白みのない地味な予算であったかと、そのように感じております。

一方で、大空町合併をいたしまして、15年が経過をいたしました。交付税の特別な算定方式も今年度で終わるということで、新しいステージを迎えなければなりません。そういった中において新しい大空町の方向性を検討し、道しるべを立てておかねばならない時期にまいっております。

そんなことから、庁舎の大規模改修、また空港や高規格幹線道路を想定いたしました市街地における土地の活用、そして、高校の魅力化におけるさまざまな資本の整備、地域の公民館等々の基本設計や実施設計を予算として提案をさせていただいたところであります。

それらの他に公共施設の量でありますとか、広域行政による効率化、そして住民の皆様の負担とサービスのあり方、事業の取捨選択、そして子育て体

制の一元化なども提案をさせていただいたところでございます。

昨日、町の職員であった退職をされた職員ですけれども、60代でお亡くなりになるという訃報がございました。大変残念なことでございます。よく僧侶の方が無常という言葉が使われます。今日があるから明日があると思っていたら大きな間違いであると。常々先は分からないものだというのをよくおっしゃいます。確かにそのとおりなんだろうと、そのように感じたところでもあります。私自身も明日どのようになるか全く分からないというのが本当のことだと、そのように思います。

方向性を示すにあたりましては、町民、議会の皆様のご議論をしっかりと頂戴いたしながら、残されたその任期の中でまとめ上げていかなければならないものと、そのように改めて強く感じたところでもあります。この新しい年度に向けて、そういう気持ちを常に持ちながら職員ともども努力をしてまいりたいと思います。

議員各位、また、町民の皆様のご指導いただきますよう改めてお願いを申し上げます、お礼にかえさせていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。

◇議 長 これで令和3年第1回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時17分)